

平成23年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成23年3月7日（月）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成23年3月 7日

至 平成23年3月18日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 議案第 1号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第 2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分
について

日程第 7 議案第 3号 工事変更請負契約の締結について

日程第 8 議案第 4号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 9 議案第 5号 村道路線の廃止について

日程第10 議案第 6号 村道路線の認定について

日程第11 議案第 7号 字の区域の変更について

日程第12 議案第 8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定について

日程第13 議案第 9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定について

日程第14 議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

日程第15 議案第11号 白馬村体育施設条例の制定について

日程第16 議案第12号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第17 議案第13号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一
部を改正する条例について

日程第18 議案第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第20 議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条
例について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 白馬村ウイング 2 1 条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度白馬村一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 3 7 予算特別委員会の設置について
- 日程第 3 8 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

平成23年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成23年3月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

議案第1号から議案第3号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第4号から議案第32号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

- 6) 予算特別委員会設置について
- 7) 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 1号 北アルプス広域連合規約の変更について

2. 議案第 2 号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について
3. 議案第 3 号 工事変更請負契約の締結について
4. 議案第 4 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
5. 議案第 5 号 村道路線の廃止について
6. 議案第 6 号 村道路線の認定について
7. 議案第 7 号 字の区域の変更について
8. 議案第 8 号 白馬村白馬町交流センター条例の制定について
9. 議案第 9 号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定について
10. 議案第 10 号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
11. 議案第 11 号 白馬村体育施設条例の制定について
12. 議案第 12 号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 13 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 14 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 16 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 17 号 特別会計条例の一部を改正する条例について
18. 議案第 18 号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
19. 議案第 19 号 白馬村ウイング 21 条例の一部を改正する条例について
20. 議案第 20 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
21. 議案第 21 号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について
22. 議案第 22 号 平成 22 年度白馬村一般会計補正予算 (第 5 号)
23. 議案第 23 号 平成 22 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
24. 議案第 24 号 平成 22 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
25. 議案第 25 号 平成 22 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
26. 議案第 26 号 平成 22 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
27. 議案第 27 号 平成 23 年度白馬村一般会計予算
28. 議案第 28 号 平成 23 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
29. 議案第 29 号 平成 23 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
30. 議案第 30 号 平成 23 年度白馬村下水道事業特別会計予算

3 1. 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

3 2. 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度白馬村水道事業会計予算

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成23年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年11月、12月及び平成23年1月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書及び平成22年度財政的援助団体等の監査結果報告書が提出されておりますので、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、白馬山麓環境施設組合議会の開催状況についてを報告いたします。北アルプス広域連合議会平成23年2月定例会が2月15日、16日に、白馬山麓環境施設組合議会平成23年第1回定例会が2月21日に開催されました。内容については、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番松沢貞一議員、第7番柏原良章議員、第8番田中榮一議員、以上3名を指名をいたします。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成23年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月18日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの

12日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成23年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今春卒業予定の大学生の就職内定率は、昨年12月1日現在68.8%で過去最低水準と言われ、まだまだ景気の低迷が続いていることを物語っています。一方で、過去20年間における最高の寒さが影響して、県内においては個人消費に底入れ感が出てきたとの報道も過日なされたところでもあります。

プロレス漫画「タイガーマスクの主人公」を名乗り、全国各地で児童擁護施設等に匿名の寄附が寄せられ、世知辛い世の中と言われる昨今にあつて、心温まる善意が全国に波及したことは、日本人の本来の心意気をかいま見た気がして、まだまだ我が国も捨てたものではないとうれしく思っているところであります。

気象庁の予報にたがわず、今冬は12月25日のクリスマス寒波に始まり、北極震動やラニーニャ現象による偏西風蛇行の影響を受け、日本列島には断続的に寒気が流入し、ご存じのとおり日本海側の地方では1月末までに軒並み記録的な大雪となりました。

雪おろし等による死者は、平成18年豪雪の際の152人に次ぐ100人を超え、65歳以上がそのうち半数以上に上るとの報道もされているところであります。

12月定例会中には降雪がなく心配したものの、その後の降雪で本村においても一時は1メートル近い積雪となりました。除雪費については2月末時点で当初予算の1億5,000万円に近い支出となっており、今定例会において増額補正をお願いすることとしています。今冬の豪雪で日本海側の自治体は一様に除雪費の大幅な負担を強いられており、国においては110億円の補助金を手当する予定との情報が流れております。本村としても、現在この補助金を大いに期待をしているところであります。

2月に入ってから、春を告げる前兆でもある高気圧と低気圧の通過が交互に繰り返され、気温も平年より高めで推移をしております。今後は気温上昇や降雨による雪崩等が心配されるので、各スキー場においては引き続き十分な安全対策をお願いしたいと思うところであります。

今シーズンの観光客の入り組み状況を申し上げますと、2月末現在では73万人余り、前年比105.6%とわずかながら前年を上回りました。天候に恵まれ、今後の入り込みにさらに期待をしているところであります。

ナイトシャトルバス「元気号・冬物語」の利用状況は、2月末までの73日間で約1万2,000人、前年比1.4倍の伸びとなっております。運行ルートや時間帯の見直し、回数券の発行に加えて、海外のエージェントや白馬を訪れる外国人にこのバスの存在が徐々に浸透してきてい

と思われるます。

観光局関係では、2月1日に観光局の事業説明会を開催し、会員60名、会員以外の方30名の参加がありました。白馬村観光局のあり方を考える会からの質問や、同会が発行している紙面に掲載された内容の事実関係などについて説明をし、意見交換を行いました。観光局に対する批判に対しては、反省すべきところは反省し、今後も会員や村民の意見をお聞きをし、よりよい組織のあり方を検討してまいりたいと考えております。

住民福祉課関係では、子宮頸がんの予防ワクチン接種を2月1日より任意接種で始めました。ワクチンが全国的に供給不足になっているとのことでありますが、既に1回目の接種を終えた34名の2回目、3回目分は確保されるとのことであります。また、平成23年度において大北社会福祉事業協会が計画をしておりました特別養護老人ホーム白嶺の増床計画につきましては、県の補助金が得られないために1年先送りすることとなりました。

農政関係では、白馬村の23年産米の生産目標数量が、12月24日の大北水田農業推進協議会で昨年比99.5%の2,503トンと決定をし、ほぼ前年並みの数量が確保されました。これを受け2月に農家組合長会、農家懇談会を開催をし説明をしてまいりました。今年度モデル対策として始まった個別所得補償制度については、白馬村では298人に対して10アール当たりの定額補償分1万5,000円を12月に交付をしたところであり、販売価格の下落分を補てんをする変動部分の交付金額は10アール当たり1万5,100円と決まり、3月中旬に加入した農家に対して支給されることになっております。23年度からこの制度は本格実施となり、米に対する助成は22年度と同様ですが、新たに畑作物の大豆、ソバも販売目的で生産した場合に交付金が支払われる制度に拡充されました。米の生産調整の役割を担いながら、22年度には約110ヘクタールのソバの作付が行われましたが、23年度においても「そばの里づくり」のため生産向上に資するよう施策を進めてまいりたいと考えております。

ごみ処理広域化につきましては、12月議会で報告して以降の進展はございませんが、改めて申し上げます。候補地が大町市三日町となり、昨年11月30日に開催された三日町自治会主催の説明会には、60人余の住民の皆様からご出席をいただき、候補地選定の経過や想定している施設の内容等についてご説明を申し上げます。私も連合長とともに出席し、住民の皆様のご意見をお聞きし、ご質問に答えてまいりました。その際いただきました意見、質問に対する広域連合の考え方を整理し、三日町自治会の全戸に配布したと聞いております。

現在、三日町自治会では臨時総会などを開催し、今後の協議の進め方について調整をしているところであり、今月下旬ないしは4月に入ってから、具体的な動きが出てくるのではないかと考えております。何はともあれ、まずは地元自治会のご理解をいただくことが最優先であり、今後予定される2回目以降の説明会等を通じ、最大限の努力を重ねますとともに、村内においては新年度予算の中で広域化に備えるごみ集積場の設置等を積極的に進めてまいります。

長野県地方税滞納整理機構については、12月27日に総務大臣許可があり、広域連合長については年明け早々阿部知事に決定しましたが、広域連合議員選挙については立候補者が定数より多いことから、各市町村議会で投票が行われることになっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、機構への移管案件につきましては20件を予定をしており、現在、移管に向けて準備中であります。

地域情報通信基盤整備事業の中のユーテレ白馬の整備、接続工事については、繰越事業が終了し、今定例会において事業費確定に伴う変更契約案件を上程いたしますので、よろしくお願いいたします。4月1日から開局を予定しておりますユーテレ白馬への加入につきましては、アナログ波の停波後にはさらに新規加入があるものと予想しているところであります。限りある予算の中ではありますが、行政情報の伝達と親しまれる番組編成等を目指し、指定管理者と連携しながら魅力ある運営に意を傾注してまいりたいと考えております。

政府は景気に対するてこ入れの経済対策としての補正予算を昨年末に成立させました。白馬村においても学校や福祉関係など多方面に約6,940万円のきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を利用した事業を計画し、今定例会に補正予算として上程することといたしました。こうした時期の補正でありますので、一部の事業を除き翌年度へほとんどの事業を繰り越すこととなりますが、ご理解のほどお願いをいたします。

一般会計補正予算（第5号）は4,351万円を追加し、総額を44億5,666万円余とするもので、交付金事業では先ほど申しあげましたように農業基盤整備、学校環境、社会体育施設整備、道路維持、図書館や福祉相談など多方面の事業に対して予算化をし、交付金事業以外では事業費がほぼ確定したものを減額するほか、減債や福祉基金等からの繰り入れ4,390万円をやめ、神城山麓線関係では1,700万円減、ごみ処理関係では1,900万円の減とし、除雪委託費を3,000万円、道路修繕・維持費を1,000万円追加することといたしました。

次に、今定例会の柱であります平成23年度白馬村一般会計予算の概要について申し上げます。当初予算規模は43億1,800万円で、前年度に比較しますと300万円の微増となりました。公債費は対前年比6,399万円の減で、年々確実に減少し、財政健全化に向けて着実な道を歩みをたどっていますが、他方、現下の経済情勢のもと、村税収入も600万円ほど前年を下回る予算となりました。

現在、審議がおこなわれている国の23年度予算案は、景気の低迷により税収が大きく落ち込む中で国債に依存し、自主財源より借金が上回るという2年続きの深刻な歳入構造となっております。こうしたこともあり、村の事業については取捨選択を慎重に行い、総合計画のローリング、地域役員懇談会等の経過を踏まえ、緊急度や事業効果、公平性にもかんがみ、健全財政をも視野に入れながら活性化につなげるための予算編成を行い、次の3点を重点施策として掲げることといたしました。

1つ目は、「快適で安らぎのある生活環境を築く」で、地区懇談会等での要望を踏まえ順位づけした安心・安全な道路水路整備等に対して予算づけを行うとともに、ごみ減量化と処理への取り組みに対する予算化を行いました。2つ目は、「支え合い健康に暮らす地域福祉社会を築く」で、福祉医療給付者の拡充、未満児保育の充実等、きめ細かな福祉施策を進めることとしており、3つ目は「すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築く」で、ソバの所得補償や観光振興のための予算づけを行うことといたしました。

次に、歳入歳出について概要を申し上げます。

歳入では、村税は約13億6,700万円、前年比600万円、0.4%の減であります。村民税では、個人・法人村民税合わせて1,200万円余りの減となりました。いずれも景気の低迷による影響が色濃く反映された歳入となっております。

税収の70%以上を占める固定資産税については約1,250万円の増で、滞納繰越分を多く見込みました。たばこ税は喫煙者の減や観光人口の減少等もあり、670万円の減という予算編成になっています。

このように、自主財源の柱である税収が年々減少傾向にあり、前年並みの収入を維持できないため、公債費が減少しているにもかかわらず、財政健全化を見据える上での長期財政計画の予想を困難にしています。前述しましたように、平成23年度からは県下で税の共同化に取り組みますので、滞納の解消や税収の確保につながることを期待しているところであります。

地方譲与税650万円の減、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等の交付金については、全体で270万円ほどの減といたしました。地方交付税については4,170万円増の15億570万円を計上いたしました。増額となった分については財源対策債が減となっておりますので、差し引きでは前年並みの予算となっております。

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、ほぼ前年並みであります。

国庫支出金は、国政の場で議論されている子ども手当負担金が580万円増、補助金については土木・農林業費で3,100万円の増となっており、県支出金の金額はほぼ前年並みであります。子宮頸がんワクチン接種補助で1,000万円増、ジャンプ台整備委託金が720万円の増となっており、選挙委託費は800万円の減となっています。

繰入金は、公債費対策として減債基金から3,000万円、福祉基金から1,000万円を今年度もそれぞれ繰り入れすることといたしました。

村債は、約4億580万円を予定していますが、主なものは交付税等の税収不足を補う臨時財政対策債が2億8,300万円、スノーハープの施設改修費等に4,700万円、道路新設改良等に6,390万円などが主なものであります。

次に歳出であります。歳入の伸びが見込めないため、今年度も枠配分方式によるゼロシーリングでの予算編成を行い、その後に重点施策分を上乗せして予算化を図ることといたしました。

歳出について費目別に申し上げますと、議会費は議員共済会負担金の増額が主なものであります。

総務費は、前年度並みの予算ですが、主なものは地域公共交通会議への負担金が約2,200万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業に1,100万円、スノーハープ木橋改修に4,700万円等が主なものであります。

民生費は、前年度比約2,800万円の増としましたが、子ども手当1億7,700万円を計上するとともに、本年度は重度心身障害者医療給付費の対象者を療育手帳B2、精神3級までに拡充することといたしました。

衛生費は、前年度比1,500万円余りの増といたしました。主なものは、現在供給不足となっている子宮頸がんワクチン、3月に入り同時接種後の死亡例が報告され、その因果関係調査のため接種が一時見合わせとなっている小児肺炎球菌・ヒブワクチン接種等に2,100万円を計上し、起債償還終了がある清掃費については1,300万円の減といたしました。

農林業費は、前年度とほぼ同額であります。米生産調整に伴う負担金500万円を計上し、そばの里づくり事業や奈良井地区有効活用調査費を計上いたしました。

観光商工費は、前年度比約2,800万円余りの減といたしました。白馬商工会のそばガレット事業に負担金200万円を計上し、そばの里づくり事業、特産品開発を推進することといたします。また、ふるさと白馬村を応援する基金から100万円を繰り入れ、観光浄化対策事業を推進します。

土木費は、前年比4,000万円の増であります。国庫補助事業として進めております神城山麓線に3,800万円を計上したほか、村道改良事業には5,700万円、塩カル散布車購入費として900万円を予算化いたしました。

消防費は、前年度比約1,100万円の減であります。ポンプ積載車更新がひとまず終了したために減額となります。年次的に行ってきている耐震診断については、本年も5件を予定しています。

教育費は、前年度より約600万円増といたしました。学校教育費には新学習指導要領に対応するための予算やCRT検査費用を新たに計上し、伝統的建造物群保存事業に1,200万円、国の重要文化財神明社の防災事業に200万円を計上して文化財の保護を図ることとしました。

公債費は、7億8,000万円余りで、前年比6,300万円の減となり、年々着実に償還額が減少してきております。

歳出を性質別に分類して申し上げますと、人件費は7億2,700万円ほどで、前年比1,100万円余りの減となっております。引き続き本年度も特別職・議員の報酬カット、管理職手当のカットを行うこととしております。

物件費は、これまで毎年削減してきた削減が減になってきております。子宮頸がん等のワクチ

ン接種にかかわる委託料が増えたりしたため、前年度比3,900万円増の7億3,900万円余りとなりました。

維持補修費は2億2,500万円余りで、前年度とほぼ同額の予算であります。

扶助費は3億2,400万円余りで、前年度比約1,800万円の増となっておりますが、子ども手当の増が大きな要因であります。

補助費等は7億3,400万円で、白馬山麓環境施設組合への負担金等が減少したことにより、前年度比2,200万円の減であります。

普通建設事業費は2億4,200万円余りで、前年度比3,600万円余りの増であります。村道改良、スノーハープ橋梁修繕等の予算増が増加の主な原因であります。

繰出金は5億9,000万円余りで、前年度比700万円余りの増であります。

国民健康保険事業特別会計への繰出金が約9,600万円、後期高齢者医療関係会計繰り出しが8,300万円となっております。介護保険事業では、北アルプス広域連合に1億2,400万円余りの繰出金を計上し、公共下水道事業への繰出金は2億6,000万円、農業集落排水事業特別会計繰出金は2,500万円といたしました。

次に、特別会計の新年度予算について概略申し上げたいと思います。

国民健康保険事業勘定特別会計は、保険給付、特定健診・特定保健指導等の事業の充実を図るため、歳入歳出の総額を11億4,800万円余りの予算編成といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ6,500万円余りといたしました。主な内容は、歳入では後期高齢者保険料が4,700万円余り、保険基盤安定繰入金1,700万円余りを計上し、歳出では保険料負担金6,300万円余りを計上いたしましたので、よろしく願いをいたします。

また、老人保健医療特別会計は、後期高齢者医療制度への移行完了に伴い、平成22年度をもって廃止することといたしました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出約5億5,700万円で、前年度当初予算に比べて600万円余りの減となっております。事業面では、大きな工事等の予定はなく、維持管理が主なものであります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入歳出約3,600万円で、前年度当初予算とほぼ同額の予算といたしました。

水道事業会計は、引き続き需要の伸び悩みで厳しい状況にありますが、収益的収入では2億9,300万円余り、収益的支出では2億7,700万円余りを予定をしています。資本的収入は約670万円、資本的支出は約1億3,670万円で、資本的支出が資本的収入に対して不足する額は損益勘定留保資金等で補てんすることとしています。

本定例会に当初提出いたします案件は32件であります。最終日の本会議には繰越明許費等

にかかる平成22年度一般会計補正予算（第6号）と、委員の選任についての同意案件、指定管理者の指定に関する議案等を追加議案として提出することを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会招集に当たりましての冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定より、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号までは、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定より、一議員一議題につき3回まで、また、規則第54条第3項の規定より、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（下川正剛君） 日程第5 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

北アルプス広域連合の業務として3点の業務を変更するために、地方自治法第291条の11の規定により、議会に議決を求めるものであります。

変更の1点目につきましては、情報処理システムの共同設置及び管理運営に関する事務に、戸籍事務に係る中央処理装置を新たに追加し、関係市町村が締結する協定に基づく事業内容、経費負担の内容を新たに規定をするものであります。

変更の2点目につきましては、広域的なごみ処理の推進に関する事務について、関係市町村が締結する協定に基づく事業内容、経費負担を規定するものであります。

変更の3点目でございますが、福祉施設等の建設に対する財政援助について、広域連合補助金規則を改正し、補助金割合を決定をいたしましたので、市町村の分担割合を人口割で規定するものであります。

以上の項目について変更の協議を求められているものでありますので、よろしくお願いいたし

ます。

詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号 北アルプス広域連合規約の変更については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数（同日、起立全員の訂正あり）です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について

議長（下川正剛君） 次に、日程第6 議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分について、ご説明を申し上げます。

北アルプス広域連合が積み立てをしているふるさと市町村圏基金6億3,400万円の中から1,000万円を取り崩し、南部消防署に高規格救急車を配備するために財源充当するための処分案件の協議であります。

詳細につきましては、参考資料をご覧くださいと思います。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第2号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第3号 工事変更請負契約の締結について

議長(下川正剛君) 日程第7 議案第3号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 議案第3号 工事変更請負契約の締結について、朗読、説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を変更して締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成21年度 白馬村地域情報通信基盤整備工事
2. 変更契約金額 変更前契約額 金8億5,438万5,000円
変更減少額 金1億526万9,714円
(同日、1億696万214円の訂正あり)
変更後契約額 金7億4,742万4,786円
3. 契約の相手方 長野市大字南長野新田町1137番地5
東日本電信電話株式会社長野支店
支店長 立花 研司

今回の変更契約において減少となる大きな理由は、当初契約では光を同軸ケーブルに変換する光電変換装置について、村内全域で加入する数を3,000台と見込んでいましたが、実際には加入施設が1,870と下回ったため、その分工事金額が減少となったものであります。

そのほか項目ごとの理由といたしましては、大きく3つの理由がございます。ただいま説明をいたしました光電変換装置が1,204台減となったため引き込み設備、作業費等が減となり、1億2,210万円が減額。それから伝送路に伴うものが、それぞれの工事の増減で約40万円の減額。それから電柱補強費として、当初予定よりも多くの点が補償対象物件が発生したことにより、約1,550万円の増額となっており、これらを差し引いて1億696万214円の減となったものであります。

先ほど私ちょっと変更減少額のところで数字を間違えました。1億696万214円が正しい

ので、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第3号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第4号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第4号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第4号 白馬村辺地対策総合整備計画の策定について、ご説明を申し上げます。

辺地に公共的施設を整備するためには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の第3条の規定に基づき、辺地における財政上の計画を議会の議決を得て県知事に協議し、総務大臣に提出することとなっております。今回は村内の5辺地、野平、嶺方、青鬼、落倉、内山のうち、野平辺地について村道3037号線改良に伴い、1,500万円の事業費を新たに計画に組み入れるために計画の変更を行うものでありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第9 議案第5号 村道路線の廃止について

△日程第10 議案第6号 村道路線の認定について

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第5号 村道路線の廃止について及び日程第10 議案第6号 村道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第5号 村道路線の廃止について、議案第6号 村道路線の認定について、関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

農免道路事業姫川北部地区が本年度で全線が完成し、事業主体である長野県から財産すなわち新設した道路でございますが、これの引き継ぎを受けることになります。この引き継ぎを受けるには村道として管理していくことが必要でございます。国道406号の大出地籍から深空の下河原大橋までの区間など、既に引き継ぎを受けた区間については一たん村道を廃止をし、団体営農道整備事業で平成10年度に完成した塩島地区も含め、旧国道148号滝頭地籍から南に向かって深空下河原橋までを村道1124号線として認定を行うというものでございます。これに関連し、大出の北側にある3026号線が農免道路と重複する部分を廃止するため、全線を一たん廃止し、農免道路と重複する部分を除き3026号線として認定するというものでございます。

廃止と認定する部分の位置関係については、説明資料のとおりでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第11 議案第7号 字の区域の変更について

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第7号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 議案第7号 字の区域の変更について説明をいたします。

地方自治法第260条第1項の規定によりまして、本村内の字の区域を変更したいために、議会の議決を求めます。

ページを1枚おめくりをいただきまして、変更理由と今回変更をお願いいたします調書をつけてございます。さらに3ページ目には、その区域の図面並びに色塗りをしたところが今回変更する場所であるということで、資料をご覧をいただきたいと思っております。

まず変更理由でありますけれども、さかのぼること昭和33年に開拓事業で塩島の大峰地籍の水田を地元の人たちで土地改良事業を施工しました。施工しましたけれども、まだ施工後の登記がされずに現在に至っているという状況にかんがみ、今回登記を改めてしたいということから、字の区域を変更させていただきたいものでございます。

変更いたします小字の区域につきましては、変更調書記載のとおり、大きく分けて字大峰地籍に変更するのが23筆及び道路の一部、また字かき花に変更いたします区域が9筆でございます。

場所につきましては図面を添付してございますけれども、ちょうど上と下に図面が分かれておりますけれども、分かれている白塗りの部分が旧国道というふうにご覧をいただき、場所につき

ましては、塩島の集落から北通地籍に向かう途中の大峰城址のちょうど下のあたりに当たる、道を挟んだところということでございます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第12 議案第8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第12 議案第8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

白馬中学校付近の国道148号線沿い、北城1922番地3にある白馬町公民館の建物と土地が白馬村に寄附されたことに伴い、これを白馬村白馬町交流センターとして定め、設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を提出するものであります。

なお、管理については指定管理者を選定し行うこととしておりますので、本議案可決後、改めて指定管理者の選任に関する追加議案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、本施設の利用許可、不許可、条件等については、条例第6条から9条に定めてあるとおりでございます。また、利用料金等の徴収につきましては、指定管理者の収入として収受させるものとして、10条から11条に規定をいたしました。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。判断材料とするべく質問をさせていただきたいと思っております。これと類似した経緯で指定管理に至っている村内施設は、どのような施設がほかにあるかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 篠崎議員さんの質問でございますけれども、地元の区から施設の寄附があったケースとしては、新農業構造改善事業による南部トレーニングセンター用地、ゲートボール場用地等の寄附がございますが、この施設につきましては村が直接管理をしておりますので、今回のケースとはちょっと内容が違います。このほかには例がございません。

そのほか指定管理により委託している施設としては、飯田交流センターを飯田区に、八方体育館を財団法人八方振興会等に指定管理の委託をしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。

第2番（篠崎久美子君） ございません。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第13 議案第9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地域情報基盤整備事業のケーブルテレビ白馬への加入に際し、徴収することとなった加入負担金及び工事負担金、IRU契約によるブロードバンド事業者からの利用料について、予算で定める額を基金として積み立て、将来の維持管理費等の支出の一助として備えるために基金条例を設置したいものであります。

項目等については記載のとおりでございます。現在収入として約450万円の収入がございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第14 議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について説明いたします。

本件は国の施策により、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられなかった分野、地方消費者行政・DV対策・自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援する、地域活性化交付金の創設をされたことにより制定したいものであります。

なおこれは、この条例につきましては、平成25年3月31日までとしたいものであります。
よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第15 議案第11号 白馬村体育施設条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第11号 白馬村体育施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第11号についてのご説明をいたします。

白馬村B&G海洋センターをこの条例に含め、指定管理者制度を適用するようにしたいため、昭和54年白馬村条例第9号 白馬村体育施設条例を全面的に改正するものであります。

第1条で趣旨の明記。第2条の名称及び位置で、白馬村B&G海洋センター体育館とプールを含めてあります。第3条で指定管理者による管理。第4条で指定管理者の業務。第5条で体育施設の開場時間及び休場日を別表1で規定をしてあります。第6条で使用の許可。第8条で使用料を指定管理者の収入として収受させるものとし、使用料の額につきましては、白馬村使用料条例による額の範囲内において、指定管理者が村長の承認を得て定めることと規定をしてあります。第9条で使用料の減免。第10条で使用料の還付。第11条で体育施設の費用負担を規定してあります。

なお、この条例につきましては平成23年4月1日から施行し、指定管理者の指定前は指定管理者とあるのは村長としてあります。

また、この条例の制定によりまして、現行の白馬村B&G海洋センター条例は廃止するものであります。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第16 議案第12号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第16 議案第12号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第 1 2 号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、第 2 条第 3 号に規定する一定の条件を満たす非常勤職員は、育児休業を認められることとなりました。また第 2 条の 2 では、育児休業をすることができる期間の末日について、それぞれのケースにより末日を定めております。2 条の 3 は繰り下げ規定でございます。

第 3 条は、再度の育児休業をすることの特別の事情を規定し、第 2 0 条は部分休業とすることができない職員の内容を規定しており、2 1 条については部分休業は 3 0 分を単位として行うことを規定しているものであります。

なお、現状におきましては、白馬村においては育児休業を取得するような臨時職員は採用をしておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第 1 7 議案第 1 3 号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第 1 7 議案第 1 3 号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第 1 3 号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

条例の項目に、新たに有線テレビ放送番組審議会委員及び福祉有償運送運営協議会委員を追加するための一部改正でありますので、よろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 8 議案第 1 4 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第 1 8 議案第 1 4 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

特別職の職員についても一般職の職員の規定に準じて、昨年12月に改正した23年度の6月及び12月における賞与に対する調整を規定するための率の改定であります。

また現在、村長、副村長、教育長の給与額を条例に規定する給与額より減額をしておりますが、白馬村特別職等報酬審議会の意見を聞き、任期中さらに続けて行うことを、附則で村長、副村長、教育長それぞれについて規定するものであります。村長については25%減の60万円を継続し、副村長、教育長については12%減とし57万9,000円、51万6,000円として、引き続き減額をするものであります。

詳細については新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、これまでは毎年このような提案をしておりましたけれども、今回、任期中という形で提案をさせていただくものであります。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成22年8月の人事院勧告及び国家公務員給与法の改正に伴い、第21条第2項については再任用職員の勤務時間を正規職員と同じく7時間45分に改めるものであります。

第3項は、正規の職員が月60時間を超える時間外勤務をした場合の振替休日並びに超過勤務手当の支給率等に関する規定の関連条項について、一部を改正するものであります。

なお、本村には現在、再任用職員は存在をいたしませんので、よろしく願いをいたします。

また、平成23年度6月及び12月の賞与の調整を行うために、5級以上の職員は期末手当について6月が1.05月を1.025月、12月を1.15月から1.175月とするもので、勤勉手当については6月、12月ともに0.85月を0.875月の1.75月とし、その合計を3.95月と規定するものであります。

細かい数字を申し上げましたが、詳細については新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第20 議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
について**

議長（下川正剛君） 日程第20 議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成17年4月1日から実施をしております管理職手当引き下げの特例規定であります。給料から管理職手当を、平成24年3月31日まで引き続き本特例条例により1%カットするための条例の一部改正であります。

なお、詳細につきましては新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

ただいまより、11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

議長（下川正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第1号で、起立多数という発言をいたしましたけれども、起立全員でございますので、訂正をさせていただきます。

△日程第21 議案第17号 特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第21 議案第17号 特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第17号 特別会計条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本件は、白馬村老人保健医療特別会計につきましては平成19年度制度終了後3年間法令設置

となっておりました老人保健医療特別会計を、平成23年3月31日をもって廃止するための改正ですので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第22 議案第18号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第22 議案第18号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第18号につきまして、ご説明いたします。

白馬村使用料条例の一部改正する内容につきましては、近隣市町村の運動場使用料と比較検討いたしまして、学校運動場1時間150円を200円に、南部グラウンド一般使用1時間150円を300円に、夏季特別貸出・営業使用1時間450円を900円に、北部グラウンド一般使用1時間300円を400円に、夏季特別貸出・営業使用を1時間900円を1,200円にし、現在北部トレーニングセンターのトレーニングルームは使用できないため、多目的室に改修しまして1時間400円で貸し出ししたいものであります。

また、B&G海洋センター体育館プール使用料をこの条例に含め、白馬クロスカントリー競技場のスキークロスカントリー大会をグリーンシーズンの大会もここに含めるため、スキーを削除したいものであります。

それから、注1、営業使用の定義ですが、商品の販売会、予約会、見本市、入場料を徴する講演会、セミナー、映画、演劇等の行為を商品の予約会、見本市、入場料を徴する講演会等の行為に、村内に宿泊して合宿等を行う団体を、合宿等により使用する団体に改正するものであります。

字句の見直しと村外に宿泊して合宿等で使用をしようとする団体が個人で申し込みをした場合は一般使用となり、村内の合宿等の方が高くなるため、村内を削るものであります。

また、注4といたしまして、1時間以内の端数時間を1時間に規定したいものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第19号 白馬村ウィング21条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第23 議案第19号 白馬村ウィング21条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 議案第19号につきまして、ご説明いたします。

別表1-1アリーナ使用料と、別表1-2ホール使用料の注3中、村内に宿泊して合宿等を行う団体を、合宿等により使用する団体に改正したいものであります。

改正理由につきましては、先ほど白馬村使用料条例の一部改正で説明した内容と同じであります。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第20号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第24 議案第20号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第20号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本件は、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者全員に福祉医療が受けられるよう、支給対象範囲の拡大を図るものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。この給付範囲の拡大により、新たに対象となる方の人数はどれぐらいと見込んでいらっしゃるか、またその場合の給付額はどれぐらいと見込んでいらっしゃるかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） ただいまのご質問でございますが、この改正により療育手帳の所持者につきましては16人、それから精神の手帳につきましては2人が対象になりまして、予算的には年間でおおむね60万くらいを予定しております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質疑はありますか。

第2番（篠崎久美子君） ございません。

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第25 議案第21号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第25 議案第21号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第21号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

非常備消防団、いわゆる地区の消防団でありますけれども、その設置等の根拠となる国の消防組織法が平成18年6月に大幅な改正が行われました。その際に直すべき法的根拠条項の条項等の変更が、事務上の手違いにより行われていなかったため、申しわけございませんが今回改正するものでございます。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（下川正剛君） 日程第26 議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出に4,351万円を追加して、歳入歳出それぞれ44億5,666万8,000円とするものであります。

5ページ、第2表地方債補正をお開きをいただきたいと思います。道路新設改良事業豪雪対策事業債は1,380万円を1,270万円に減額。道路新設改良事業辺地対策事業債は2,130万円を1,980万円に減額。災害復旧事業債は300万円を220万円に、それぞれ事業費が確定により減額をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、9ページ歳入明細をご覧をいただきたいと思います。地方交付税につきましては、4,385万6,000円を追加するものであります。

民生費負担金につきましては、児童福祉費負担金の節の額を保育料の追加により169万3,000円とするものであります。

次に10ページですが、民生費国庫負担金については、児童手当負担金と子ども手当負担金を実績により増減して、560万円を減額するものであります。

次に、11ページをご覧ください。国庫補助金につきましては、次世代育成対策交付金に482万円、農地等整備保全事業費補助金に550万円を追加し、国の経済補正対策として、きめ細かな交付金3,170万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金1,713万4,000円

の合計4,883万6,000円を追加するものであります。

12、13ページでありますけれども、民生費県負担金につきましては、保険基盤安定負担金を239万8,000円追加するものであり、民生費県補助金については事業仕分けの影響により、地域子育て支援事業で266万9,000円を減額します。それから乳幼児医療給付事業補助金等で、実績により319万7,000円の減としております。

農林水産業費県補助金につきましては、間伐の関係の補助金が103万円の減としております。

次に14ページ、不動産売却収入444万9,000円は、歩道改良に伴い白馬南小学校敷地の売却代金が入ったものであります。

基金繰入金については、普通交付税の増額交付に伴い減債基金を3,000万円、福祉基金を1,000万円、スキースポーツ育成振興基金390万円の取り崩しをやめるものであります。

次に15ページであります。雑入につきましては、全日本スキー連盟からの補助金500万円が入らなくなったため、歳入を減額しております。

それから、村債についての減額につきましては、最初に地方債の補正で申しあげましたように、事業費の確定に伴い起債予定額の減額をそれぞれするものであります。

次に、17ページからの歳出をご覧くださいと思います。財産管理費の105万円は、役場の旧排水施設にかかわる国道406号線上にあるマンホールふたが傷んだということで、それを修繕するものであります。

それから、18ページの企画費で計上いたしております情報機器緊急対策事業につきましては、交付金事業で古くなったパソコン24台を更新するために180万円を補正するものであります。

19ページ、修繕費の521万円は、経済対策の交付金を利用しスノーハーブの浄化槽や機械、グリーンスポーツの遊具等を修繕するものであります。また、サッカーくじtoto関係の補助金が入ったため、クロスカントリー大会の負担金129万円を減額するのであります。

次に、20ページをご覧くださいと思います。社会福祉総務費では、光をそそぐ交付金積み立て、福祉相談員の設置等でございますが、それに290万円を予算計上いたしました。

それから老人福祉費につきましては、実績により雪害救助員派遣事業賃金等を100万円、障害福祉費についても実績により今回減額をするものであります。

次に22ページ、工事請負費380万円でありますけれども、交付金を利用してふれあいセンターのエレベーターの故障を修繕するものであります。

それから、住民総務費の国保会計への繰出金に364万8,000円を追加、それから後期高齢者医療事業については239万円を追加するものであります。

それから福祉医療費の乳幼児医療給付費については、先ほど申しあげましたが、実績により240万円を減額するものであります。

23ページ、子育て支援費については、児童手当543万円を減額するものであります。

飛びまして、26ページをご覧をいただきたいと思います。環境衛生費では、北アルプス広域連合負担金517万7,000円を減額するものであります。ごみ関連のものであります。嶺方スキー場の老朽化した山頂トイレの解体に交付金を利用し、今回130万円の工事費を計上いたしました。

次に、27ページであります。保健予防費につきましてはワクチン接種緊急促進事業として245万円を計上しております。

塵芥処理費につきましては、塵芥処理費310万円を減としまして、環境施設組合の負担金も633万円の実績により減であります。

また、し尿処理事業についても、組合への負担金の実績により499万円の減額となっております。

28ページ、農免道路事業負担金については、事業費の確定により146万円を減額するものであります。交付金と補助金を利用し水路等修繕を行う農業活性化緊急基盤整備事業につきましては、1,100万円を計上いたしました。

29ページ、林業振興費につきましては、補助金に対する村負担分319万5,000円を追加し、林業経営者協会等の団体活動費に対する交付金を100万円今回減額するものであります。

30ページの地籍調査事業費については、事業費の確定に伴い、今回102万円を減額するものであります。

観光施設整備費につきましては、交付金を利用し、きこりの道整備委託料として105万円を追加するものであります。

それから31ページ、道路維持費については、村長のあいさつでも申し上げましたように、除雪委託料に3,000万円を追加、それから道路維持修繕費として交付金等を利用し1,630万円を追加。

道路新設改良費の国庫補助事業については、事業の内容変更と事業費の確定に伴い1,709万円を減額するものであります。道路改良事業の起債事業につきましても、同様に事業費確定に伴い300万円を減額するものであります。

32ページ、広域常備消防費は広域への負担金の精算により、334万円を減額するものであります。人件費等に伴うものであります。

33ページ、教育費の事務局費は、交付金事業として学校施設、給食センター改修等に1,157万円の事業費を計上するものであります。

学校管理費については、財産売却収入があったということから、一般財源分を減額するものであります。

34ページの図書館費については、交付金事業として1,076万円を予算化し、図書館備品の充実と施設の改修を図るものであります。

体育施設費につきましては、ウイング21の光熱水費を170万円減額し、学校給食費については、退職にかかわる公社職員の人件費として117万円を増額するものであります。

36ページにつきましては、現年発生公共土木災害復旧事業の事業費確定に伴う110万円の減額であります。

公債費については、長期債利子がさらに利率が下がったことに伴い、190万円を減額するものであります。

以上で補正予算の概要説明を終わらせていただきますが、交付金事業の内容の詳細につきましては、事前にお手元にお配りをいたしました参考資料をご覧をいただきたいと思います。以上よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 議案第22号につきまして、通告では歳入において1つ、歳出において2つ、計3つの質疑をお願いしたかったんですが、歳入においての部分の質疑に関しては、今説明の中でちょうどいいいたしましたので、これを取り下げさせていただきます。

まず、それでは歳出において、次の2つについてお伺いをいたします。27ページ、4款1項2目ワクチン接種緊急促進事業において、今年度のワクチンの内容もあわせてですが、予定対象者数と、1人当たりの予定補助金額をおおよそお伺いをいたします。

次34ページ、9款4項3目図書館施設の改修工事でございますが、この具体的な予定されている内容をお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） ただいまの関係ですが、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、対象者53名がおりますが、このうち2回までやるということで、80回分を計上をさせていただいております。なお、1回分につきましては1人1万5,600円を予定をさせていただいております。

議長（下川正剛君） 平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 図書館の改修工事でありますけれども、図書館入り口のドアを、障がい者対応も含めまして改修を予定しております。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

**△日程第27 議案第23号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）**

議長（下川正剛君） 日程第27 議案第23号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別

会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第23号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,094万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,904万円とするものでございます。

なお、この補正は年度末に当たり、国の負担金等が固まってきたことに伴う補正でありますので、よろしくお願いいたします。

5ページからお願いをいたします。歳入につきましては、療養給付費等負担金につきましては7,136万9,000円の減額をしたいものでございます。比較的医療費の方が安定をしているためでございます。

次に、2款国庫支出金につきましては、1目の財政調整交付金につきましては、1,581万9,000円を減額したいものでございます。

3款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の交付金ということで、179万1,000円の追加でございます。

6ページをお願いいたします。前期高齢者交付金につきましては、4,055万2,000円の追加でございます。

繰入金につきましては、364万8,000円の追加をしたいものでございます。

繰越金につきましては、1,959万4,000円の追加でございます。

10款の県支出金の県負担金につきましては、105万6,000円の減額でございます。

7ページの県補助金につきましては、828万7,000円を減額したいものでございます。

次に、8ページでございます。歳出、保険給付費につきましては、9ページの上段にかけまして財源内容の組みかえをするものでございます。

それから、3款の老人保健拠出金につきましても、同じく財源内容の組みかえをするものでございます。

4款後期高齢者支援金につきましては、4,494万6,000円の減額でございます。

次、10ページについては、ご覧をいただきたいと思っております。

11ページ、諸支出金につきましては、1,400万円を追加したいものでございます。これは療養給付費等負担金の前年度の精算をして、返還をしたいものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第24号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第28 議案第24号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 議案第24号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,307万8,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入明細につきましては、1款後期高齢者保険料につきましては、175万円を減額したいものでございます。

3款繰入金につきましては、10万4,000円の減額でございます。

4款繰越金につきましては、8万3,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款総務費の目内の組みかえをしたいものでございます。

2款分担金及び負担金、1目の広域連合の分の負担金でございますが、177万1,000円を減額したいものでありますので、よろしくをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第25号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（下川正剛君） 日程第29 議案第25号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第25号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

第1条をご覧ください。歳入歳出の総額から346万8,000円を減額し、5億6,459万4,000円とするものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明をします。5ページをお開きください。歳入明細です。1款分担金及び負担金は、受益者負担金を869万円減額するものです。飯森地籍で計画されている大規模開発事業に対する受益者負担金1,000万円を見込んでいましたが、開発事業に対す

る県の許可がおくれ、事業着手ができない状況にあり、事業に着手するための許可が得られたところで改めて賦課するということにしたためでございます。

2款使用料及び手数料では310万6,000円の追加。

4款繰越金では211万6,000円の追加でございます。

6ページをお開きください。歳出明細です。1項総務費1目一般管理費では、認可申請業務委託料304万円の減額が主なものです。

7ページをご覧ください。公債費元金の補正は、歳入の増減に伴い財源内訳を変更するものです。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第26号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第30 議案第26号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第26号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

第1条をご覧ください。歳入歳出の総額を40万1,000円追加し、3,612万8,000円というふうにするものでございます。

5ページをお開きください。補正の内容を歳入明細と歳出明細で説明をいたします。

まず、歳入明細でございます。歳入の補正は、3款繰越金を40万1,000円増額するものです。

6ページをお開きください。歳出は2目施設維持管理費に、東部地区の処理場のブローア本体と自動スクリーンのくし刃交換を行う修繕費として40万1,000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第26号までにつきましては、お手元に配

付してあります、平成23年度第1回白馬村議会定例会常任委員会付託書のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長(下川正剛君) 再開いたします。

△日程第31 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計予算

議長(下川正剛君) 日程第31 議案第27号 平成23年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 平成23年度一般会計予算につきまして、私の方からは歳入全般と議会、会計、総務課にかかわる部分の歳出について説明をいたします。その他の歳出につきましては、順次各担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、2ページをお開きをいただきたいと思います。平成23年度白馬村の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ43億1,800万円とするものであり、地方債についてはこのあとご説明をいたします。一時金の借り入れについては、限度額を15億円と定めるものであります。

予算書の9ページ、第2表地方債をご覧くださいと思います。交付税の不足を補う臨時財政対策債は、限度額を2億8,293万6,000円とするものであります。庁舎施設改修事業については、電話交換機の更新に560万円。林道改修事業は黒菱林道の災害復旧に340万円、観光レクリエーション施設改修事業はスノーハープ、クロスカントリーコースの橋梁等を年次的に改修しているもので、今年度は4,700万円を予定しています。体育施設改修事業につきましては、B&Gプールの設計委託料に300万円、道路新設改良事業は6,090万円が神城山麓線やその他の起債の道路改良、消雪剤散布車購入等にかかわる起債でありまして、300万円は無利子の起債であります。それぞれの起債の借り入れ方法、利率、償還については記載のとおりでございます。

次に13ページ、歳入歳出事項別明細をお開きください。私の方からは、一応500万円以上の主なものを中心にご説明をいたします。

13ページ、村税であります。個人住民税は前年比約800万円の減。固定資産税は債権回収を見込んで1,250万円の増を見込んでおります。

14ページに行きまして軽自動車税、入湯税は前年並みでありますけれども、たばこ税につき

ましては観光客の減少、値上げに伴う喫煙者の減少等により、670万円の減を見込んでおります。

次に15ページ、地方譲与税の関係でございますが、自動車重量譲与税は650万円の減、地方揮発油譲与税は前年並みの1,800万円を見込んでおります。

次に、交付金につきましては利子割、配当割、株式等譲渡所得割交付金は、前年並みもしくは微減であります。16ページの地方消費税交付金、これにつきましては1,000万円の減、自動車取得税交付金は約600万の増、地方特例交付金のうち減収補てん特例交付金は270万円の増、平成18年度廃止の恒久減税不足分に対する特別交付税は皆減ということで、ゼロであります。交付金の積算につきましては、県の指導を得て積算をしております。

17ページ、地方交付税については4,170万円の増であります。そのうち普通交付税は13億3,920万円ですが、増加分は財源対策債起債が減となっております。特別交付税につきましては、1割ほどの減の1億6,650万円という予算計上をいたしました。

次に18ページ、分担金及び負担金につきましては、道路改良に伴う地元負担金として260万増の約560万円を見込みました。民生、総務費負担金は前年並みで、老人福祉施設入所負担金が500万円、保育料の負担金、保育所の使用料ですが3,051万。総務費の負担金では地域公共交通会議の負担金、デマンドバス、シャトルバス等の負担金が2,570万円等が主なものであります。

次に、19ページをご覧をいただきたいと思えます。19ページの使用料及び手数料については、前年並みの計上であります。総務の使用料関係では、リフト使用料が3,035万円、ケーブルテレビ関係で約550万円が主なものであります。

国庫負担金については、子ども手当負担金の伸びが580万円増の主な理由でありまして、身体障害者福祉負担金は3,100万円、子ども手当負担金は1億3,046万円となっております。

次に、21ページをご覧いただきたいと思えます。21ページの国庫補助金について主なものは衛生費補助金が538万円、土木費の補助金が2,248万円増の5,100万円、社会教育費補助金が587万円、農林業費補助金が945万円であります。

次に、22ページの国庫委託金及び県負担金については前年並みであります。主なものは保険基盤安定負担金が4,468万円、身体障害者福祉負担金が1,545万円、子ども手当負担金が1,876万円等であります。

23ページに行きまして県補助金でありますけれども、総務費県補助金がオリンピック施設償還費補助で1,080万円、緊急雇用創出事業で1,200万円、民生費補助金は身障者医療給付費として1,000万円、乳幼児医療給付費ということで550万円、衛生費の補助金については、子宮頸がんワクチン接種補助等で1,075万となっております。24ページに行きまして

528万、これは地籍調査事業の補助金であります。

25ページをご覧いただきたいと思います。県委託金につきましては、ジャンプ台の管理委託金が720万円増の5,144万円、徴税費委託金は1,518万円で、統計調査費は今年度のような国勢調査等の大きな調査がなくなり減となっております。また、選挙委託費についても参議院選挙等がなくなりまして800万円の減であります。

26ページの財産運用収入については、前年並みであります。

27ページの繰入金についても前年並みで、減債基金から3,000万円、福祉基金から1,000万円を繰り入れることとしております。

それから、28ページの繰越金については、22年度予算不用額の増を見込んで、前年比1,700万円増といたしました。

28ページ、諸収入のうち貸付金元利収入につきましては、商工振興基金預託金回収金2,000万円が主なものであります。これまでありました、しろまメディアからの元利収入金1,052万9,000円は、償還が終わりましたので皆減、ゼロとなっております。

29ページからの雑入について大きなものを申し上げます。ごみ販売手数料が900万円、粗大ごみ処理手数料が620万円、消防団員退職報償金が400万円、介護給付金が1,900万円、購買手数料が420万円、县市町村振興協会宝くじ交付金が500万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金が500万円、介護保険地域支援事業受託金が2,100万円、SAJオリンピック施設整備補助金500万円等が主なものであります。

村債につきましては、先ほど第2表地方債で説明したとおりでありますので、省略をさせていただきます。

次に歳出であります。32ページ議会費であります。議会費は議員1名分が減となっているにもかかわらず、1,660万円の増となっております。増加の主な理由は、報道等でありました議員年金にかかわる議員共済負担金の2,336万円の計上が主なものとなっております。

次に33ページ、総務費の一般管理費でございますけれども、特別職及び総務関係の一般職員、それから区の役員、各委員等の人件費を計上している課目であります。前年度に比較して300万円ほどの増となっております。

36ページからの財産管理費は、庁舎等の財産管理にかかわる費用を計上している目です。庁舎管理賃金が519万円、それから光熱水費が568万円、建物の災害共済保険料が502万、庁舎電話交換機の更新工事費に800万円等が主なものであります。

次に37ページ、交通安全対策費、それから防犯対策費は、交通安全協会それから白馬村防犯協会への補助金が主なものであります。

次の姉妹都市提携費は河津町、太地町との姉妹都市提携にかかわる事業にかかわる経費であります。

企画費は、北アルプス広域経常負担金 883 万円、地域公共交通会議の負担金 2,210 万円、庁内グループウェアソフト使用料、サーバーの保守等に対する情報化対策事業に 603 万円、いこいの杜の用地借上料としては、地元との話し合いで前年比 50 万円減の 800 万円といたしました。地域づくり事業等の補助金は前年並みの 355 万円。前年度は地域情報通信施設維持管理事業としたものを、新年度予算ではケーブルテレビ白馬管理運営事業として 1,160 万円の予算化をいたしました。内容は施設管理委託料として 530 万円、電柱添架使用料等に 480 万円を計上いたしております。

39 ページ、会計管理費は会計室にかかわる経費で、内容は前年並みであります。

それから、電算業務費は 569 万円の増となっております。総合行政システムにかかわる既存のシステムの業務委託料やリース料は安くなっておりますけれども、新たに外国人登録システムの改修に 600 万円、それから広域基幹系システム、大北広域で一緒に事業をするということでシステム構築をするわけですが、それに伴う負担金が 318 万かかるということで、差し引きでは増額ということになっております。

次に 44 ページ、選挙費でありますけれども、長野県議会議員選挙費として 341 万円を計上しております。

それから 45 ページ、統計調査費であります。先ほど申し上げましたが、国勢調査のような大きな統計調査がないため、前年比 301 万円の減となっております。

46 ページ、監査委員費は監査委員にかかわる経費であります。

次に飛びまして、88 ページをお開きいただきたいと思います。88 ページからは消防費であります。非常備消防費は前年並みの 2,442 万円であります。消防団員の報酬や出動賃金、公務災害補償掛金、消防行事等にかかわる経費が主なものであります。

それから、その下の常備消防費は北アルプス広域連合への負担金 1 億 2,262 万円が主なものとなっております。

次に、また飛びまして 106 ページをご覧くださいと思います。106 ページは公債費であります。長期債の元金は 6 億 1,680 万円、長期債の利子は 9,572 万円、合計して前年比 6,399 万円の減となっております。確実に年度ごとに公債費が減少していることがおわかりかと思えます。

それから 107 ページ、諸支出金、これは基金の利子の積み立てにかかわる支出であります。

それから 110 ページ以降 116 ページまで、これにつきましては職員等の給与明細書であります。それから 118 ページから 123 ページまで、これは債務負担行為にかかわる調書であります。それぞれ説明は省略させていただきまして、ご覧をいただきたいと思えます。

それから 117 ページをご覧くださいと思います。117 ページは地方債に関する調書であります。平成 23 年度末の村の村債残高につきましては、59 億 9,400 万を見込んでお

りまして、そのうち災害財政特例債、これにつきましては100%の利子あるいは元金に対して交付税算入されますので、それ以外の起債残高は36億1,800万円となる見込みであります。以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 歳出につきまして、税務課の所管する部分を説明させていただきます。

40ページをお願いいたします。2款総務費の2項徴税費でございますけれども、まず1目税務総務費、本年度予算額7,012万円でございます、前年比270万円ほどの増でございます。これにつきましては人件費が主なものでございます。

それから、41ページの2目賦課徴収費でございますが、2,954万5,000円でございます。220万円ほどの増でございますが、右の事業別で見ますと、012221賦課徴収事業が2,100万円ほどございまして、前年に比べて370万円ほどの減でございます。

この減の主なものは、その下の国税連携委託料が69万3,000円ほどでございますけれども、昨年はシステム構築費等入っておりましたので、ここで330万円ほどの減となっております。

それから、その下の土地鑑定評価委託料につきましては13万円ほどでございますが、これも前年評価替えのための作業ということでありまして、170万円ほどの減というふうになっております。

その次の賦課収納業務電算委託料でございますが、これにつきましては140万円ほど増になっておりますけれども、収納業務のシステムを強化いたしまして、より滞納処分収納の関係を効率化してまいりたいということでございます。

それから、その次の012223債権回収事業でございますけれども、766万1,000円で約600万円ほど増でございますけれども、これにつきましては、その次のページの不動産鑑定評価委託料で320万円ほど計上してございますけれども、不動産公売等進めていく上で、230万円ほど増加を見込んでございます。

それから、一番下の長野県地方税滞納整理機構負担金でございますが、これが337万円で、これにつきましては、9月議会でも説明をさせていただきましたけれども、滞納整理機構に移管する案件が20件を予定しておりまして、基本割が5万円、それから処理件数割が16万6,000円の20件分ということで、337万円を計上したものでございます。

税務課の関係につきましては、以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） それでは、住民福祉課関係についてご説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。1目戸籍住民基本台帳費でございますが、ここでは戸籍住民基本台帳、外国人印鑑証明等窓口の関係、人件費が主なものでございます。また43ページのとこ

ろで、戸籍コンピューター化事業の中で、大北広域で戸籍のコンピューター共同化を行うという
ようなことで、152万円を計上させていただいているものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。民生費で、1目社会福祉総務費につきましては7,239万5,000円の予算で、人件費、民生児童委員関係、総合的なものでございます。人件費と社会福祉協議会補助金が2,094万1,000円。それから、その上の北アルプス広域シルバー人材センター補助金200万円を予定しているものでございます。

2目老人福祉費5,815万4,000円、ここでは高齢者に係る費用を計上してございます。51ページ、20034老人福祉施設措置費、ここにつきましては10人で2,560万円を計上させてもらっているものでございます。介護予防・地域支え合い事業につきましては1,811万6,000円を、以下それぞれの事業に予定をしているものでございます。52ページへお願いします。乗り合いタクシー運行事業につきましては、1,147万3,000円を計上してございます。それから、下の方でございますが、権利擁護事業につきましては56万1,000円、後見人関係につきましては計上をさせていただいたものでございます。

53ページ、3目障害者福祉費7,751万8,000円でございますが、ここでは障害者自立支援法に伴う費用で、大きくは自立支援給付と地域支援事業費でございます。20035のところに自立支援給付費6,135万円を予定をしております。次に、54ページの方をお願いいたします。地域活動支援センター運営委託料、ここにつきましては434万2,000円を予定しているものでございます。

次、4目社会福祉施設費につきましては1,442万3,000円を予定をしております。ここではふれあいセンター維持、広域負担金等を予定しているものでございます。ふれあいセンターの維持管理費につきましては443万8,000円。55ページの方に行きまして、北アルプス広域連合負担金948万8,000円、これは鹿島荘、特養等の運営と返済の費用でございます。中信社協ささらの里負担金につきましては、49万7,000円を見てございます。

5目介護保険費でございますが、1億7,145万2,000円ということで、前年度に比しまして1,155万5,000円の増額でございますが、ここでは高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしく生活を継続できるようにするために、介護サービスを初め、いろいろなサービス、高齢者ニーズの状態や変化に応じて切れ目なく提供していく地域ケア費用でございます。

介護保険事業につきましては、北アルプス広域連合負担金1億2,499万9,000円でございますが、介護度の高い人たちの割合が多くなっており、それに伴うサービスの費用が増大をしております。そんな関係で増えているものでございます。

次に、013152の介護保険指定居宅介護支援事業所運営事業につきましては1,787万8,000円を計上しているものでございます。

次に56ページをお願いいたします。013153地域包括支援センター・地域支援事業につ

きまして2, 855万4, 000円を見ているものでございます。内容につきましては57ページ、58ページにかけました、いろいろな事業でございます。

それから、57ページの19012社会福祉協議会負担金につきましては、2名の人件費等が主なものでございます。

58ページの方をお願いをしたいと思います。5目住民総務費1億9, 190万3, 000円でございます。ここでは人件費、それから国保後期高齢者への繰出金が主なものでございます。住民国保事業で9, 652万円の繰出金、それから下の方でございますが、後期高齢者医療事業につきましては8, 736万7, 000円を見ており、そのうち療養給付費負担金については6, 584万7, 000円、それから59ページに行きまして、長野県後期高齢者広域連合負担金が370万1, 000円、またその下に、後期高齢者医療特別会計繰出金として1, 781万9, 000円を見ているものでございます。

7目福祉医療費でございます。福祉の増進を図るため、医療費の自己負担への助成をするものでございます。主なものにつきましては、乳幼児医療給付費2, 100万円、それから母子等医療給付費140万円、重度心身障害者医療給付費が2, 250万円を見ているものでございます。

60ページをお願いいたします。1目児童福祉総務費でございます。ここでは放課後児童クラブの経費を見ているものでございまして、南小は体育館のところで行っておりますし、北小につきましてはふれあいセンターの3階を使っているもので、主には3名の指導員賃金501万7, 000円でございます。

2目子育て支援費、ゼロ歳から中学校卒業までの者に対して、子ども手当を支給するもので、3歳までが一応2万円、そのほかについては1万3, 000円ずつ、月々1人当たり支払う費用を計上しているものでございます。白馬村の対象は713世帯1, 180人が一応対象でございます。

次、60ページの下と以降でございますが、3目保育所費でございます。1億4, 247万2, 000円。ここでは、しろうま保育園において児童175人を、職員26.5人、うち保育士は18人でございますが、それにまつわる人件費が92%で、それ以下事業を進めるに当たったの経費を計上しているものでございます。

62ページをお願いいたします。子育て支援ルーム運営費につきましては1, 349万9, 000円、これにつきましては子育て支援ルームにおいて、休日保育、一時保育等のサービスを行っている費用等でございます。

63ページ、1目年金総務費につきましては879万8, 000円ということで、ここでは国民年金関係の費用、人件費を見ているものでございます。64ページまででございます。

次に、66ページをお願いいたします。4款衛生費2目保健予防費でございますが、7, 267万2, 000円、2, 540万9, 000円の増額でございます。この目につきましては、住

民のがん検診、乳幼児から成人の健診、予防接種、教育指導、また妊婦健診等の費用を見ているものでございます。増額になった主なものは、新たに子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌等の費用でございます。67ページの下の方に計上してありますが、よろしくお願ひします。

次に、3目医療対策費901万8,000円で、前年並みでございますが、ここでは村の医療対策、休日当番医、スキー傷害、平日夜間病院群輪番制等の負担金についての費用でございます。68ページをご覧ください。そういった費用が19001北アルプス広域連合負担金644万8,000円、またスキー傷害診療負担金、白馬村の単独費であります。200万円見ているものでございますのでよろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） それでは、環境課関係をお願ひいたします。

64ページにお戻りください。64ページの下段から65ページにかけてですけれども、環境衛生事業、主なところは65ページの頭にあります雑排水収集処理委託料が306万円、その次の北アルプス広域連合負担金につきましては、火葬場関係が1,633万、ごみ処理広域化関係が1,291万2,000円となっております。水道事業会計補助金837万8,000円につきましては、毎年のことですが、落倉嶺方簡水の統合時の起債償還の2分の1を補助するもので、平成37年まで続きます。65ページ下段の公衆トイレ管理事業818万につきましては、村内17カ所の公衆トイレの維持管理の費用でございます。

次に、68ページをお願ひいたします。68ページ塵芥処理費ですが、塵芥処理事業消耗品の約400万につきましては、指定ごみ袋の作成代でございます。13061の塵芥処理委託料4,164万2,000円、これはごみ収集と処理全般11業務を、すべてこの委託料の中に入っているものでございます。昨年より220万ほど増額となっておりますけれども、リサイクル物の収集を毎週としたことによる増でございます。69ページの白馬山麓清掃組合清掃センターの負担金につきましては、起債償還が終わったことによりまして、対前年1,879万円ほど減となっております。その下のごみ集積場設置補助金、これにつきましては広域化も見据えまして、地区集積場を充実させるために補助限度額を倍増し120万円とし、当初予算360万円を計上いたしました。

次に、ずっと飛びまして87ページをお開きください。土木費の中の都市計画総務費、それと都市公園費については環境課の所管となっております。都市計画事業の中では環境審議会等の関係、それとオオタカの保護監視関係、あと景観形成事業としての廃屋対策でございます。

また、都市公園費につきましては、大出公園の維持管理でございまして、いずれもほぼ前年並みの予算を計上してございます。以上です。

議長（下川正剛君） 次に、観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 予算書の70ページからの説明となります。

まず、5款の農林業費からでございますけれども、1目の農業委員会費、対前年比390万ほどの減額となりました。この項目では農業委員の報酬、それから職員2名の人件費をうたっておりますけれども、職員の人件費につきましては1名分と臨時職員という形で予算立てをいたしましたので、人件費分が減額になったということでございます。

2目の農業総務費、こちらの方は主なものは職員5名分の人件費を見ているものであり、このうちの1人は、振興公社派遣職員1名分が含まれているという内容でございます。

続いて、3目の農業振興費であります。説明欄の015122農業振興費につきましては、対前年比で610万円ほどの増額となりました。その主な理由でありますけれども、72ページに移ります。説明欄の19063で経営体育成交付金645万円がございますけれども、こちらが主な増の理由であり、この事業につきましては、担い手や担い手法人に対する農業機械購入に対する助成制度に基づく交付金を充てているものでございます。

続いて、説明の015124白馬産米調査事業につきましては、いわゆるカドミウム対策の費用ということで、主な内容はカドミウムの含有を調査する検査委託料が主でございます。

続いて、015125産地づくり対策事業でありますけれども、ここでの内容の主なものは、19043米生産調整負担金500万でございます。この内容は米の生産調整をするに当たりまして、ソバを生産をしていただきますけれども、そのソバの生産に対する向上対策分として440万円の助成を見込んでおります。それが主な内容でございます。

続いて、015131中山間地域等直接支払事業であります。昨年と同じように6地域に対してこの交付金が支払われる組み立てとなっております。傾斜地のきついところに対しての補助対象になるという事業でございます。

73ページになります。農地費でありますけれども、ここでは015146で奈良井有効利用調査事業ということで130万ほど予算を見ております。23年度におきましては補助金を申請するに当たり、基本的な測量、基本設計等を見る委託料を計上をさせていただきました。

015147の農地・水保全管理支払交付金事業でありますけれども、これは地域ぐるみの共同活動によって、農地や水路の保全をする事業に対してお金が交付されるものであります。この交付金につきましては71万5,000円でございますが、これは村の負担分が4分の1相当額ということでありまして、この事業では国から2分の1が交付され、県が4分の1、村が4分の1交付金を出すと、出し合いながらの事業でございます。

続きまして、015149の村単土地改良事業につきましては、対前年比で830万ほどの減額となりました。主な理由でありますけれども、74ページの方になりますけれども、19072の土地改良事業の償還金が完了したところがあり、昨年に比べて720万ほど減額になったものが主な減額理由となります。

続きまして、2項の林業費であります。林業振興費のところでございますが、ここでは対前年比で950万ほどの増額となりました。主な増額の理由でございますが、75ページの015205の林道改良統合補助事業として1,040万を計上してございます。この内容でありますけれども、林道細野線におきましての落石防止に対する工事を実施をしたいと考えております。こちらの方に国からの30%と県から1%の補助を充て、残りの分につきましては、村と地元で負担をし合いながらこの事業を進めてまいります。

015206の森林整備事業570万ほどでございますが、対前年比で78万円ほど増額となっております。このところでは13082公的森林整備業務委託料120万をまず見てありますけれども、スノーハープ周辺につきましていわゆる緩衝帯等を整備を進めてまいる事業をこちらの方で予定しております。それから19051の間伐等の促進事業には200万ほど見ておりますけれども、国・県の事業を使って地域の皆様が間伐をやった場合に、さらにその経費を補てんするためのかさ上げ補助として200万円ほど見ているものであり、基本的には排出間伐については約1割程度の費用負担を、それからまた安全な切り捨て間伐については5%ほどというようところで、約200万円を計上させていただいたものでございます。

それから、森のエネルギーの推進事業につきましては、ペレットストーブの購入補助を昨年引き続き実施を進めてまいります。

015208有害鳥獣被害対策事業でありますけれども、次の76ページの説明欄で申し上げますと、13065の有害鳥獣駆除委託料を218万円、対前年比で67万円ほど増額といたしました。猟友会の皆様に駆除をお願いをする委託料につきましては、年々出動回数が多くなるという状況にかんがみ、増額の予算計上をさせていただいたものでございます。また、わずかでありまして、その下の方に19051で有害鳥獣駆除従事者補助金で14万5,000円を見ました。新たな事業でございますけれども、猟友会の人たちが会員が減っている状況にかんがみ、新たに免許を取得する者、あるいは免許取得後の更新する者に対する補助制度を設け、その補助金額として14万5,000円を計上させていただいたものでございます。

その下の015210森林病虫害等防除事業191万3,000円の主なものは、いわゆるナラ枯れ対策としてナラ枯れに遭った被害の被害木を伐採する経費、あるいは未然に防ぐための樹幹注入剤等を購入する原材料費を100万ほど見込んだものでございます。

続きまして、3項の地籍調査費の地籍調査事業費でありますけれども、2,500万ほどで来年進めてまいります。23年度は新たに16区として、大楯川から県道白馬岳線のエリアで、東は八方の第4駐車場、西はオリンピック道路、大体この範囲のあたりを新たに加えながら事業を進めてまいります。

農林業費につきましての主な説明は、以上でございます。

続いて、77ページの後段から6款の観光商工費となります。観光費の観光総務費につきまし

ては、主な内容は職員の人件費分4名分を計上しているものでございます。

78ページに移ります。016102の県観光協会事業につきましては、昨年から比べまして280万ほど減額となりましたけれども、八方池山荘の排水処理の関係の償還が22年度で完了したことにより、ここの減額になりました。

続きまして、2目観光施設整備費でございます。まず016121の平地観光施設管理事業でございますけれども、対前年比で270万ほど増となっております。一番増額となっております主な理由は、13022の施設管理等委託料418万5,000円、ここで385万円増額となりました。この増額の方は白馬駅前の観光案内所の業務につきまして、観光局に委託をしたいと考え、385万円をこちらの方の委託料で見込んだものによるものであります。

続きまして、016122の山岳観光施設維持管理補修事業であります706万6,000円でございます。主なものは施設を維持するための委託料として13001で384万ほど見てございますけれども、槍ルート、それから白馬岳ルート等に加え、新たにアサヒビールの基金を活用し、五竜遠見尾根の登山道整備を継続をしてやる事業費を、こちらの方で見てございます。

記念館の維持管理事業につきましては、昨年と同額でございます。

続きまして、3目の観光宣伝振興費でございます。対前年比で2,500万ほどの減額となりました。内容では13021ふるさと雇用再生委託料330万ほど見てございますが、これは国の補助を受けて、観光局のプロパー職員の人件費に充てるための委託料分でございます。続いて19032白馬村観光局の負担金7,679万円は、対前年に比べ2,400万ほどの減額となりました。23年度は組み立てを変えまして、管理経費分、あるいは人件費分、事業費分、主は3つの柱の中から負担金を算定をし、この金額とさせていただきます。

80ページに移ります。海外観光客受け皿整備事業の988万1,000円でございますけれども、主な内容はナイトシャトルバス元気号を運行する経費ということで計上をしております。

4目の観光安全浄化対策費につきましては、対前年比増減はございません。

5目の観光特産費であります。016151道の駅白馬振興事業でございますけれども、昨年と比べて9万ほど減になっておりますけれども、主な変更点はございません。

それから、次の81ページに行きまして、016152の観光と農業振興事業費270万6,000円につきましては、プラスの200万ほどになっております。主な増加の理由であります。19057で特産品開発促進事業負担金200万円を盛り込んでおります。これは白馬ガレットのブランド化をさらに進めたいという考えのもと、白馬商工会がやっていただく事業に対して、200万円を負担をさせていただきたいという内容のものでございます。

6目の遭難対策費の遭難対策事業につきましては、対前年とさほど増減はございません。

最後に、82ページになります。商工費の商工振興費につきましては、商工振興事業費3,500万ほど見ております。対前年比と比べ98万円ほど増額となっております。主なものは信用

保証協会の補給金であったり、商工会に対する経営改善普及事業の補助金750万円、これは増額でございます。さらに振興資金を預託するための2,000万、これも対前年比変わりはございません。

以上が農林、それから観光商工の説明でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 予算書の66ページをお開きください。1目環境衛生費の説明欄の一番下にあります合併処理浄化槽整備事業補助金です。下水道認可区域外で設置される合併浄化槽に対する補助金1,395万9,000円ということでございます。

続きまして、土木費の説明をいたしますので83ページをお開きください。最初に、1目土木総務費でございますが、これにつきましては職員の人件費が主なものでございます。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料113万4,000円が主な支出でございます。

84ページをお開きください。2目道路維持費説明欄の道路維持補修事業は村道の維持管理に要する費用で、光熱水費228万円は道路照明等の電気料、原材料費600万円は各行政区で行っている共同作業に必要となる資材の購入費用などでございます。

次に、除雪事業の光熱水費654万7,000円は、無散水消雪施設3カ所の電気料でございます。85ページをご覧ください。除雪委託料1億5,540万円は民間事業者に除雪をお願いする委託料、機材借上料の340万2,000円は、定置式の凍結防止剤散布機6基分のリース料、原材料費580万円は、道路凍結防止剤の購入費用でございます。

除雪機械整備事業950万円は、現在建設中の神城山麓線に対するスリップ防止対策として、凍結防止剤散布機械とその車両、4トン車を予定しておりますが、それを購入するものでございます。

3目道路新設改良費、説明欄村道改良国庫補助事業は、神城山麓線の建設事業費用が主なものでございます。前年度より1,020万円ほどの増となりましたが、これは国からの予算配分を考慮したことによります。橋梁点検委託料460万円は、村道橋の耐震と寿命を延ばすため、橋梁の維持修繕計画を専門家に委託するものです。工事請負費は2026号線神城山麓線の工事費でございます。

86ページをお開きください。説明欄の道路改良起債事業は、継続している瑞穂高島線の道路改良事業、それと防じん舗装を行ったところを、しっかりした舗装工事を行うというものを主に7路線の工事を予定しております。

次に、4目交通安全施設整備事業は、村道のガードレール、センターラインなど交通安全施設を整備する工事費です。

3項河川費1目河川費工事請負費250万円は、小谷地川の河床整備等の工事費、負担金補助

及び交付金は砂防事業に係る負担金が主なものでございます。

87ページをご覧ください。4項都市計画費3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金2億6,000万円でございます。

88ページをお開きください。真ん中になりますが、5項住宅費1目住宅管理費は、村営住宅17戸分の維持費用でございます、

以上で、建設水道課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、平林教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 教育課、スポーツ課関係につきましてご説明いたします。

46ページからになります。スポーツ事業費スポーツ事業総務費は、職員3名分の人件費であります。

47ページ、施設管理費1億5,908万円余りは、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費であります。スノーハープ維持管理費は6,306万円余りで、前年度はA7号橋を改修しましたが、23年度はメイン会場北側の2号橋の改修と、コース内の丸太橋4カ所の改修を予定し、事業費4,708万円を計上してあります。

ジャンプ競技場の維持管理費は9,602万円余りで、県委託金5,144万円、リフト使用料3,035万円、SAJ補助金500万円を充当してあります。施設改修工事費500万円は、暴風ネットと転倒防護板の改修を予定しております。

48ページ、スポーツ事業振興費は3,349万円余りで、全国小中学生マウンテンバイク大会に500万円、スキー選手育成のために1,000万円の補助、白馬少年スキー大会に400万円、サマーフェスティバルに100万円、全日本スキー技術選手権大会に100万円、FISサマーグランプリ白馬大会に800万円の負担金を計上してあります。スキー選手育成事業補助金の財源といたしまして、スキースポーツ育成振興基金とふるさと白馬村を応援する基金から440万円の繰り入れを予定しております。

次に91ページ、教育総務費教育委員会費は、教育委員4名分の報酬と、大北教育委員会連絡協議会負担金が主なものであります。

事務局費4,356万円余りは、教育長、職員3名分の人件費と、小・中教職員福利厚生事業補助金177万円、幼稚園就園奨励費補助金340万円余りが主なものであります。なお、幼稚園就園奨励費補助は低所得層に対する補助ということで、園児20名分を計上してあります。

92ページ、教職員住宅費は4棟9室分の維持管理費であります。

次に、小学校費学校管理費としまして2,036万円を、教育振興費としまして4,016万円余りを計上してあります。前年度と比較し573万円余り増額になっております。これは新学習指導要領の実施に伴い、指導書等の購入280万円余りと、事務費からの組みかえによる外国語指導助手賃金83万円が主なものであります。

96 ページ、中学校費は3,645万円余りで前年並みであります。

99 ページ、社会教育費社会教育総務費750万円余りは、職員1名分の人件費と、ウイング21自主公演委託料150万円が主なものであります。

公民館費391万円余りは、館長、分館長、各種講座の講師謝礼が主なものであります。

100 ページ、図書館費954万円余りは、司書の賃金626万円余りと、図書購入費100万円が主なものであります。現在お昼の時間帯を休館にしておりますが、平成23年4月から開館してまいります。

101 ページ、人権教育費は前年度並みであります。

文化財保護費は1,532万円余りで、重要文化財である神城神明社の防災設備等改修事業に255万8,000円、伝統的建造物群保存事業としまして、降旗氏の母屋と青鬼神社鳥居改修に1,164万7,000円の補助金を計上してあります。

102 ページ、保健体育費保健体育総務費は1,107万円余りで、職員1名分の人件費と、総合型地域スポーツクラブ、体育協会への補助金が主なものであります。

103 ページ、体育施設費3,863万円は、ウイング21南北のグラウンド、体育館、B&Gプール、グリーンスポーツの維持管理費であります。B&Gプールの老朽化により平成24年度大規模改修工事を計画していますので、23年度実施設計委託料として400万円を計上してあります。

105 ページ、学校給食費は前年度並みの南小給食991万円余り、共同調理場2,776万円余りを計上してあります。

以上で教育課、スポーツ課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑につきましては、各課ごとで質疑を受けたいと思いますのでお願いをいたします。

それでは、まず初めに、総務課関係で質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なければ、次に税務課の関係で質疑がございましたら、お願いをいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） それでは、質疑がないようでありますので、続きまして、住民福祉課の関係、質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なければ、次に環境課の関係で質疑がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） ないようですので、次に観光農政課の関係で質疑がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） それではないようですので、建設水道関係で質疑がございましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） ないようですので、次に教育課兼スポーツ課の関係で質疑がございましたらお願いをしたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑はなしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第32 議案第28号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第32 議案第28号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） それでは、特別会計予算書の4ページからでございますが、お願いいたします。

議案第28号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,888万1,000円と定める。

一時借入金につきましての最高額は5,000万円と定める。

それでは、11ページからお願いをしたいと思います。歳入の関係、1款国民健康保険税につきましては、2億9,602万円を見込んだものでございます。低所得傾向ということで、対前年度比減額をさせていただきました。

次に、12ページをお願いいたします。2款国庫支出金につきましては、3億107万5,000円を見込んでおり、うち国庫負担金につきましては、2億3,016万8,000円でございます。また国庫補助金につきましては、7,090万7,000円を見込んだものでございます。また医療費のところでも出ますが、医療費の動向を見て減額を見込んだものでございます。

13ページ、3款療養給付費等交付金につきましては、5,925万1,000円を見込んだものでございます。

次、4款前期高齢者交付金につきましては、1億9,388万3,000円、対前年度比で6,325万9,000円の増額を見込んだものでございます。

次に、5款共同事業交付金につきましては、1億2,257万円を見込んだものでございます。そのうち13ページでございますが、共同事業交付金につきましては2,526万2,000円を見込み、14ページ保険財政共同安定化事業交付金につきましては9,730万8,000円

を見込みました。

財産収入は、ご覧をいただいたとおりでございます。

7款繰入金につきましては、1億1,738万6,000円を見込んだものでございます。うち一般会計繰入金については9,652万円を基盤安定繰り入れ等で見込んだものでございます。

次、15ページでございますが、給付費準備基金繰入金につきましては、基金の中から2,086万6,000円を見込みました。

繰越金につきましてはご覧をいただきまして、9款諸収入につきましては、総額で352万6,000円を見込んだものでございます。そのうち主なものにつきましては、17ページの雑入ということで、270万4,000円を見込んだものでございます。

10款県支出金につきましては、総額で5,508万3,000円を見込みまして、うち県の負担金につきましては969万4,000円、これは高額医療費共同事業等の負担金等でございます。なお、県補助金につきましては4,538万9,000円を見込んだものでございます。これは県からの調整交付金等の関係でございます。

次に、歳出につきましては18ページからでございます。1款総務費でございますが、総額で1,855万6,000円を見込みました。うち一般管理費、それから連合会負担金等で1,600万8,000円、これは人件費等でございます。

19ページ、賦課徴税费につきましては245万8,000円を見込んだものでございます。

国保運営協議会費につきましては9万円を見込んでございます。

次に、20ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、総額で7億6,026万1,000円を見込みました。過去3年間の医療給付費の動向等を見て、比較的最近は安定をしている中で、通常其自然増ということで、1.1倍を見込んで計上をさせていただいたものでございます。

療養諸費につきましては、総額で22ページ、6億6,492万4,000円を見込んだものでございます。

次に、23ページからの関係ですが、高額療養費につきましては、24ページにかけまして8,100万円を見込みました。

移送費につきましては2万円。

次に、出産育児一時金につきましては1,260万7,000円を見込んだものでございます。

次に、25ページ葬祭費でございますが、60万円を見込んだものでございます。

次に、精神給付金につきましては、108万円を見込みました。

次に、高額介護合算療養費につきましては、3万円を見込んだものでございます。

次、26ページになります。3款老人保健拠出金でございますが、これにつきましては2万3,000円を見込んでいます。

4款後期高齢者支援金につきましては、1億2,392万9,000円を見込んだものでございます。前年に比べまして3,800万余り減額を見ております。

次、27ページの前期高齢者納付金については、ご覧をいただきたいと思っております。

次、6款介護納付金につきましては、8,218万6,000円を見込んだものでございます。

28ページ、7款共同事業拠出金につきましては、総額で1億3,970万1,000円を見込みました。うち共同事業拠出金につきましては、29ページ、3,158万円。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、29ページ、1億812万1,000円を見込んだものでございます。

8款保健事業費につきましては1,646万4,000円を見込み、うち特定健康診査等事業につきましては1,493万7,000円を見込んだものでございます。

30ページ、保健事業費8款でございますが、2の疾病予防費の中で152万7,000円を見込んだものでございます。特に今年につきましては、人間ドックの補助を行っていききたいというふうに考えております。

9款基金積立金につきましては7万8,000円。

10款諸支出金につきましては520万円を見込みまして、償還金及び還付加算金で220万円、それから32ページの方に行きまして、国庫支出金等返納金で300万円を見込んだものでございます。

公債費はご覧をいただき、予備費につきましては200万円を見込んだものでございます。

33ページ以降につきましては給与明細等の内容でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第33 議案第29号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（下川正剛君） 次に、日程第33 議案第29号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 38ページからお願いをいたします。

議案第29号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,525万3,000円にするものでございます。

また、一時借入金につきましては、最高額は1,000万円と定めるものでございます。

43ページをご覧ください。歳入につきましては、1款後期高齢者保険料につきましては4,7

07万1,000円を見込み、前年より若干増額のものでございます。

手数料はご覧をください。

繰入金につきましては、1,781万9,000円を見込んだものでございます。一般会計繰入金につきましては123万4,000円、保険基盤安定繰入金については1,658万5,000円を見込んだものでございます。

44ページをお願いいたします。繰越金は20万円。

5款諸収入につきましては、16万1,000円を見込んだものでございます。

45ページ、歳出につきましては、1款総務費1目徴税費につきましては118万4,000円を見込んだものでございます。

2款分担金及び負担金広域連合負担金でございますが、6,366万6,000円を見込んでおります。

3款公債費につきましては5万円。

46ページをお願いいたします。4款諸支出につきましては15万円、前年並みを見たものでございます。

予備費につきましては20万3,000円を見ておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

ただいまより2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

議長（下川正剛君） 引き続き会議を開きます。

△日程第34 議案第30号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第34 議案第30号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 予算書の48ページをお開きください。

議案第30号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

第1条をご覧ください。予算総額5億5,770万6,000円で、22年度当初予算額に比べ624万2,000円の減額となります。

第3条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページをお開きください。第2表地方債です。下水道事業債ということで、金利3.5%

以内として1億1,000万円を予定しております。

歳入歳出により予算の概要を説明いたしますので、54ページをお開きください。歳入から説明します。

1款の分担金は100万円を見込みました。

2項負担金は前年度より1,362万1,000円と大幅な減額となりますが、飯森地籍で計画されている大規模開発事業に対する受益者負担金の賦課を、開発事業の許可が得られたところで賦課をするということにしたためでございます。

2款使用料及び手数料は、新たな下水道への接続を考慮して、752万円増の1億7,802万円を。3款国庫支出金は、下水道認可変更申請に対する補助金161万円を見込みました。

55ページをご覧ください。4款一般会計繰入金は2億6,000万円。7款村債は歳入の不足を補うための資本費平準化債1億1,000万円を予定しています。

歳出の説明をしますので、56ページをお開きください。

1款下水道費1目一般管理費は242万円の減額となっております。都市計画法による事業計画の変更認可申請業務委託料567万円、農集排の東部地区を公共下水道へ統合するための申請業務の委託料200万円が主なものでございます。

57ページの2目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道管の維持管理にかかわる費用でございます。主な支出は電気料、委託料で、委託料については運転管理、汚泥処理、水質検査、マンホールポンプ等にかかわる委託料です。

58ページをお開きください。2項下水道建設費1目公共下水道建設費は、公共ますの設置工事費200万円、共同配水設備設置等補助金100万円が主な支出です。

59ページをご覧ください。2款公債費1目元金は3億3,666万2,000円、2目利子は892万9,000円減の1億3,420万2,000円をそれぞれ見込みました。23年度末の地方債残高は、65ページにありますとおり59億6,305万円の予定でございます。

61ページ以降は給与費等の明細書でございますので、説明を省略します。以上で終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第35 議案第31号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第35 議案第31号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 68ページをご覧ください。

議案第31号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

23年度の予算は、第1条にありますとおり予算総額3,599万2,000円で、22年度と比べ26万5,000円の増額となります。

一時借入金は第3条にありますとおり、限度額を2,500万円といたしました。

予算の概要を説明いたしますので、73ページをお開きください。歳入から説明いたします。

1款使用料及び手数料は、過去の使用料を参考に15万9,000円増の848万5,000円を。2款一般会計繰入金は前年度同額の2,500万円をそれぞれ見込みました。

諸収入の雑入は、東部地区と野平地区からの地元負担金が主なものでございます。

74ページをお開きください。歳出を説明します。

2目施設維持管理費は汚水処理場の稼働に関する支出で、光熱水費は主に電気料で244万2,000円、汚泥処理料185万4,000円、運転管理委託料208万5,000円が主な支出でございます。

75ページをご覧ください。2款公債費1目元金は1,912万8,000円、2目利子は726万8,000円を見込みました。

76ページをお開きください。23年度末の地方債残高は一番右の端になりますが、2億1,093万円の予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第36 議案第32号 平成23年度白馬村水道事業会計予算

議長（下川正剛君） 日程第36 議案第32号 平成23年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 78ページをご覧ください。

議案第32号 平成23年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

第3条は収益的収入及び支出の予定額です。収入では2億9,354万3,000円、支出では2億7,703万6,000円で、1,650万7,000円の黒字を予定しております。

79ページをご覧ください。第4条になります。資本的収入及び支出です。収入は673万円、支出は1億3,670万2,000円で、不足する額1億2,997万2,000円は、地方公営企業法の定めにより減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんすることにしております。

80ページをお開きください。第6条でございますが、一時借入金は1億円。第8条の棚卸資産の購入は4,000万円を、それぞれ限度として定めております。

81ページをご覧ください。予算の実施計画を説明します。収益的収入では水道使用料2億8,104万3,000円が主なものでございます。

82ページをお開きください。収益的支出です。1目の浄水費は二股浄水場の各種施設の維持管理にかかわる委託料568万3,000円、修繕費693万円、動力費は電気料で480万円が主なものです。

2目配水及び給水費は、配水管及び配水池等の維持管理に係る経費であります。嘱託職員1名分の報酬、自動検針関係工事の臨時職員2名分の賃金、水質検査、上水道台帳補正の委託料481万9,000円、水道メーター交換などの工事請負費800万円、動力費は配水池等の電気料で1,392万円をそれぞれ予定しております。

4目総係費は、水道料金の賦課徴収に係る経費であります。

84ページをお開きください。5目減価償却費は1億1,3589,000円を。

2項営業外費用では起債償還利子等の支払利息と消費税で3,686万2,000円をそれぞれ見込んでいます。

85ページをご覧ください。1款資本的収入は加入負担金と工事負担金で150万円、他会計補助金は統合前の落倉と嶺方の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの補助金523万円を見込んでいます。

86ページをお開きください。資本的支出です。1項1目配水設備工事費の工事請負費は、二股浄水場の中央監視装置の更新、塩島地区等の配水管布設替えなどで3,050万円といたしました。

2目営業設備費811万6,000円は、計量法の規定により8年ごとに行う水道メーター交換に伴うメーターの購入費用でございます。

2項の企業債償還金8,607万9,000円は、元金の償還でございます。23年度末の企業債残高は約7億3,000万円となる見込みです。

87ページ以降は説明を省略いたします。以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第37 予算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第37 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議案第27号から議案第32号までは、いずれも平成23年度予算の案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定をいたしました。

△日程第38 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

議長(下川正剛君) 次に、日程第38 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

長野県地方税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、町村議会議員から2名を選出することになっておりますが、候補者が3名のため、今回選挙が行われるものであります。

この選挙は、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りをいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定をいたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 閉 鎖)

議長(下川正剛君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に第1番横田孝穂議員、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員を指名いたします。

最初に、候補者名簿を配付いたします。

(候補者名簿配付)

議長(下川正剛君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票してください。

(投票用紙配付)

議長（下川正剛君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

議長（下川正剛君） 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。なお、議員は順次投票する場合には、北から入って南に抜けるようお願いをいたします。それでは事務局長、点呼をお願いいたします。

(事務局長点呼により投票)

議長（下川正剛君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

第1番横田孝穂議員、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長（下川正剛君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票数11票。

有効投票のうち、久保田三代さん10票、関島伸憲さん1票。以上であります。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

議長（下川正剛君） これで本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から3月14日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会などを行い、3月の15日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月14日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会等を行い、3月の15日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時21分

平成23年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成23年3月15日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成23年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成23年3月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

3月11日に起きました平成23年東北地方太平洋沖地震は、甚大な被害をもたらしたが、不幸にも亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると同時に、被害に遭われた方々に対しては、心からお見舞いを申し上げます。

また、3月12日未明に長野県北部で発生しました地震で、被害に遭われた方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。

ここで、災害で亡くなられた方々のご冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと思います。皆さんのご起立をお願いいたします。黙祷。

（黙祷）

議長（下川正剛君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番田中榮一議員の一般質問を許します。第8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 8番田中榮一です。

3月11日午後、突如としてあたりはすさまじく、想像を絶する大津波が東北地方太平洋岸に発生をいたしました。東日本大震災と名づけられたこの震災によって、多くの方々が亡くなられました。関係者の深い悲しみ、この心痛を思うとき、胸の張り裂ける思いがいたします。被災されました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

長野県北部にも地震があり、被災された栄村の皆さんに対しても、心よりお見舞いを申し上げます。

無情にも、突如として発生した自然大惨事のテレビ画面を見ながら、何ができるのか、何をすべきなのか、ただ考えるだけで右往左往している自分がいて、大げさかもしれませんが、人生とは、生きるとは一体何なのかという、深く考えさせられる出来事となりました。

一般質問の前に、3つほど次のことを村長に伺います。

1つとして、東日本大震災に対する今の思い。

2つ目として、支援対策本部設置を考えているかどうか。

3つとして、糸魚川静岡構造線が走っている白馬の地盤も、決して安定しているというわけではなく、防災危機管理体制について村はどうなっているのか、この3つをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えを申し上げます。平成23年3月11日14時46分ごろに発生をいたしました東北地方太平洋沖地震では、徐々に被害の状況が明らかになり、広範囲で、しかも甚大な被害が報告をされております。今、田中議員おっしゃられたとおりであります。改めて災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りをするとともに、被災をされた皆様方には、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

また、翌12日の午前4時ころ、長野県北部にあります栄村でも地震が発生をし、家屋の全倒壊63棟という報告がされております。被災をされた皆様にも、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

さて、この大きかった災害の東北地方太平洋沖地震においては、緊急災害対策本部が発表した情報によりますと、15日の7時現在の人的被害は、死者2,414名、行方不明3,118名、負傷者1,885名にも上り、避難者は、宮城県と福島県を中心にして40万9,000人を超える規模だと聞いております。

また建築物の被害も、全倒3,202棟、半壊2,470棟にも上っております。これらは時々刻々と変化しており、被害状況が甚大であることがうかがえます。

加えて、電気、ガス、水道、通信施設といったライフラインの被害も深刻で、被災地での避難生活は極めて困難な状況にあることが、容易に予想できるところでございます。今なお被災地では警察、自衛隊、消防等による懸命な救出活動が行われているとのことでございます。

こうした状況下で、白馬村として何か支援できることはないのか、14日午前8時半より臨時課長会議を開催をし、被害状況の確認と支援策について検討をしたところでございます。

その結果、白馬村としては被災者、被災地のために義援金を募集することといたしました。なお、義援金は日本赤十字社を通じて被災地へ送金することとなるため、受付の窓口は社会福祉協議会としたところでございます。今回の支援策については、今、白馬村としてできる範囲で検討したものであり、今後も引き続き被災地の情報を収集しながら、その情報をもとに支援策を検討しながら、人的支援、物的支援など、さまざまな方面で支援をするつもりであります。

なお、支援本部の設置については、今のところ考えておりませんが、必要に応じて設置しなければならないと考えているところでございます。

2つ目の、白馬村の防災危機管理体制についてのお尋ねでございます。

白馬村地域防災計画の白馬村職員災害時初動マニュアルにおいて、災害情報の収集、動員配備体制、情報の伝達系統、災害対策本部の編成と事務分掌を定めていますので、発生時にはこれに基づいて行動することとなります。

例えば地震の場合には、震度3程度の地震を感じたとき、1号配備体制をとることとなっております。配備要員は直ちに登庁し、情報の収集、関係機関と連絡、電話対応等に当たります。このほか震度に応じて2号配備、3号配備を定めており、職員は直ちに、あらかじめ定められた配備について災害警戒、災害応急対策に従事することとなります。

平成23年3月12日3時59分ごろに発生をいたしました、長野県北部を震源とする地震では、初動マニュアルに基づいて1号配備体制をとりました。配備要員に指定されている職員は直ちに登庁して、情報の収集や関係機関との連絡など、地震災害の警戒に当たっております。

災害時に必要となる食料の備蓄状況については、平成12年度以降、非常用食料としてアルファ米3,000食を役場と、主に孤立の可能性が高い山間集落、立の間地区や通地区、青鬼地区、嶺方地区、野平地区等に配備をしております。また、非常用飲料水については、必要量の非常用保存飲料水2リットルのペットボトル1,500本を白馬村役場に備蓄しているほか、役場の水槽に常時24トンの水道水を保管をしております。

平成22年度、全国瞬時警報システムJ-ALERTを導入をいたしました。稼働はこの4月からであります。緊急事態が発生した際に、通信衛星を利用して、必要な情報を瞬時に国から地方公共団体に伝達するとともに、同報系防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達するシステムであります。今回のような地震災害では緊急地震速報が発表されますが、住民の避難判断、安全確保等において、有効に機能するものと期待をしているところでございます。

そしてまた、ついででございますけれども、広域消防本部では3月11日発生この東北地方太平洋沖地震被災地への災害派遣について、国からの指示により、県から、長野県では東信隊、中信隊の2隊編成がされまして、この北アルプス広域消防も、中信隊として現地へ救援に赴くこととなっております。また、この予算等については専決処分でさせていただき、その報告をさせていただくことでご理解をいただきたいと、このように思うところでございます。

以上、田中議員の最初のご質問にお答えをいたしました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。はい、田中議員。

第8番（田中榮一君） 1つだけ伺います。私、今、来るときにラジオを聞いていると、非常に原子力発電所が非常に大変なことになっているということで、事の重大性からして、村長ご自身が今この支援対策本部長になりましてですね、それで本部を今すぐにでも設置すべきではないかと、

私、思うわけです。

長岡市は中越地震のときに支援をいただいた仙台市に、直ちに備蓄の毛布や携帯トイレを送られたようであります。白馬村も、いつ何時こういう支援いただく立場になるかもしれませんし、この先、国から、村として判断すべき支援要請がくる可能性があるかもしれません。

国の基盤を揺るがす国家惨事でもあり、今すぐにでも、私ども議会も含め即組織づくりをし、村長みずから先頭に立って事を行うべきではないかと思うんですけれども、その点、一言お伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えを申し上げます。今、田中議員が言われる心情は、十分理解をしているつもりであります。今、本部体制をつくるかどうかの以前に、災害が余りにも大きいゆえに、我々の独自判断でやるのが果たしていいのかなのか、今、その辺も情報収集をしながら、関係機関とも連携をとり、おくれることのないような措置は講じてまいりたいと考えているところでございます。

この決まりを申し上げますと、この災害対策本部を設ける際の条件といたしまして、震度5以上の地震を感じたとき、あるいは村内全域にわたり重大な災害が発生をしたときと、こういうことになっておりますので、こうした定めであることも尊重しながら、しかしながら、被災地に対しては我々の誠意が伝わるような、そんな措置は講じてまいりたいと、このように思っているところでありますので、よろしくお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） じゃあ、次に移ります。私は今回、3つの一般質問事項を用意をいたしました。1つは、平成23年度予算について、村長に。食育基本計画策定について、村長と教育長に。道路維持管理について村長にお伺いをいたします。この3つをお伺いいたします。

初めに、平成23年度予算についてであります。太田村長は昨年7月の村長選において、旗振り役を任せていただきたいと村民に強く訴え、当選してから7カ月余りたち、村長2期目に向かっの最初の予算となりました。掲げた公約のうち、観光の活性化の予算はどのように計上されたのか伺います。

2つ目はトップセールスについて。村長として重要な仕事の1つであります、県内外、さらに国外にも積極的に行動すべきと考えますが、その予算は計上されておりますでしょうか。この2つについてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 質問の1番目、平成23年度予算について、2つのご質問をいただきました。最初の観光活性化の予算はどのように計上されたかというご質問であります。予算特別委員会においてご説明をした内容と重複するところもありますが、ご了承いただきたいと思っております。

観光活性化の主な事業は、観光局事業の中で進めていくこととし、そのための予算として、21観光戦略事業の中で、観光局の事業費に充てるための負担金3,300万円を含む7,679万3,000円を計上いたしました。今後、観光局では今定例会の予算議決を受けて、社員からの分担金や事業収入とあわせて、第8期の事業計画と予算案の編成作業を進めてまいります。

私としましては、日本スキー伝来100周年に引き続き、23年度は長野県スキー100周年を迎えることから、冬季観光への取り組みと、アウトドア関連企業とのタイアップによる山岳観光の推進、インバウンド事業を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの事業を進めていくために、平成23年度は、ムック本「白馬の秘密」を生かした誘客推進、営業活動の展開、L. L. Bean（エル・エル・ビーン）とのタイアップによる登山・トレッキング等の誘客宣伝、白馬小径フットパスなど自然と親しむプランの推進、県との連携によるインバウンド、信州DC後の県外からの誘客促進、長野県スキー100周年に絡めた誘客イベントの企画・誘客促進、白馬アルプス花三昧、塩の道祭りなどの主催イベント内容の充実、誘客等の事業を考えております。

このほか、一般会計では観光基盤整備として、今年度引き続き遠見尾根の登山整備に150万円を計上をし、特産品開発事業では、商工会が行う白馬ガレットブランド化事業に対して200万円を計上いたしました。

世界経済の不況や観光地間競争の激化、スキー人口の減少などにより、観光客は右肩下がり状況にあります。観光立村の白馬村としては、ここをまさに正念場として、観光局を中心に民の力もあわせて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、この23年度に向けて、22年度事業の中で特別予算として、今の白馬村の観光の現状、そして目指す村づくり、観光立村に向けての戦略・戦術については、議会の皆さん方からお認めをいただき、今までにない規模で予算編成をし、大枠をつくりながら、この23年度で事業を引き継いで展開をしていくことにしていることは、特別委員会の中でもお話しをしたことで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

次に、県内外、国外へのトップセールスの予算計上はされたかとのご質問でございます。

私が平成18年の村長選挙に立候補した際に、私自身が営業マンとして、観光産業の活性化を公約に掲げたところは、2期目の旗振り役をする際にも、強く申し上げたところでございます。現在でも、その公約に基づき進めているところでありますが、今申し上げましたように、ムック本等の本をツールとして、エージェントを介しての宣伝にあわせて、新たな取り組みとして、田中議員にもご尽力をいただいております。白馬村への市民ランナー、大学実業団の陸上合宿、学習旅行などの誘致活動に積極的に取り組みをするとともに、加えてインバウンド事業、海外への誘客・宣伝活動に向けても先頭に立って、みずから営業マンとしての役割を果たしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

インバウンド事業につきましては、幸いにしてシンガポール、中国のエージェント等と、新たな連携も実を結びつつありますので、積極的に進めてまいりたいと思っております。

本予算の中には計上はしてございませんけれども、観光局予算総枠の中で、このインバウンド事業について積極的に取り組みをしてまいりたいと、このように考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 今、局長が不在であります。村長ご自身、これから8期の政策方針というものを、これ立てていかなきゃならないと思うんですけども、その点について、一番その重要などころといたしますか、その辺のところは今お考えでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この人事の件も含めて、このごろの特別委員会の中で、今、白馬村観光局の体制づくり、そしていろいろご批判をいただいていることについてどうこたえていくか、急遽検討委員会を立ち上げて、観光局の総会までに、その大枠を明確にしていきたいと。それに向かって進んでまいりますので、その枠が決まりましたときには、また、案が出てまいりました折には、議会の皆様にもご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） これから私の提言といたしますか、そちらのような質問になっていこうかなというように思うんですけども、ある程度、この震災というものを、今こう目の当たりにいたしまして、このレジャー性というものが、多分これからは難しくなっていくのではないかなというように思います。

白馬村の今の現状といたしまして、これ今、観光局でもってつくられているものですが、今、白馬村の現状というものは、レジャー性よりもスポーツ性が非常に高いというところで、これはやっぱり白馬のこういう特徴がありますので、多分レジャー性というものが、多分国民はもう本当に遠慮してくると思う。だからこの、今のまさにこういう状態ですので、白馬の一番持っているこのスポーツ性というものを前端的に押し出して、これから戦略を練っていくべきではないかなあというように思います。

その視点というところなんですけれども、私も東京マラソンに視察に行ってきました。それで、非常に市民ランナーが多い。それから、これから日本全国マラソンをやろうとしている。それで、例えば広島とか、大阪、名古屋マラソン、この名古屋マラソンは、今回、震災ということでもって中止になりましたけれども、あと千葉とか、北海道とか、そういう非常に大会運営の方々と、そういう方々と私は会ってきました。それでもって私が感じるには、日本の国民性といいますか、そのところは、非常に、今、スポーツを観戦するというよりも、もうスポーツをやろうと、健康づくりをやろうと、そういう方向になっているのではないかというように思います。

ということは、もう国も、医療費がもう30兆円を超えて40兆円というか、そういう金額にもなろうとしているわけです。いかにこの医療費を減らそうかということで、国も必死になっているはずであります。だからこのところで、今まさにスポーツ性の高いこの白馬村に、こういう健康志向という人たちを、本当に呼び込んでくるのが、今チャンスではないかなあというように思うわけですが、その点は村長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えを申し上げます。田中議員おっしゃられましたように、白馬村もどういふ観光地を築いていくか、その目的と戦略・戦術については、私が村長を就任して間もなく、平成8年のときに、観光立村としての構築に向けての具体的なものをお示しをしてありますけれども、当然そのときに、こうした大型の地震による、本当に大きな災害が発生をするというようなことを想定した人はおりませんでしたし、また、経済環境、社会経済環境が急激に変化をすることも、当時の皆さんは当然考えていなかったわけでありまして、現実にかつこうした大きな災害によって、観光客の流れが大きく変わるのではなかろうかと、心配をしているところでございます。

現に、この災害が発生をしたことにより、各スキー場でのイベント、大会等はすべて中止となりました。そして、加えて一般のお客さんも全部キャンセルが相次ぎ、この土日は全く閑散としているスキー場の状況でありました。我々の観光で生きる村に、間違いなく大きな影響を及ぼすものと心配をしているところでございます。

加えて、九州新幹線の開通により、関西圏のお客さん、グリーンシーズン期はそちらに流れるであろうと。そしてまた、これは予期していなかったことでありますけれども、東北新幹線が青森まで延伸をされて、やはり一般のお客さんの流れは、九州、青森へと変わるだろうと。そういう面では、白馬村の観光は大変だぞという有識者の指摘もいただき、それに負けないグリーンシーズン対策をしなければいけないと、いろいろ模索をしてきたところであります。

また、今そうした中で、田中議員言われましたスポーツによる健康づくりというようなことから、スノーハープを活用した市民ランナーの誘致、陸上にかかわる大学の誘致、実業団誘致等も、新たなやはりこれからの流れとしては、有望な市場だというふうに考えております。既にスノーハープの有効利用についても、いろいろ検討もいただいたところでございます。そうした検討委員会の答申も勘案しながら、今後に向けて取り組みを進めていきたいと、このように思っているところであります。

それにつけても、私も大変ありがたく思ったことは、こうした専門的なやっばり見地に立って物事を考えられる、やはり人材の必要性も強く感じているところであります。いろいろな分野における人材の必要性を感じておりますけれども、たまたまこの新たな市民ランナー、大学、実業団等々の間に立って、いろいろ白馬村のために働いてくれる人もいることは、大変ありがたいと

思っているところであり、議員ご指摘のように、新たな取り組みとしては当然考えていかなければいけないことと、このように思っているところであります。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 今、村長は人材の必要性という言葉をおっしゃられたんですけども、私はですね、今、健康・スポーツに視点を変更したらどうかということをお話ししたんですけども、この人材、健康・スポーツということに変えるということは、その指導者もいなきゃいけないということに、白馬村の中に。で、そういうところを見ますと、私はもう非常に白馬村の中では、そういう優秀な人材の方々はあるというように思います。

それで、例えばウエートトレーニングのやりたいという希望者がありましたら、その全日本でも本当に優秀なウエートトレーニングの指導者もいます。村長ご存じでありますし、日本のそのウエートトレーニングの大会をやっている方ですけども、村長、近くにいらっしゃる方、その方もいらっしゃいます。それから、例えば今はよく村の中で総合型スポーツクラブというのがやってるんですけども、その指導者の方々是非常に勉強をしております。それで今のトレーナーの知識というものは、日本でもトップクラスの知識を持ち合わされている方々が、今、スポーツクラブの指導をされております。それからスキーの指導者にしても、先日技術選の大会もありました。その中にも優秀な方々もいます。それでもっと言えば、村の管理栄養士もいますし、そういう方もスポーツ栄養ということも、きちっと指導できる方々であります。

そういうことを考えますと、もうまさに健康スポーツというところは、白馬はもううってつけと、そういう基盤というものは、もう本当にきちっとできていると私は思います。そういう方々が一体となって、心を1つにしてこれ取り組んでいけば、きっと開けてくるのではないかとこのように思うわけであります。

次に、トップセールスのところについて、ちょっと村長にお伺いをいたします。

これ今年予算の中で、アルプスの里観光づくりプロジェクト、観光と農林業の連携、転作としてソバの栽培に対する取り組みということを中心にいいますか、そういうところに一生懸命やると。ソバの作物、それから販売に対して一生懸命やるという予算を組まれたわけでありまして。その中でやはり販売促進というところになると、やはり村長が、ここの出番ではないかというように私は思います。まさにトップセールスをここで行うべきではないかと。

それで私も東京へちょっと行ってきたときに、浅草の近くにそば屋がある、有名なそば屋があるというところで、一緒に方が行って、決してあそこのそばはうまいうまいと言うけれども、もう白馬のそばの方が僕はうまいよということ、一緒に行った彼は言っていましたけれども、まさにそういうところに白馬のソバ粉を売るとか、そういうところを積極的にやっていくことも大事ではないかなあというように思うわけですけども、そういうところはどうか。

県の阿部知事も、農産物の売り込みに、今年そのトップセールスとしての300万近くの予算計上して、トップセールスをやろうとしております。そういうように、県も一生懸命そういうようにやっておりますので、白馬村の村長としても、まさに先ほど僕言いましたように、ソバの販売というところを一生懸命こう、どうでしょうか、出ていって見たらどうでしょうか。そのところをちょっとお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） おっしゃられることはもっともでありますし、私も必要とあらば、声がかかるところへは積極的に出ていくつもりではありますが、この特産品開発については、私は就任した時点から申し上げていることですが、やはりソバ粉についても、やはり大量に生産をしていくという、その材料確保も大事なことであり、ここでの新民宿宣言の中にも、伝統食、地場産品、地産地消というのも大きな課題としてとらえているわけでありまして。

そうしたことに加えて、特産品開発については、私自身も力を入れていきたいと、こんなふうには思っておりますし、今、商工会を通じての特産品開発にも、新たに200万円の予算計上をしたところでもあります。そうしたことから、本当に村民が力を合わせてそういう生産活動に励んでいただくとともに、その加工した製品を販売していく、その先頭に立つことは私の役目だと思っておりますので、議員のお力もまたお借りをしたいと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。再質問3問でありますので、次の項目に質問を移るようをお願いいたします。

第8番（田中榮一君） わかりました。

議長（下川正剛君） 田中議員。

第8番（田中榮一君） それでは次の質問に移ります。

食育基本計画策定についてお伺いをいたします。国は第2次食育推進基本計画の骨子を決定をいたしました。平成27年度までに市町村における基本計画設置を100%目指すことになっております。平成21年6月定例会における私の質問に対し、将来の策定を約束しております。今から策定準備に入るべきと考えますが、伺います。

2つ目として、策定に先立ち、早急の課題として、食の乱れからくる子供の生活習慣病が日本の医学界で注目されています。早期発見のため村として中学生の血液検査を公費で行い、実態を把握し、「子供の健康は食育から」の名のもとに指導すべきときに来ているのではないかと考えますが、この2つの点について、2つ目は教育長ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 食育計画につきましては、教育委員会の方で検討をしておりますので、教育長の方から答弁をさせていただきます。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 先に。

議長（下川正剛君） 1番の答弁について、村長お願いします。

村長（太田紘熙君） 失礼しました。私の早とちりで申しわけありません。食育計画の策定については、私の方からお答えをさせていただきます。

田中議員からは以前にも、食育についてのご質問はいただいているところであります。食をめぐる現状は、食料危機と言われる中で、食料が戦略的に扱われる一方、栄養過多で生活習慣病や高齢者の食生活対策が求められ、また食品の安全性、食料の自給率などに関する問題が山積しております。

議員が言われるように、国では食育基本法第18条の中で、市町村における食育教育のための計画作成、実施について述べるとともに、市町村における作成、実施割合が50%となるよう目標を掲げているところであります。また、現在協議がされております平成23年度からの5カ年計画について定める、第2次食育推進基本計画の骨子においては、現状値を踏まえ、その目標値を100とし、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すため、より一層の食育推進を図ることとしております。

平成21年6月議会でお答えをいたしました時点では、白馬村の策定は予定をしていない旨、また村としての考えの方向性についてお答えをいたしましたが、その後の国の動向や、県内の状況等を勘案し、白馬村でも現在基本計画策定の準備に向け、議論をいたしております。

この策定には国の新しい計画概要に沿い、柱として、1番として、家庭における食育の推進。2つ目として、学校・保育所等における食育の推進。3つ目として、地域における食生活の改善のための取り組みの推進。4つ目には、食育推進運動の展開。5つ目に、生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等。6つ目には、食文化の継承のための活動への支援。7つ目に、食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査・研究、情報の提供及び国際交流の推進などを掲げて検討する必要があるところであります。

できるだけ早い時期に作業に入るよう、庁内での連携、協議を進めるよう、調整をしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 2番について、福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員のご質問の生活習慣病の早期発見のため、中学生の血液検査を公費で行い、実態を把握し、指導すべきとのご質問でございますけれども、中学校では健康診断で血液検査を公費で行っております。肥満度の状況について申し上げますと、その状況は30%以上、マイナス20%以下の生徒につきましては、個別指導をしているところであります。

診断の状況で、22年度においてでございますけれども、肥満度30%以上が、男女合わせて

10名程度、マイナス20%以下が、男女合わせて5名弱という状況であります。

早期発見はもちろんでありますけれども、幼児からの生活習慣の改善による予防の方も、非常に大切と考えております。近年、6歳から15歳の小中学生の肥満児が、この30年間に3から4倍に増えていると言われております。また、コレステロール値の高い子供も増えているところでございます。肥満、そして高コレステロール値の食生活につきましては、ご承知のとおりハンバーグ、あるいはカレーライス、スパゲッティ、そういった動物性脂肪のとり過ぎ、ケーキ、清涼飲料水など糖分のとり過ぎ、エネルギー摂取量のオーバー、野菜、魚嫌いによる食物繊維、ビタミン、カルシウムなどの不足が目立っているところであります。

この子供の肥満につきましては、大部分が肥満成人になり、糖尿病、高血圧、心筋梗塞、脳梗塞など、早くからかかりやすくなるというようなことも言われております。子供のころに身につけた食習慣というものが、大人になって改善するというようなことは難しく、子供のうちに健全な食生活を確立することは、健やかな体をつくり、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎であるということは言うまでもないわけでありまして。

こういったことのため、日常生活の基盤である家庭において、子供への食育の取り組みを推進をしていくことが大切であり、一昨年田中議員さんからのご質問もあり、既に取り組んでいる状況もお話ししたとおりでございます。

特に家庭におきましては、食卓を囲んで、ともに食事をとりながらコミュニケーションを図る、共食という食育の原点でありますので、子供への食育を推進していく上で、こういった家庭との、一緒に食事をとるということが大切な場であるというふうに考えています。

しかし、近年ライフスタイル、家庭の動態や家族関係が多様化しておりますので、家庭の食育は本来の食育の基礎を形成する場になっておりますけれども、今後、学校とも連携をとりながら、家庭における食育の推進の指導にも、一層充実を図っていきたいというふうに考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めて15分です。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 白馬村の、今、皆さんが住民福祉課の方々を中心にして、非常に村の健康づくりということを一生懸命やられているというように私は見ております。特に、健康増進計画の元気プラン健やか白馬21というのが、昨年ですか、おとしでしたか、策定をされたんですけども、特に子育て支援ルーム等で行われている、本当にゼロ歳児からの食育というところから一生懸命やられていると、私は思っております。

そのところから始まって、幼児、保育園、それから小学校、中学校と、非常に今一生懸命、私から見ても一生懸命やられている、それで、どうして私この中学のところを質問したかといいますと、ここは非常に大事なところだというように思います。もうこの義務教育を過ぎてしまう

と、もうあとは高校生、それから大学生になっていくと、もう自分で持って、その食の管理をしていかなきゃならない。やはりこの中学まで一生懸命やってきたことが、きちっと学ばれて、そこで将来にわたっての自分の健康づくりというものをやっていく上で、この中学の義務教育のこの教育というところは、ここのところは本当にこうきちんとやっていることが大事だということに質問したわけであります。ぜひ、今までやっている以上に、義務教育までのこの食の指導というものを、ぜひ、よろしくお願ひしたいというように思います。

次の質問に移ります。道路維持管理についてであります。

建設中の神城山麓線は間もなく完成の運びとなります。北から進入道路の整備がこれからの課題となってきますが、2つの項目について考えを伺います。

飯森陸橋北信号機から山麓線までの農道を村道に格上げをし、整備すべきだと思いますが。

2つ目として、財政的に早急に難しいと考えた場合に、今、スキー場の業者が行っています除雪費用については、村はどのように考えているのか、この2つについてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります道路維持管理について、お答えをさせていただきます。

最初に、農道の村道格上げについてでございますが、この議員ご質問の農道は、二十数年前に県営圃場整備事業で整備をされ、現在は農道の機能はもちろん、白馬フォーティーセブンのアクセス道路という性格があるとともに、神城山麓線の利便性向上の面からも必要性の高い道路であり、拡幅改良が必要だという認識は十分持っているところであります。

現在は幅員が4.5メートル程度と、2車線利用が困難なため、冬季の利用に当たっては、スキー場関係者の自主規制により、農道2本を使い、一方通行の利用となっており、利用者の皆さんにはご不便をおかけしているものと思っております。

しかしながら、毎年開催をしている地区住民懇談会で出される各種要望事項に対して、十分こたえられていない状況を考えれば、直ちに村道に格上げをし、拡幅改良できる状況ではありませんが、地元関係者の皆様方とさらに協議を進め、改良に向けて取り組みができるかどうか検討をしてみたいと、このように考えております。

また、同スキー場の大規模開発との関連性も大変大きなものがございます。現在は、その状況を見守っているという状況でありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひをいたします。

次に、この進入路の除雪費用についてでございますが、先ほどの農道終点からフォーティーセブンスキー場までは、スキー場開設時に利益を受ける開発事業者から負担金を徴収して、村道として新設いたしました道路でございます。

除雪などの維持管理は、そのときの約束事により、スキー場経営者で農道も含め対応をいただいているところであります。除雪路線の削減や追加の必要性も感じていますが、ご質問の件

は、農道を村道としたときに検討をしたいと思っておりますので、当面は今までどおりの対応とさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 最後に、ちょっとお伺いいたします。除雪の費用については、今後検討するという事なんでしょうか、ごめんなさい、今、ちょっと聞き漏らしたところあったんですけども。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今申し上げましたように、この道路使用については、当時開発をする業者と、除雪については自分たちでやるという約束のもとに、この農道開設をしたという経緯がございます。そうした経緯も踏まえ、今後に向けては改良も含めて検討をしてみたいと思っておりますが、現在、現状においては、除雪費も含めて従来どおりの方法でお願いをしたいと、このように申し上げたところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 山麓線が開通しますと、北側のあの信号機から入ってきまして、フォーティーセブンの方、それから五竜の方というふうに、お客さんも今まではフォーティーセブンだけだったんですけども、五竜の方も行く。それから帰りも五竜の方に車をとめた方々も、帰りもそこを利用して、例えば北陸の方へ帰られる方とかいうことが当然出てくるわけです。ということになると、一業者だけでその中で負担をさせておくということは、非常に不公平感というのが出てくるんじゃないかなあというように思うんですけども、その点は村の、入っていただくのがいいのかどうかわかりませんが、その費用というものは、1社だけに負担をさせていただくというのは、非常にかわいそうではないかなという気がするんですけど、その点どんなものでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。議員ご指摘のとおりだと考えております。つけ加えるならば、フォーティーセブンスキー場へ行く道路と、今度完成をします山麓線をつなぐ道路は、今、使用している道路が1本という状況であります。その状況も今申し上げましたように、幅員が狭いというようなことで、利用者にご不便をかけている上に、189、148号線とつながる道路も、あれが唯一の道路だというようなこともありますので、そのことも踏まえ、完成した時点で再度また検討をさせていただきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、あと4分です。質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第8番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第11番高橋賢一議員の一般質問を許します。第11番高橋賢一議員。

第11番（高橋賢一君） 11番高橋賢一です。一般質問をいたしたいと思います。

東日本大震災の発生により、壊滅的な被災をされました岩手県、宮城県、福島県を初め、太平洋に海岸を接する多くの皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

発生から5日目、日に日に災害のすさまじさが報道されておりますが、大津波は人が準備した防潮堤をいとも簡単に超えて人命を奪った。今一番大切なことは、より高い防潮堤をつくることではなくて、心の中に人の悲しみを超えさせない防潮堤をつくることだと、そんな言葉が大変印象に残りました。

前方で捜索にかかわる皆様のご健勝と、朗報を待つ皆様の希望の火が途絶えないことを念じながら、不幸にしてお亡くなりになりました皆様のご冥福を、心からお祈り申し上げたいと思います。

ただいま、同僚議員から大震災における白馬村の当面なすべき対策につきましてご質問がありましたので、準備いたしました質問に添って、ご質問を申し上げたいと思います。

年末から1月までに白馬村を訪れましたインバウンド事業招致による宿泊者数は、約3万人でありました。対前年度150%近い伸び率であります。宿泊業、外食産業、交通業、店舗などなど、サービス業全般に及ぼす経済的効果は大変なものがあるかと思えます。観光局で推進している事業でありながら、私ども認識不足の面がありますので、インバウンド事業の実情と展開などについてご質問をいたします。

今シーズンのスキー場入り込み状況につきましては、観光局からのデータによりますと、昨年12月から本年1月まで、白馬村6スキー場における索道利用者数は約41万6,000人、平成20年度同月と比較いたしますと、83%の大幅減であり、また悪天候の影響を受け、最悪とされる21年度との対前年対比では、103%の微増であるとの報告でありました。

このような背景の中で、村内の宿泊施設を利用された宿泊客数のデータにつきましては、なかなか現状を掌握できない状況ではありますが、年末年始は空室が目立ち、期待された成人の日を含む3連休では、1泊がほとんどでありました。1月1日と成人の日の前日は、ちょうど日曜日に当たりまして、高速道路休日割引運賃の影響も大きな要因であろうかと思われま。

議会では、1月半ばスキー場視察をさせていただきました。経営トップの方々にお話を伺うことができましたが、このような状況下で売り上げを伸ばしているスキー場では、インバウンド事業の受け皿に力を入れておりまして、あるスキー場のレストハウスでは、利用者の90%以上が外国人スキーヤーであるとのことでありました。

観光局によりますと、白馬村を訪れた外国人観光客は、オーストラリアが全体の40%を占め、台湾、韓国、香港など、アジアの国の地域が続いているようであります。そこでインバウンド事業は、索道事業者、常設観光協会、商工会などから選出された14名の委員で組織された専門委

員が、誘客事業、受け入れ体制整備などの事業展開をされているようでありますが、観光局の中にあつて、事業推進費として予算がついている専門委員会は、インバウンド委員会だけではありません。観光局は事業推進団体と一緒に、プロモーション費用としての観光局分を経費負担しているようでありますが、現在、プロモートする団体はどのくらいあるのですか、お伺いいたします。

次に2つ目ですが、事業収入予算にチケット販売、オールマウンテン券というんだそうなのですが、として手数料が計上されております。チケットの販売金額をもって、販売マージンを精算しているものと思われませんが、本年は5日券、あるいは6日券の利用が多いようであります。観光局で取り扱う枚数は、おおむねどれほどですか。

お渡ししました原稿のあと調査をしてみましたら、2日券、3日券ではなくて、5日券、6日券の利用が多いようでありますので、訂正をお願いいたします。観光局で取り扱う枚数は、おおむねどれほどでしょうか。

3番目といたしまして、オールマウンテンチケットは、村内索道事業者、白索協と契約している村内のエージェントが取り扱うことになっているとのことでもありますけれども、村内に外国及び国内契約エージェントは何社あるのでしょうか。

次に、4番目といたしまして、観光局では国内旅行業の資格を持っており、その活用は、主に事業企画された商品を、エージェントとタイアップして販売されているようでありますが、事業によっては、観光局にマージンが得られない商品があります。このたび観光局が推進しているCプロジェクトを事業展開するに当たり、事業収入をもって促進を図るという受益の基本が大事なことであると思えます。インバウンド事業に対する観光局の具体的な展開方針を伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。高橋議員からは大きく2つのご質問をいただいておりますけれども、まず最初の、インバウンド事業の実情と展開について、順次お答えをさせていただきます。

まず最初のプロモート団体についてでございます。お答えをいたす中で、補足をする部分等については、担当課長からさせますので、よろしくお願いをいたします。

プロモート団体については、観光局の中には、インバウンドを初め、索道、交通・運輸など、7つの専門委員会がございます。そのうち、インバウンド以外の委員会は、その年によって、あるいは時期によって予算のかけ方が違い、事業推進費として計上するのが難しくなっております。

例えば、スキー100周年に関する事業で言えば、索道専門委員会や観光協会、宿泊専門委員会などが一緒になって推進しなければならず、最初から個別の事業推進費として、きちっとした予算化ができないというのが実情でございます。したがって、全体を見ながら対応していくケースが多々出てまいります。

インバウンド委員会については、県や国が主催する商談会や、情報を得るための海外視察、さ

らに海外から来るメディアや代理店とのかかわり合いを含めた事業費用を見込んで、事業推進費として計上をしております。事業推進団体と一緒にプロモーション活動を行うケースも当然ありますが、費用としては、観光局職員に係る経費以外は出しておらず、県アライアンスの関係がプロモートする商談会に参加しているのみでございます。

次に、オールマウンテンチケットとエージェントとの関係についてのご質問にお答えをいたします。

オールマウンテンリフト券販売手数料と、3つ目の契約しているエージェントについてのご質問ですが、一緒にお答えをさせていただきますけれども、インバウンドのオールマウンテン券は、白馬村索道事業者協議会が企画をし、2日券から7日券を作成をしており、観光局はその販売業務を受託をし、今シーズン取り扱ったインバウンド関係の枚数は、3月1日現在7,234枚で、売上高は約1億2,960万円に上り、販売手数料は1%、金額で約130万円でございます。なお、業種では5日間の販売が最も多く、次いで6日券、4日券の順となっております。

契約をしているエージェントに関しましては、観光局が行っているものではなく、白馬村索道事業者協議会がインバウンド旅客を白馬村へ送客をしてくれる旅行会社と、リフト引換券取り扱いに関する契約を結んでおり、今シーズンの契約者数は17社で、その内訳は村内8社、国内2社、海外7社でございます。

次に、4つ目のCプロジェクトについてでございますが、この事業展開方針については、まず、このプロジェクトはインバウンド専門委員会の中にあって、中国からの誘客戦略、受け入れ体制の共通認識の徹底などを検討している組織であります。昨年夏に発足して以来、中国の来日観光客の動向、中国代理店やメディアへの積極的な働きかけ、中国通との意見交換、現地商談会への参加などを行い、今年度は情報収集機関に位置づけて活動をしており、具体的には来年度から施策を展開していく予定でございます。

事業収入をもって促進を図るという点につきましては、事業の組み立てにもよりますが、Cプロジェクトにおいては、限られた施設に特定するのではなく、お客様が増えることで、村内の食泊施設、飲食店、土産店などの多くの事業者の収益アップにつながるといった、不特定多数の受益効果をもたらすためのものでありますので、現時点では、このプロジェクトに関する特定の受益者負担は考えておりません。

インバウンド事業展開としては、来村する中で最も多いオーストラリア人をさらに増やすために、先日、村内居住の外国人のエージェント、宿泊施設のオーナーらと、今後のインバウンド事業推進に当たっての貴重な意見交換の場を設けたところでございます。これまではホテルなど、各種施設の独自のPRに頼るところが大きかったと思いますが、オーストラリアに関しては、今後、外国人の協力も得ながら推進をしていきたいと考えております。

そのほか、新たな顧客として中国を最重点地区として展開をするとともに、今期来村したアメ

リカ、イギリスなどのメディアを活用して、白馬の魅力を海外に発信してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） このたびの質問で、オールマウンテン券のことについて、くどく質問をいたしました。このオールマウンテン券について、なぜ質問したかと申しますと、外国人の乗車券は、白馬村乗車券統一というリフト券を目指して、どうしても白馬が統一できないものかということで、同僚議員からも何回も質問がありましたとおり、ぜひ統一すべきだという意見を持っておりました。

この中で、村内共通券で、初めてオールマウンテンチケットという共通券ができました。少しスタイルは違うようではありますが、索道事業者の皆様からお話を伺いますと、このリフト券の根元は、索道事業者が持つ統一された配分システムが、このリフト券統一の構築の基本であると思っておりますし、これはできないよという人と、いや、こうすればできるというような意見があって、そういう壁を押しつけて、このオールマウンテン券、いわゆるインバウンド事業にエージェントが取り扱う券について、全部の山が統一したそのリフト券のシステムを持ったんだということで、大変私どもも関心を持っていたわけでありまして。

これは、それぞれの索道会社が、それぞれの持つリフトの要するにグレードと申しますか、システムによる基本と申しますか、その点数でありますけれども、運賃の最大公約数を用いるということで、大変、私、意義のあることだというふうに思います。特に索道協議会の皆様とインバウンド事業者協議会の皆様がお話をいただいていると思うんですが、その点、このシステムの将来について、どのようなお考えの話し合いがされたのか、わかりましたらお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 村内リフト券の共通化に対しての過去から、そして、またこれからの展開というようなところでのご質問かというふうに解釈をしております。

高橋議員がただいまおっしゃったように、村内のリフトの共通化が、冬のスキー場の利用客を招き入れる1つの大きなポイントであるというようなところが、以前からご指摘をされ、観光推進本部、観光局に至る経過の中で、この村内共通化が1つの目標とされ、過去におきましては、今、オールマウンテン券というふうに呼ばれておりますけれども、ハッピーセブンという統一券から、このオールマウンテン券に展開がされており、現在このオールマウンテン券は、インバウンドの券と、もう1つは小谷地域までを含めました宿泊の宿、具体的には観光局の会員及び常設観光協会、小谷村の観光連盟、会員に加盟をする宿まで、この共通券の販売を広めておるということでございます。

索道業界におきましては、過日、大北事業者索道事業者協議会の会長さんにお伺いをいたしますと、さらにこの北アルプスを含めた広域的な圏への魅力づけを図るというようなお考えも、会

長さんの方では持っておるやに聞いております。

私どもとしましては、やはりこの広域的な魅力づけをする中で、さらにこの地域に招き入れるような研修について望むものであり、観光局もそういった側面から、索道事業者の皆様方という今後の方針を展開をしまいたいというふうに考えております。

特に、インバウンドの関係につきましては、今、高橋議員さんがおっしゃったように、1月までで約3万人というふうに、この券種から割り返すとご利用されております。特に長期に滞在をするお客様への利用券が多いということから考えますと、インバウンドにつきましては、短期よりも長期的な宿泊への券として利用されるように促進を図りたいというふうに思っておりますし、先ほど大北管内でのお話も申し上げましたが、このオールマウンテン券の2日・3日券を、小谷まで枠を広げましたけれども、結果的には今年度、残念ながら小谷村の方での利用は、今のところゼロでございます。

そういったことから考えますと、まだまだ広域でという旗のもとでやってはいるものの、実績が上がらない、その原因がどこにあるのか、そこをしっかりと検証をしながら、次のシーズンに取り組みをまた強化をしまいたいと、こんなような方針でおります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） ちょっと何か私とかみ合わないのですが、3番目の質問のことを、もう一回お願い申し上げたいと思いますが、このオールマウンテンチケットというのは、観光局が取り扱っているチケットであって、これは白索協といわゆる契約している村内のエージェントのみが扱える券と違うんでしょうか。ということは、この券は例えば5日券なら5日券で5枚つづりになって、5までの番号が入っておりまして、つづりというか、切れ目がついておりまして、その券を持って索道の窓口に行きますと、外国人専用の1日券と交換になる。ですから、この人数がつかめるわけでありまして、それがつかめなかったら配分ができないわけでありまして、

これが今、小谷の方の話で1枚も出なかったという話がありましたけれども、リフト券は人相を見るわけにはいきませんので、これが外国人の持ち物であるのか、あるいは日本人の持ち物であるのかということは見えないわけでありまして、

それで、今、私が聞いたのは、契約している国内エージェント、あるいは外国のエージェントが何社あるのかということをお伺いしたわけでありまして。もう一度答弁をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） オールマウンテン券につきましては、インバウンドの券種と、先ほど申しましたように、2日・3日券に関しましては、もう1種類、地域の宿泊の方々が購入できる券と2種類存在をしております。高橋議員さんがお尋ねの部分につきましては、オールマウンテン券で言うところの、インバウンドに属するところのご質問ということで、ご答弁をさせてい

ただいておるわけでありますけれども、実質、存在をしますのは大きく分けて2種類。

ただし、インバウンド券につきましては2日券から7日券まであり、重ねて説明をいたしますが、もう1種類は、2日・3日券につきましては、以前からハッピーセブンと呼ばれている、村内のお宿さんが購入できる券と存在をしていると、こういうことでございます。

今回のご質問の一般質問につきましては、インバウンドというところに限定をされておりましたので、村長の方から、その旨の答弁をさせていただきました。実際の仕組みにつきましては、白馬村索道事業者協議会が直接エージェントさんと契約をしているものであり、観光局がその契約にタッチをしているものではございません。観光局は、この販売に対する事務を取り扱っており、その手数料をいただいているというところで、索道事業者協議会とのやりとりをさせていただいております。

再度のご回答になりますけれども、どのぐらいエージェントの取引があったのかということでございますけれども、村内以外にもございます、合計で17社でございます。内訳でありますけれども、村内で8社、国内で2社、海外の7社ということで、白馬村索道事業者協議会からは報告をいただいております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 先ほどの質問の中で、乗車券の統一について、観光局としてどういう考えを持っているかという質問がありましたけれども、その関係について、答弁をお願いをしたいと思います。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 乗車券の統一につきましては、既に村内のみならず小谷村まで延ばしてきたと。これはインバウンド以外の部分で、地域の方々のお宿に反映をするための券として券種を延ばしてまいりました。さらに大北まで延ばしていきたいと。つまりオールマウンテン券は、インバウンドのみならず村内のお宿さんも買えると。買えるという、その部分での考え方を伸ばしていきたいということでございます。

インバウンドの関係につきましては、今後、取引をするエージェントとの取引を、どこまで伸ばすかということが販売実績につながるかと思えます。直接、観光局というよりも、観光局及び白馬村索道事業者協議会との関係において、その辺の方策を練ってまいりたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 今の答弁を聞いておりますと、この2日券・3日券につきましては、観光局でなきゃ買えないんですか。それとも、それぞれリフトの窓口で購入できるんですか。それは、その辺はどうなっているんですか。このことをお聞きしたい。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） まず整理をいたしますと、インバウンドに関係をするオールマウンテン券につきましては、エージェントとの契約の中では販売ということでございます。

それから、オールマウンテン券で宿等で購入できる券につきましては、観光局及び常設観光協会等が窓口という形で販売をいたしており、この仕組みにつきましては、ハッピーセブン以来、変わってはおられません。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） それでは、2番目の質問に入ります。

外国人の宿泊施設と納税について、お伺いをいたします。

白馬村に営業施設を取得する外国人の個人や企業が増えております。特に和田野地区には60棟余りの宿泊施設がありましたが、27棟が外国人の所有施設であり、80%がオーストラリア、20%が中国投資家の所有するペンションなどだそうであります。

以前、私も一般質問で質問を申し上げましたが、それぞれの事情によって、納税義務が生じていると思いますが、その実情について、4点ほど伺います。

まず1番目として、宿泊及び飲食業にかかわる営業許可は保健所の管轄であります。当村に住民票を有していて、営業許可を取得している外国人所有の施設は、地区別に分けて何棟ぐらい存在するのでしょうか。

2つ目、固定資産税は納税されているのでしょうか。滞納はないのでしょうか。

3番目、住民票を有する施設について、所得申告はされているのか。以前、質問を申し上げたときには、まだ1年たって申告がされていないので何とも言えないという答弁でございましたが、それから数年たっておりますので、お願いいたします。

それから4番目といたしまして、国民健康保険に加入している居住者は何人おられますか。

この4点について、ご質問申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員から、外国人の宿泊施設と納税について、4点のご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

1つ目の、白馬村内における外国人所有の営業施設がどのくらいあるかのご質問であります。残念ながら確実な数字については、把握が大変難しい状況でございます。参考までに2月末現在の外国人登録者数は、在日韓国人の方を含めて336人で、うちオーストラリア人が132人登録をされ、以下、韓国45人、イギリス42人、フィリピン、ニュージーランド、中国と続いているのが現状であります。地区別に見ますと、和田野、みそら野、飯田、八方、山麓に多くの居住し、その多くが観光関連の営業、ゲレンデ従業員等につかわれているものと推測をしております。

肝心の、外国人所有の営業施設の数ですが、1年ほど前に観光局職員が聞き取り等により、非公式に調べたところ、外国人所有で宿泊施設としての使用が確認できたのは36施設で、和田野が13、五竜・フォーティセブンエリアが11、エコーランドが8つなどとなっております。そ

の後さらに10件程度は増加しているとお話がありますが、正確な数字を把握するには至っておりません。

また、和田野を中心に、外国人向けの外国人オーナーの飲食店も数軒あるとのことですが、季節的な営業が多く、現状の完全把握は難しい状況でございます。

また、税務課の固定資産税の台帳では、国籍を管理しておりませんので、外国人の所有物件を抽出することは時間が大変かかりますが、22年1月1日現在の資料で、所有者が片仮名やアルファベットの物件を見ますと、宿泊施設で37件の施設があり、和田野が12件、みそら野が9件、飯田が8件、その他が8件という状況でございます。

次の、納税についてのお話でございますが、具体的なお話はできませんが、納税済みの人もおりますし滞納の人もおいでになります。ちなみに今年度は、差し押さえを実施した外国人もおいでになります。また、固定資産所有者で、督促状や催告書が戻ってくることは、たまに国内での転居の場合にはありますが、それ以外はない状況でございます。

次に、3つ目の所得の申告につきましては、所得の申告をされていない方もいると思いますが、所得の申告につきましては村だけの問題ではなく、税務署でも対応をしておりますので、村としても連絡を密にし、協力して進めてまいりたいと考えております。

なお、村では外国人向けの生活ガイドブックの英語版を作成し、冊子とホームページの中で、税金に関する概要を、一般的なものと、営業を始める場合とに分けて紹介をしております。

次に国保の、白馬村に居住している外国人で、白馬村国民健康保険に加入している居住者は54世帯で67人でございます。加入に当たっては、外国人登録をしている者で、在留期間が1年以上認められている者であることが要件となっております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 再質問いたします。2番目の固定資産税に絡んだ税金の納税、あるいは滞納がないかという質問でございますが、私がお聞きしたいのは、システムの違いから納税を滞っているのか、あるいは納税の意味がわかっているのか、納税されないとうなるのかということ、外国人の皆さんご承知の上でおやりになっているのかどうか。その辺、税務課長わかりましたらお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） お答えいたします。先ほどの村長が申しあげました固定資産税の課税されていると思われる外国人で、37件の施設があるということで答弁を申しあげましたけれども、その中で、まだ年数がそんなにたっていないんですけども、過年分の、過年分といいますが、22年度課税で、21年度より前の課税された分が残っているというところは、3件ほどありますけれども、ずっとすべて未納というところは1件もないという状況ですので、納税について、わかってくれているというように判断をしております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） 4番目の、国民健康保険に加入している居住者は何人ぐらいいるでしょうかという質問を申し上げました。このことに絡めまして、ちょっと保険のことで二、三お伺いをしたいと思います。

1点でございますが、今年のスキー傷害の関係で、ちょっと1、2月について調べてまいりましたけれども、入場者の割合にけがの発生が多いと。その原因については、いろいろあるとは思いますが、中に外国人の、いわゆるスキーヤーが多いというお話をお伺いいたしました。もちろんそれはパーセンテージの問題でありまして、外国人が以前より増えているから多いのか。

先ほど申し上げました、140%も増えれば、当然、外国人の方も増えるわけでありまして、細かい分析は別といたしまして、受け入れスキー場によっては、外人も大変ボーダーが多いわけでありまして、ボーダーとスキーヤーとの、当然性質の違う2つのスポーツが1つのゲレンデに入るわけでありまして、体格も、そして回転弧も、持っている用具も違う、このような人たちが同時に同じ斜面を滑るとなると、傷害が多くなるのは当たり前でございますけれども、これは外人専用のバーンであるとか、あるいは日本人のボーダー専用であるとか、そんな斜面のつくられるはずがございませんので、お互いが気をつけて滑っていただくしかないわけでありまして、この中で、スキー傷害の関係で、外国人の保険というのは、どちらが掛けているのかという問題がいつも心配されるわけでありまして。

私も、オーストラリアのスキー場へも行ったことがありますけれども、たまたまそのときにけがをした者もいますし、病気になった者もいますけれども、全部旅行社が、旅行保険の中でカバーをしておりましたけれども、こういうスキー傷害の場合には、そういう保険というのは、エージェントが全部保険の関係の手配をするのでしょうか、あるいは個人がするのでしょうか。わかりましたら教えてください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 細かな統計とか、そういったことについては承知をしておりますが、それぞれが医療保険かと思いますが、そういった加入をしたカード決済をしている人が非常に多いということは聞いております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。関連で、篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 海外からのツアーでお見えの関係の方につきましては、エージェントを通す場合には、当然エージェントの旅行の中での保険という適用が多いというふうに、事例としてはお見受けをいたしますし、最近はエージェントを通さずに、個人でインターネットを介して、自分で手配をするという旅行者につきましては、個人でその保険の適用で入る否かを決めてくるという形が多いかというふうに推察をしております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第11番（高橋賢一君） この質問を申し上げましたわけは、海外へ行って体験された方はおわかりだと思いますが、一番トラブルで大変なのが、心のトラブルと、身体のトラブルであります。特にけがのトラブルであります。こうなりますと、けがのトラブルは心のトラブルに発展して、もうあそこは行きたくない、こんなふうなことが起こり得るのが旅行だというふうに、私は思っているわけであります。

いずれにいたしましても、白馬村にとって大変大事な事業であります。もっと増えて、そして白馬村に経済的な効果がある、こんなことを期待するわけでありますけれども、このインバウンド事業にこれから参加しようとする人たちに、その体力があろうかということも、大変な疑問に思う民宿事情であります。そんなことを心配しながら、この事業の発展を願い、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第11番高橋賢一議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第1番横田孝穂議員の一般質問を許します。第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番横田孝穂です。

初めに、一言申し上げます。このたびの長野県北部を震源とする地震及び東北地方太平洋沖地震で被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。被害がこれ以上増大しないことを願うところであります。一日も早く復旧されるよう、お祈り申し上げます。

弱きを助け、強きをくじく、こんな社会を目指し、田んぼに稲を、子供らに夢を、そしてお年寄りには幸せを願ひまして、これから3問の質問をいたします。

今回、一般質問は同僚議員と重複する内容もありますので、極力控え質問し、私なりの提言させていただきます。

1番、平成23年度予算編成について。2番、農政について。3番、地籍調査事業（国土調査）についての3問であります。

1番、平成23年度予算編成について。

1番目に、国からの交付税や補助金等は不安定であり、大変心配されることが予想されます。また、とまらぬ村税の減収傾向により、厳しい予算編成であると想定されますが、各担当課の予算の基本方針について伺います。

2番目、新年度における新しい事業や、重点施策や、目玉事業について伺います。

3番、平成22年度地域役員懇談会が10会場において実施されておりますが、村民にとって一番身近な道路や、水路整備や、さまざまな施設整備など、期待にこたえたい事業は山積していると、村長は新年のあいさつの中でも認めておられます。地域集落懇談会等の要望、意見が十分に反映されての予算編成であるか伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。横田議員からは、まず最初に平成23年度予算編成について、3つのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、予算基本方針と重点施策、事業について、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

予算編成の基本方針と重点施策や目玉事業についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、歳入の30%程度を占める地方交付税は国への依存財源であり、小泉内閣当時の三位一体の改革においては交付額が激減し、白馬村財政に多大な影響を与えたことは、記憶に新しいところでございます。

国における平成23年度予算では、地方交付税は前年度並みの交付水準で確保はされていますが、ねじれ国会に象徴されるように、政局は混沌としており、今後の国の動向を引き続き注視していく必要があります。

白馬村の平成23年度当初予算編成は、10月から作業を進め、第4次総合計画のローリングや、地域役員懇談会での意見を集約し、今回、議案として上程する運びとなりました。

当初予算の編成方針は、住民の声、現場の声を反映、行政改革、歳入の的確な確保及び新たな財源の創出を基本的事項に据え、限りある財源を最大限に活用し、自助・共助に加え、公助としての行政サービスを、より一層レベルアップするための予算編成を指示いたしました。

また、重点的に取り組む分野として、「快適で安らぎのある生活環境を築く」、「支え合い、健康に暮らす地域福祉社会を築く」、「すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築く」を盛り込んだ予算編成といたしました。

具体的には、村内道路の改良や、ごみ集積場設置補助の拡大、福祉医療費給付対象範囲の拡大や、子宮頸がん予防ワクチン等接種の事業化、そばの里づくり、ソバへの転作補償から、そばガレット普及事業への補助などを計上しております。

次に、3つ目の懇談会の要望、意見の反映についてであります。地域役員懇談会における道路や水路など、いわゆるハード要望と、予算編成についてのご質問の内容は、議員ご指摘のとおり、10会場での懇談会を終えてみて、やはり道路や水路といったハード事業に対する要望は、依然大きいなという印象を私も持っております。特に、先ほど申しました、小泉内閣における三位一体の改革以降、七、八年間は財政的な制約から、極力起債事業を抑え、ハード事業を厳選せざる

を得ませんでした。結果として、各地区からの要望にこたえ切れてこなかったということも現実であります。

こうした中ではありますが、平成23年度予算編成に当たっては、ここ数年来の大型事業でありました神城山麓線について、完工のめども立ってきたことから、道路改良事業に関して言えば、起債事業と単独事業を合わせて6,700万円余りを計上いたしました。これは前年比1,800万円、率にして38%ほど増額をしております。

そのほか、身近な修繕等の要望にも対応するため、別議案にて審議をお願いしております補正予算において、国のきめ細かな交付金事業を活用し、道路維持関係で1,600万円、水路整備関係で1,200万円余りを計上させていただきました。少しでも地域要望にこたえられるような予算編成を行ったつもりではありますが、それでも全地区の要望をすべて満たすのは、現実問題として難しい状況にあります。

また、起債事業に頼り過ぎることにより、後の世代に負担を残していくことも、極力避けていかなければなりません。したがって、事業の採択に当たっては、投資効果や緊急性を吟味し、優先度を明確にした上で、手をつけていくことが必要であると考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま答弁いただきましてありがとうございます。白馬村においては、広域連合負担で一番に多い負担金は、1番目に民生費であります。介護保険の1億2,499万円を、次に2番目には消防費であります。広域常備消防費であります。1億2,262万円になります。そこで、北アルプス広域北部消防署関係についてお尋ねいたします。

防災関係については、村民の生命、財産を守り、日々安心生活なされるのも、白馬村消防団団員の皆様、また北アルプス広域北部消防署、また消防関係の皆様の、日々たゆまぬ努力に感謝するところであります。そんなとき、このような質問をすることは、大変失礼なことはお許しいただきたいところであります。

先日の3月5日土曜日、白馬村大出地区において住宅火災が発生いたしました。早期発見で、被害は最小限であると報道にはありましたが、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げるところであります。

当日は、防災無線において火災速報が、夕方、全村に放送され、各地区における消防の分団員の方が出動され、消火活動に当たられ、被害は最小限であったとお聞きしております。

火災速報と放送された時刻は18時52分、夕方の6時52分であります。白馬村消防団団員は直ちに出動され、消火に当たられましたが、北アルプス広域北部署の消防自動車の災害現場到着は19時20分、夕方の7時20分であります。通報から現場到着まで28分の、約30分も

おくれたの現場到着でありました。通常ではそのようなことは全くあり得ない状態であります。

また消防署は、通常においては火災発生の通報を受ければ、火災速報と防災無線において放送され、1分以内に出動し、現場へ第一番に、タンク車を保有しております北アルプス広域北部消防署の消防自動車到着し、指揮に当たり、初期消防に努めることが本来の姿と、村民の方の多くはそのように理解しております。

一体、当日はどのような状況がありましたのか、副広域連合長でもあります村長に、その当日の状況と、原因はどこにあり、また今後どのように対応なされるのか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 横田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

当日でありますけれども、北部消防署におきましては、救急患者の搬入ということで、2班が出ておまして、一応、当直の者しかいない状況になっておりました。そんなことから、私の方に大町署の方から直接電話が入りまして、非常備消防の大至急の協力をお願いしたいという電話がありましたので、消防主任、団長、本部班長等に連絡をいたしまして、緊急出動をいたしました。そんな状況であったというように推測をしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田村長。

村長（太田紘熙君） 当日の状況については、今、総務課長からお答えをさせていただきましたけれども、救急車についても、連絡を19時4分に要請があったことを受けて、現着をするまでに時間がかかったという、今、議員ご指摘のとおりであります。たまたま休日と重なっていたこと、そして車が全部出払っていたというような状況もあって、本来あってはならないことが起こってしまったわけでありまして、こうした議員ご指摘のことも十分尊重し、今後の消防活動に遺漏のないよう、また広域の中でも検討させたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま答弁いただきましたが、この関係についても、私もちょっと、消防署の方へもちょっとお聞きしたわけでございますが、当日の時間帯で言いますと、広域消防の北部署は、その勤務体制は時間帯は8名だそうでございます。1名が年休をとり、7名で対応したようでございますが、たまたま村長答弁のありましたように、救急車が松本方面へ2台、その時間帯行かれたようで、1台につき3名、2台行けば6名で、その火災発生のときは、電話受付の消防員1名しか対応できなかったというような、非常に空白な状態が発生したわけでございます。

そこで緊急時における隊員不足の解消と、空白時間帯における今後の対策、それから緊急時における第1次医療、第2次医療、そして松本方面への第3次医療への対策方法、それから松川端にありますヘリポート、夜間照明によるヘリコプターの夜間飛行対策、その3点が今後の大きな

課題であると思います。早急に危機管理体制の重要性和見直しを望むところではありますが、村長にお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員ご指摘のことは、よく広域連合の中で、また検討をさせていただきたいと思います。その中で、今議員ご指摘のヘリポートについては、23年度中にはきちっとしたヘリポートができる予定でありますので、できることにあわせて、そんな議員ご指摘の体制がとれるかどうか、また検討をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はございませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 一昨年の29地区集落懇談会における地区における要望事項は多岐にわたり、大小合わせ約200項目にも及んでいるようであります。また、22年の地域役員懇談会も11月中、10会場において実施されておりますが、やはり地域の要望の多くは、先ほど村長が答弁いただきましたように、道路、水路整備の充実を望んでいるのは、それ相当のものがあるわけであります。

平成23年度の予算の基本方針の中には、住民本位、住民とともに歩む村政の実現を目指し、快適で安らぎのある生活環境を築く重点施策の1つに掲げてあるわけでありますので、基本方針に従い、地域の要望に一日も早い実現がなされねばならないと思うところであります。

事例を紹介し、村長のお考え等をお聞きしたいところであります。

災害は、平成23年1月16日日曜日の早朝であります。この日は前日からの雪降りでありまして、早朝2時ごろから5時ごろの降雪では、一気に30センチ近く雪が降り積もりました。そして、大糸線1番列車が南小谷信濃大町間、夕方の4時までの運休となり、バス、タクシー代行運行が行われた日であります。

私の住んでおります隣の集落のことではありますが、塩島地籍において、防火用水を兼ねた水路が上流からの融雪により、下流から上流へとモロミの現象が発生いたしまして、区民総出動で夕方までその対応に追われたのが現状であります。床下浸水、一部でおさまり、被害も最小限におさまったのが現状でありました。その日は幸い日曜日であったこともありまして、全員の出動ができたことが、被害も最小限にあったようでありました。

車社会になる以前は、家の庭の雪はカンジキで踏みつけ、春の来るのを待ち続けた時代でもあり、また駅構内の雪処理においても、当時は駅職員や保線区職員により、手作業においてスコップを使い、融雪溝へ雪を入れる、下流へと流した時代でもありました。

現在は生活様式も変わり、家の前は駐車場となり、庭の雪は川へと融雪溝を利用する時代へと変わり、JR東日本も、以前のラッセル車から近代設備でもあるロータリー車へとかわり、直接機械力を使い、直接融雪溝へ連続投入するのが主な原因の1つであります。下流の水路が余りにも細いのも、その1つの要因であります。

多くの地域要望にこたえていくことは、予算面においても大変なことは十分理解いたしますが、やはり地域の要望にこたえていくには、緊急性の高いものより、常に実施されるべきものと理解いたします。

この件については、前村長時代から、常に事あるごとに要望されてきたようであります。また、先日は地区役員さんが再度要望されたと聞いております。この件について、差しさわりのなければお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田村長、3問目の最後の答弁であります。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細部にわたっては、また担当課長の方から答弁をさせますけれども、この1月16日のモロミによる床下浸水の件についてはお聞きをいたしましたし、地籍の区長さんを初め役員の皆様方、そして浸水に遭われた方の要請をいただいております。これについては、原因として、JR東日本の排雪も一因としてあろうかと思っておりますけれども、まだその上流にも集落もあり、そうしたところからの原因もあろうかと思っておりますので、JRがすべてではないと思っておりますけれども、しかし、細い排雪構にすべての雪を入れないような要望は、私どもの方からもしていきたいと、こんなふうを考えておりますし、また現地を確認をさせていただき、当役の皆さん方とお話をさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 今のお話ですが、地域の方々が要望にいらっしゃいまして、その中で、一応、現在の水路について細いと。小さい水路だということで、詰まりづらくするという観点で、現在JRをヒューム管の300ないし400ミリぐらいの大きさのもので横断しております。JRの横断については非常に費用がかかるということで、JR沿いに既にU字溝が敷設されております。その水路も細いわけですが、その辺の状況について、雪が消えたところで、地域の方々と一緒に調査をし、対応を検討していくということで、皆さんにはお話をしております。

それとあわせて、現在、線路の北側の地域については、消火栓はあるんですが、水圧が非常に弱いということで、23年度において、JRを横断する水道管を新たに新設をして、水圧不足を補おうというような工事も予定しております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） それでは、2番目の農政について質問いたします。

平成22年度においては、春夏ともに天候の不順が見られ、夏は例年にない猛暑となりました。作況指数においては、長野県98、中信97であり、特に県南部では夏の高温による白未熟粒被害、白馬村においてはカメムシ被害でありました。経営面においては米価の大幅な値下がり、肥料を初めとする農業用燃料の値上がりがあり、また鳥獣被害など、特に小規模農家においての大赤字経営覚悟の農業経営、農業法人等においても大変苦しいのが今日の現状であります。一日も早い支援策を望むものであります。

1、カメムシ対策については、大北農協での扱い、被害状況は大北全体で6,000俵を超えております。そのうち白馬村においては4,000俵であります。防除対策は、環境配慮、ラジコンヘリの活用、識別選別機、機械導入、品種対策について必要と思いますが、どのようにお考えかをお伺いいたします。

2番目に、村内南部と村内の北部農業法人等における農地作付条件の不公平感の解消と、農業者における農業用燃料の支援策は必要と思っておりますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 農政について、2つのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきますけれども、足りない分については、また再質問で担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目の、カメムシ対策と防除対策のご質問ですが、平成22年のカメムシ被害については、横田議員が言われたとおり、農協ライスセンターの色彩選別機にかけられた出荷米は、60キロ換算で北城地区が約1,200俵、神城地区が約3,200俵あり、全出荷量の約20%でありました。被害が増加した原因は、カメムシの防除を行う時期に雨の日が多く、一斉防除ができなかったことと、猛暑の影響でカメムシの活動期間が長かったことが影響したためと考えられます。

カメムシの被害を防止するためには適期の一斉防除が有効であり、その手段として、ラジコンヘリによる防除があります。村内では既に野平地区や飯田、堀之内地区の一部で実施しており、その効果もあるとお聞きをしております。

今後の取り組みですが、23年度においては、農協が中心となって、神城圃場整備区域内約80ヘクタールを、ラジコンヘリによる一斉防除を計画をしており、2月の農家組合長会や農家懇談会で説明をしたところでございます。

農家からは、ラジコンヘリによる一斉防除を望む声も多くお聞きしましたが、過去には、防除の時期が8月上旬の観光シーズンと重なることから、観光事業者や周辺住民から、騒音等の苦情もいただいた事例もあったことから、防除効果の側面のみならず、環境面にも配慮する必要がありますので、当面は可能な地域を選定して、農家や地域住民の理解を得ながら区域を広めていきたいと考えております。

色彩選別機の導入については、小型なものでも300万円から500万円とお聞きをしております。村内においては、神城ライスセンターのほか、農業法人や個人で購入した方もおりますが、村の助成を望む声も直接お聞きをしております。

国においては、多様な経営体の育成・確保を図るために、必要な農業用機械、施設の整備を支援する経営体育成支援事業があります。この制度については、先ごろ農業法人や担い手農家にもご案内をしたところでございますが、村ではこうした制度の周知と活用を支援し、農業経営の安

定が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

品種対策については、あきたこまち以外のカメムシ被害に強い品種にしてはどうかというご質問もありましたが、農協からは、あきたこまちは長野県の奨励品種であり、出荷販売のための大量供給が必要であるとお聞きをしておりますので、現時点では他品種への変更は難しいと判断をしております。

次に、2つ目の農業法人等における農地作付条件の不公平感の解消と、農業用燃料の支援策についてのご質問であります。生産基盤という観点で申し上げますと、村では、平成11年度より平成20年度まで、農業生産基盤整備と農村生活環境等を総合的に整備する、県営中山間地総合整備事業を導入して、圃場整備については深空、大出、塩島、切久保、通の5カ所、計46ヘクタールを実施し、用排水路整備は深空、森上、切久保、青鬼で整備を進めることにより、農地を集積して、生産性や収益の向上に努めてまいりました。

村内の圃場整備の面積と実施率を見ますと、神城地域は340ヘクタール90%、北城地域は73ヘクタール23%であり、北城地域の生産基盤整備率が低い状況であります。

したがって、未整備の水田については、地域ごとに所有者の整備要望がまとまれば、適切な事業が導入できるように国や県にお願いをして、不公平感の解消というよりも、生産性をより高めるために基盤整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、農業用燃料の支援策についてですが、県の農業用免税軽油制度により、農業トラクター、コンバイン、田植機及び農薬噴射機などに使用する軽油を購入する際に、軽油引取税1リットル当たり32円10銭が免除されますが、白馬村では来年度10人が適用を受けているとお聞きをしております。この制度については、今後も農家に対して周知をしながら、活用を進めてまいりたいと考えております。

燃料に限らず、生産経費がかさみ、米の価格が下落傾向にある中で、所得補償等の支援策が必要であることから、国においても、23年度から戸別所得補償制度が本格実施される運びとなっております。村独自の米に対する所得補償支援策は、現時点では難しいと判断しておりますが、戸別所得補償制度への加入を促進し、農業経営の安定化と生産力の確保に努めてまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

答弁は以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいま農政についてお答えいただきました。その中で、農業用燃料についても、そのような前向きな対処方法でございましたが、やっぱり農業用燃料は、そういう形で農業者免税がありまして、リッター当たり32円10銭の免除措置がとられ、申請すればそういう形になるわけでございますが、今まではガソリンや軽油燃料においては目的税であり、道路特定財源の目的の扱いでありましたが、21年の地方税法改正に伴い、目的税から地方税へと変わ

り、来年の平成24年3月31日付で廃止となります。農業者は、特に農業法人や、またスキー場関係者には大きな負担増となり、経営をますます圧迫してまいります。

今後、このような支援は行政の果たす重大な役割と思います。今後ますます必要となつてまいります。この点について、白馬村としての産業の両輪でもあるこの産業にどのように対処し、お考えか、再度お聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員ご指摘の内容については、私も十分理解はできますけれども、この税の点については、一村ではどうにもならない問題であり、また、その状況によって、必要があれば要望等もしていくことも、1つの方法かとは思いますが、今おっしゃられたように、村独自で根本的に解決するすべはないということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） カメムシ対策でもありますが、大北農協、白馬村関係で、識別選別機で約2,000俵以上処理したという報告も、私も質問したし、村長もおわかりのようでございます。

農協へ出荷した数量のうち3等米以下で、当該の米を機械処理し、1等米に格上げざるを得なかったこの状況、村内においては農協への出荷以外、民間への米屋への出荷、個人販売、保有米等含めれば、相当の量の被害数量になります。

白馬の主産業は観光であります。農業と観光は両輪でなくてはなりません。対策としては、環境に配慮を考えれば、やはり粉剤2回散布を、農協、行政の指導で、2回から3回回数を増やす指導もありますが、やはり環境を配慮すれば、粉剤よりラジコンヘリの活用方法は、やはり環境配慮に考えたものだと思います。そのようなことで、村長からも答弁の中にはございましたが、そのような方法で努めていただきたいと思います。

識別選別機、機械導入、多額の費用も、村長の方もおわかりのようでしたが、農業法人や担い手支援の必要は不可欠であります。また、品種対策も必要であると感じております。その中で、白馬のあきたこまちは、やはり大北農協、全農長野を通し、一括いたしまして大阪方面へ、商事会社へ、まとめて販売しなきゃいけないという状況の中で、あきたこまちを勧めているのが今の白馬村の現状であります。

作付品種は、あきたこまちでは適期適作であるか、非常に疑問を感じております。出穂の時期がちょうどカメムシ発生時期と重なり、他の品種への切りかえが今後の検討課題であり、食味のよい農林100号であるコシヒカリはおくてもあり、当村においては高冷地ということもあり、毎年安定した栽培は非常に難しい技術を要し、問題があるわけですが、村の産業の1つでもある米作は、白馬ブランドとして進めるには、消費者に対し、よいものを安定して供給することも必須の条件であります。

1993年、平成5年、全国的規模の冷害にも耐え、白馬村一農家の作付実績から見ても、そ

れほどの被害も少なかった農林313号であり、一般的に呼んでおります「ひとめぼれ」はどうかと思うところであります。出穂期も、コシヒカリとあきたこまちの中間に位置します。また、ゆめしなのと言われる品種も関心の1つでもあります。

ひとめぼれは、財団法人日本穀物検定協会によると、昨年の22年度産米の食味ランキングにおいても、コシヒカリと同等の特Aに入っておりますので、他の品種等も参考にしながら、品種の選定対策に取り組むべきと思うところでありますが、いかがでしょうか。

村長、また関係課にお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 村長答弁で、まず米の作付についてのお話をさせていただきましたけれども、前提として、行政だけでは、なかなか米の作柄、品種を改良していくということは難しい状況にあり、流通というところを考えると、農協なくしてはその品種の部分語ることはできません。現状におきましては、あきたこまちが県の奨励品種ということになっている部分がありますので、当面はそれを奨励していくという形かと思っております。

現在、あきたこまちのほかにも、個別につきましては、いろいろな品種を作付をし、いろいろな流通経路が出ております。農協のみならず、それぞれの経営の部分からすれば、いろいろな品種に取り組むという視点も大事かと思えます。どういう品種にどういう特徴がありというようなところも、私どもとすればしっかり情報としてとらえ、農業者にも伝え、また農業者も品種として選択できるような施策を講じてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、持ち時間があと19分です。質問はありますか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） それでは、3番目の質問させていただきます。

農政についての、農林事業については、農林業費1億8,700万円、前年比300万円の増でありました。その中に、毎年続き、村の単独事業でもある米の生産調整金500万円を計上され、商工会が展開する、そばガレット事業と連携し、生産から商品化まで総合的に展開しながら、白馬そばの里づくりを目指し、推進を図るとなっております。

本年もソバの作付面積予定は113ヘクタールであります。ここ数年のソバの収穫量は、平成20年には40トン、21年には10トン、昨年は40トンであります。特に21年の10トンについては、7月の長雨のため、適期である7月中旬に播種できなかった大きな原因であり、理解できますが、110ヘクタール近く栽培され、40トン前後の収穫量で果たしてよいのか、疑問を感じるところであります。

ソバは水稻と違い連作障害が発生し、毎年毎年同じ場所へ作付すればするほど、収量は減少の一途をたどります。栽培方法を指導し、研究する必要があるかと思うところであります。水の条件が悪いところへ農家は自然として減反政策に従い、転作田としてソバを作付している大きな

原因であります。やはりこの連作作付を避けるには、農業用水路の整備は欠かせないものであります。また、ソバは水稻と違い、収穫時の脱粒が非常に大きく、適期刈り取りが必要であり、適期刈り取りを逃せば大きく減収となり、現在、貸し付けしております農業法人への村保有のソバ刈り取り機であるコンバインの台数を増やす方法もあろうかと思うところであります。

やはり農作物は適期にまき、適期に刈り取る、これが農業の基本であります。その点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 横田議員、何番目の質問ですか。

第1番（横田孝穂君） 再質問であります。

議長（下川正剛君） 2番目の再質問ということですか。

第1番（横田孝穂君） はい。

議長（下川正剛君） これ、3回目ですね。

第1番（横田孝穂君） はい、3回で終わりです。

議長（下川正剛君） はい。答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 大きく分けて3点ということでお答えをさせていただきます。

いずれも農業用の、例えばソバの生産性を上げるには水不良対策、水路整備が大事である。あるいは適期の刈り取りが大事である。そのためには大型の機械の導入をどのように考えるかということでの再質問でありますけれども、水路そのものを直すということよりも、村とすれば、むしろ地域が一体となって、水田の土地改良を進めていただきたいという願いがあり、そのためにも、ここ10年間、中山間総合整備事業の導入について、いろいろ農家の方にも働きかけを行った経過がございます。

先ほど、圃場整備率についてのお話をいたしましたけれども、かなり北城地域の圃場整備率がおくれている原因があり、そういった条件の悪いところを、農家は担い手に作付をお願いし、その結果、米はなかなか作付ができないのでソバをつくる、ソバがなかなかそういう不良により生産が上がらないというような悪循環が、今日の課題であろうかと思っておりますし、そのところを横田議員もご指摘をされたものというふうに解しております。

よって、今後、基本的には水路を含めた改良というところをさらに促しつつ、村の方とすれば、そういった受益者の負担を伴いながら、土壌そのものを改良していく、圃場そのものを改良するという支援策を、まず優先として考えてまいりたいと思っておりますし、コンバイン等の適期の刈り取りに対する支援も、かなりここ十数年来やってきております。

さらに、財政的な余力もあろうかと思っておりますけれども、担い手につきましても、こういった大型機械化の導入についても、また村でできるところは支援をしてまいりたいという考え方と、一方で、担い手そのものも国の政策を生かしつつ、交付金を活用しながら、大型機械化の充実も図っていただければと、そんな側面でお互いに支援をしたり、また努力をしていただきながら、

農業を取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、持ち時間は、答弁まで含めてあと13分あります。質問はございませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） それでは時間も迫ってまいりましたので、早口で申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

地籍調査事業でございますが、国土調査について。

この地籍調査事業は、昭和63年より南部佐野地区より着手し、既に22年が経過しております。税の滞納整理においては、平成23年4月より長野県地方税滞納整理機構がスタートし、業務開始となります。滞納整理については一歩前進されると考えられますが、この地籍調査事業は税金の公平性を考えたとき、早期事業の完成を望むものであります。

1番に、地籍調査事業の進捗状況と今後の見通しはどのようになっておるのか、お願ひいたします。

2番目、調査が進まない原因は、何にあるとお考えでありますか。また今後の取り組みについて伺います。

3番目、最新のデータから、面積差はどのくらいかお願ひいたします。

4番、調査済み地域に対して、今後課税するお考えはありますか。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員から、地籍調査、国土調査について、4項目のご質問をいただきましたが、私からは進捗状況と今後の見通し、進まない原因と今後の取り組み、課税についてお答えし、面積差につきましては担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

昭和63年より事業着手し、実施をしましてまいりました国土調査事業も、今年度で22年を経過し、村の調査対象としている平坦地面積14.26平方キロメートルのうち、約半分の7.08平方キロメートルが終了をいたしました。

今後の見通しにつきましては、単純に計算をすれば、残り22年程度で平坦地が終了することとなるわけですが、残りの半分の調査区域を見たとき、公図と現況が著しく合わない区域や、登記をされている所有者と実際の所有者が異なるなどの地図混乱区域等が存在をしており、区域によっては県外者や外国人の所有者が多くいることなどから、容易に境界の画定はできない状況が推測をされ、今の体制で進めた場合、30年以上の長い年月を要すると推測をしております。

なお、平成22年度から平成31年度までの10カ年の計画では、2平方キロメートルの面積をしており、東は八方集落の下のオリンピック道路、白馬岳線、山麓線まで。西はJR下、白馬町の一部、蕨平、大出集落。北は松川までを計画をしております。

国土地籍調査事業は、当初、平坦地部分を20年かけて完了する計画で進めてまいりました。公図と現況の紙背が著しく違っていたり、県補助金が削減され、地籍調査担当職員の減員等によ

り、事業規模を縮小せざるを得ない状況が続いたことが、計画よりもおこなわれている要因であります。

今後の取り組みといたしましては、人員体制の充実を図りながら、年間の調査区域を少しでも拡大できるよう検討してまいりたいと考えております。

調査済み地域への課税についてお答えを申し上げます。この事業の成果に対する課税は、全地区終了後に新たな課税を行うことを原則として、現在に至っており、分筆、合筆、地目変更等の地籍は課税に反映されているものの、すべてが課税に反映されていないのが現状であります。

私としては、できる限り早い段階で、国調の成果に基づき全筆課税を行いたいと考えており、具体的な時期は申し上げられませんが、区域の区切りとして、現在実施している松川以南の中部地域が終了した時点を考えております。

しかし、先ほども申しましたとおり、全地区終了後を前提としての、この事業が始まった経過がありますので、土地所有者の理解が得られることが前提と考えております。

私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 私の方から、3点目の面積差についてのお答えをさせていただきます。

既に予算特別委員会におきまして、1区から13区までの面積差についての資料は、ご提示してあるところでございますが、これから申し上げます面積差は、提示した面積とは別に、いわゆる長狭物としまして、道路、水路、あるいは河川を除いた、田、畑、宅地、山林、原野、雑種地の6地目についての面積差ということでお答えをさせていただきます。

パーセントのみでお答えをさせていただきますと、神城地域におきましては10.0%の増、北城の13区、いわゆる白馬町の中心部から松川のところまでの区域までのところで言いますと11.6%の増、今までやりました神城から北城13区までの合計で言いますと10.6%の増という状況でございます。

私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁を含めあと6分です。質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 今、答弁いただきましたが、あと30年も月日がかかるという、大変な事業でございますが、途中の中間をもって、また課税方法も考えるというような答弁いただきましたが、やはり当初より事業は、終了をもって課税とする約束が村民にあるわけで、果たしてその理解が得られるかどうか、非常に疑問なところでございますが、この国調事業につきまして、白馬村第4次総合計画後期計画素案においては、進捗率をさらに上げて、早期完成を目指しますとなっておりますが、もしその方策がございましたら、ちょっとお聞きしたいわけでございますが、

よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 基本的には、今の人員体制の中でいうところの限界があるということでございます。よって、早期にやるには、マンパワーをいかに投入できるか、ここに尽きると思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 再度もう1点質問しようと思いましたが、時間があと少々でございますので、これもちまして質問を取りやめます。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第1番横田孝穂議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。

一般質問に先立ちまして、一言申し上げます。

このたびの国内観測史上最大、そして世界観測史上においても最大級といわれるマグニチュード9.0という規模の東北地方太平洋沖地震の発生、これに関しましては、非常に広大な範囲で地震、津波、火災等の甚大な被害、そしてさらには原子力発電所の問題等、目を追うごとに次々とその実態が明らかになり、それとともに、被災者の方々もさらに増え続けているということでございます。

またその後、この同じ長野県内におきまして、栄村においても震度6という地震に見舞われ、現在も約2,000人の方々が避難生活を余儀なくされているところと伺っております。

一連の震災に関しまして、被災された皆様方におかれましては、本当に想像を絶する恐怖であったことだろうと、そしてまた避難後も、不安と、恐怖と、悲しみ、絶望感、それらはもう絶えることなく襲ってくるものであり、そしてまたお困りのこともたくさんおありのこととお察しを申し上げます。この場をお借りいたしまして、突然にして命を奪われました皆様方に、深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様方、関係者の皆様方、地域の皆様方にお見舞いを申し上げます。

村民の中にも、この非常事態に際しまして、何とか力になりたいという思いが、いろんな分野にわたってたくさん生まれてきております。村においても、昨日から義援金等の受け付けは始まりましたが、村のレベルで、自治体レベルでできるということを、迅速、的確に把握をされ、村民の善意を有効に生かし、被災された皆様方への援助を、これは日々刻々と変化するものでありますが、その状況に応じたの援助というものを、スピード感をもって行っていただくということを強く希望いたします。

また、あわせて村内すべての地区における危機管理体制を、定期的に確認され、いつでもそ

れが態勢としてとれるかというところまで見直しをされて、定期的に見直しをされていかれるということも提言させていただきたいと思います。

本当に災害というものは、人ごとではございません。それぞれの立場でできることを、お互いに惜しむことなく出し合い、一日でも早い、この被災地の復興に向けて、協力して行動していかれたらと思っております。改めて、被災者の皆様方、関係者の皆様方にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問に移らせていただきたいと思います。

年度がわりに当たり、少々質問事項が多くなっておりますので、ぜひとも簡潔なご答弁をいただき、お互いに内容のある時間としていただきますようお願いを申し上げます。

1番目の質問でございます義務教育に関してでございますが、この2月に、白馬村第4次総合計画後期計画の素案が出されてきております。その中の教育・文化のところには、地域独自教育プロジェクトという言葉がございますし、例えば義務教育の部分におきましては、以下に内容を引用させていただきますと、その文言的には、少子高齢化、国際化、情報化等の流れの中で、近年の教育を取り巻く環境は変貌し、さまざまな教育課題が生じています。子供たちの学ぶ意欲や、規律意識の低下、不登校やいじめの増加、発達障がいのある児童・生徒数の増加など、学校教育の抱える課題が複雑化、多様化しています。

こうした中、児童数、生徒数の減少に伴い、学びの場の活力や教育の質が低下することがないように、資質、能力の高い教育指導に当たるとともに、家庭や地域との連携により、子供たちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つ、活力に満ちた学校づくりを推進しますと明言されております。

これは当然、平成24年度をその完結年度とするところの、長野県教育振興基本計画に沿った文言であるとは思われますが、内容的には、村民も大いに期待しているところでございます。

教育に関しましては、過去の議会においても、たびたび質問されてきているところではございますが、新学期を迎えるということもあり、改めて村内の義務教育課程における取り組みの一部をお伺いしたいと思っております。

まず、一昨年、昨年と実施されてきておりますが、標準学力検査のうち、相対的評価検査でありますいわゆるNRT検査、そして同じく絶対的評価検査でありますCRTの検査結果につきまして、実際の結果と学力分布を伺います。また、村内におきましては、学力向上対策委員会等の設置もございますが、学力の維持向上に関しましての新年度の取り組みを、具体的にお伺いをしたいところでございます。

次に、多様化している子供たちの特性への対応といたしまして、これは先ほどの後期計画の素案の中にもありますが、いろいろな背景がございますけれども、その多様化している特質に対して、将来に向けて、さらにきめ細やかな指導が必要になってくるのではないかと考えられます。

義務教育現場における学級編制の人数的な部分、これは長野県においても30人学級、35

人学級という独自の案が出てきておりますけれども、その人数的な部分でありますとか、あるいは教員配置について、村独自の取り組みが必要ではないかと思われませんが、それについての見解と、実際の取り組み状況をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 篠崎議員さんの、最初のご質問にお答えいたします。

最初に、村内の小中学校の学力とクラス編制について、一昨年と昨年実施されたNRT、CRT検査結果についてのご質問でございます。

毎年、村内の小中学校で実施していますNRT検査、CRT検査につきましては、我が国では最も多く実施されている標準学力検査で、それぞれに特徴を持っています。

NRT検査は集団基準準拠検査といい、児童・生徒の学力を全国的学力水準と比較して、相対的に把握・分析し、今後の学習指導方法や学習状況の改善等に役立てることを目的とする調査で、年度当初に実施しているところでございます。

CRT検査につきましては、目標基準準拠検査といい、児童・生徒が学年内に身につけてほしい指導目標を、どの程度身につけることができたかという、そういった実現状況を確認するための検査でありまして、3学期に実施をしています。

本村では、平成21年度まで小学校ではCRT検査を、中学校ではNRT検査を実施してきましたが、本年度から小中学校ともNRT検査を基本とし、小学校6年生はさらにCRT検査も実施しています。このうち小学校4年から6年の国語と算数の2教科、中学の国語、数学、英語の3教科につきましては、公費負担で行っているところでございます。

お尋ねの検査結果と学力分布でございますけれども、平均値で申し上げますけれども、小学校4年生から6年生につきましては、国語、算数、すべての分野において全国正答率を上回っています。中学校は1年生の国語が全国正答率を上回り、数学が全国正答率を下回っています。2年生の国語と数学は、すべての分野で全国正答率を上回っていますが、英語の書くことが全国正答率を下回っています。3年生は国語の言語事項、数学のすべての分野、英語の話すこと、読むこと、書くことにおいて、全国正答率を下回っています。

NRT検査は年度初めに実施し、指導方法や学習方法の改善に役立てることを目的としているため、各学校では検査結果に基づいて考察を行い、具体的な取り組みを実践しているところであります。

ご質問の、学力向上に関する新年度の取り組みといたしましては、NRT検査を小学校4年から6年までの国語、算数の2教科、中学校1年の国語、算数の2教科、中学校2年、3年生の国語、数学、英語の3教科を、引き続き公費負担で実施し、新年度は新たに小学校6年において、国語、算数、理科、社会の教科のCRT検査を実施し、小学校6年間の確かな学力の定着を分析するとともに、中学校進学に際しての基礎データと指導の充実に活用できるように、予算的に

も計上してございます。

各学校における取り組みについてのご質問でございますけれども、3つ、4つ具体的に申し上げますと、ドリル、家庭学習、補完指導による基礎学力の定着化。

2つ目に、チームティーチングによるきめ細かな学習支援。

3つ目に、魅力ある授業づくりのための教材研究の充実。

4つ目に、教員同士が授業を見合ったり、校長、教頭の授業参観や、助言による個々の教員の指導力と授業力の向上に努めてまいります。

中学校では、県の教育委員会が推進するP D C Aサイクル、いわゆる計画、実行、点検・評価、改善と、そういったサイクルづくりの支援事業への参加。

2つ目に、外部講師による英語を学ぶ楽しさ、必要性の講演等。

3つ目には、地域に出かけて白馬のよさに気づくとともに、将来の仕事について考えるキャリア教育のカリキュラムの整備を計画しているところであります。

それぞれ成績については、年度ごと、学年によっても違いますし、それぞれに応じたC R T、N R Tの検査結果等に基づいて、具体的に学力向上対策委員会、あるいは学校、教頭等と連携をとりながら対応をしていく予定としております。

小学校では、この4月から新学習指導要領でスタートいたします。生きる力をより一層はぐくむため、確かな学力のみならず、豊かな人間性、健康、体力、そういった知・徳・体をバランスよく養う教育を、各学校長と連携をとり、また先ほど言いましたように、学力向上対策委員会等と議論をし、そういった教育を推進してまいりたいと考えております。

次のご質問の、学級編制と教員の配置についてでございますけれども、現在、公立小中学校の学級編制につきましては、国が定める学級編制の基準に基づいて、都道府県の教育委員会が学級編制の基準を定めて、市町村教育委員会はこの基準に従い学級編制を行うとともに、あらかじめそれぞれの教育委員会に、県教委に協議をして同意を得るということになっております。

ご承知のこととは思いますが、国の基準では、昭和55年に45人学級から40人の学級に改善されてから、今日まで40人学級が続いています。改正等もありまして、国は平成23年度から小学校第1学年40人以下学級という改正もされました。平成13年度の法改正を受けまして、長野県教育委員会は基準数を35人とする30人規模学級編制事業を、平成14年度からスタートされ、現在はすべての小学校において、30人規模学級を編制しているということでございます。

先ほども少し申し上げましたが、国の改正もありまして、県では中学校第1学年35人以下学級、いわゆる30人規模学級の学級編制を、平成23年度、この4月から行うこととなったところであります。

お尋ねの、学級編制に村独自の取り組みはということでございますけれども、我が国の小中学

校では、学級を単位としたさまざまな活動を通じて、児童・生徒同士や教員との一体感ある信頼関係を構築しながら、規律ある学習環境を形成してきているところでもありますけれども、昨今では生徒指導面の課題が複雑化、あるいは多様化、学級の秩序が確保できなくなるというような事態も生じているというようなことも聞いております。40人という学級規模では、学級経営が困難となってきているというような現実もあるところでもあります。

こういったことから、学級編制の基準数の引き下げにつきましては、特に中学校において、その必要性を感じているところでもあります。白馬中学校につきましては、来年度の新1年生も3クラスを維持できる人数であるため、全学年で30人規模の学級になるという見込みであります。

しかし、24年度、25年度につきましては、北小、南小から卒業して中学に行く1年生が80人を切るという、現在の見込みでは平成24年度が73名、25年度が68名というようなこととなりますので、今の40人以下学級では、中学1学年が2学級にならざるを得ないというようなこともあります。したがって、県の対応、国の対応等も見きわめていきたいというふうに思っております。

次に、教員配置のご質問でございますけれども、新学習指導要領では、授業時数、指導内容が増加し、知識、技能を活用する学習活動や、体験活動の充実がうたわれているところでもあります。こうした授業時数、指導内容の増加に適切に対応し、課題を発見し、解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力などを習得させるためには、改定前の学習指導要領の授業時数、指導内容を前提としている現在の教職員定数では、非常に負担も大きくなって、ある面では困難となってくるというふうに、校長先生方もおっしゃっているところでもあります。

本村の小中学校では、県の教育委員会が実施する活用方法選択型教員配置事業、そういったものや、特別な加配によるいろんな活用方法を選択しまして、教員の加配の要望を毎年行ってきております。そうした結果、22年度におきましては、北小においては少人数の学習集団形成や、学習習慣形成の2つのメニューで2名の配置。中学校では少人数の学習集団、英語等非免許の解消の事業の2つのメニューで、2名の特別の加配等も配置をいただいております。

特別支援学級については、指導対象児童8名につき1名の割合となっておりますけれども、現在は障がいの重複化、多様化だけでなく、通常の学級に在籍しながら通級指導を受ける児童・生徒も増加傾向にありますので、障がいの程度に応じた特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導、支援を行う必要があるということで、平成22年度に引き続き、23年度も白馬北小学校に3名、白馬南小学校に2名、白馬中学校に2名の村費支弁の講師を配置をするということで、予算計上もして、そういうふうに配置ができるように、今取り組んでいるところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ご丁寧な答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

教育ということに関して言いますと、地域の教育というところは、若い方、子育て世代の方たちの定住の促進につながるという性格も持っております。教育力がどれだけあるかということが、村の魅力というものにつながっていくと思いますので、その点も考慮に入れていただいて、状況に応じた適切な村独自の教育の方針、あるいは教育の方向性、そしてまた県教委とのかかわりの中で、それらを実現していただくように強く希望いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

本年4月からスタートする予定になっております、長野県地方税滞納整理機構への、村としての移管等の業務委託等のかかわり方はどのようなものであるかをお伺いいたします。

それによる目指す徴収率への効果、予定、徴収税額の試算、あわせて機構への負担額、村からの負担額というものを再度お伺いいたします。

税に関して申しますれば、来年度の村独自の税の滞納に対する取り組みというのは、特にあるのかをお伺いいたします。

また、納税者にとっては納税相談ということも非常に大事な事柄であります。現在、村では納税相談というのはどのような形で実際行われ、その効果はいかなものであるかということをお伺いいたします。

最後に、これは非常に税とは直接関係ないと言われればそれまでですけれども、税金というものは徴収して、村民に還元するということが目的であります。ここが非常に大事でありまして、大切なところでありますが、例えばそれは産業振興の形であるとか、雇用の創出という形であるとか、そういったさまざまな形が考えられるわけですが、徴収した税をどのような形で、いかに村民に返していくかということ、それについてお考えがあれば、その点をお伺いいたしたいと思っております。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から、税の滞納について、4項目にわたってご質問をいただきました。順次お答えをまいります。

まず最初に、機構関係についてであります。本年4月からスタートする長野県地方税滞納整理機構への業務委託等のかかわり方、徴収率への効果であります。大口の滞納者に納税相談を求める移管予告通知を、2月初めに発送いたしました。相談の状況や納税の状況を勘案し、移管事案を決定し、今月、機構へ引き継ぐ事案の書類を機構へ提出いたします。その後、4月に提出した移管事案のヒアリングを行い、機構で検討の上、5月末までに引き受けるかどうか決定をし、6月に村と滞納者へ通知が発送され、機構での具体的な業務が始まります。

徴収率への効果、徴収額につきましては、実際に機構の業務が始まっていない現在におきましては推測しかできませんが、23年度予算では、一番滞納の多い固定資産税の滞納繰越分につき

ましては約4%、3,800万円ほどの増収を見込んでおります。機構での試算は、全県で1,000件の移管を受け、徴収額、納付約束額を含め、24億ほどの効果を見込んでいますが、これは先進の他県の機構の実績をもとに試算したものであります。

機構への白馬村の負担額は、昨年の9月議会でも説明いたしましたが、基本負担額が5万円、処理件数割が1件16万6,000円ほどで、20件予定をしており、合計で337万円を予定をしております。機構全体では県と市町村から負担金を集め、県や市町村の派遣職員の人件費を含め、2億800万円程度の運営予算を予定しているところであります。

次に、2つ目の村独自の取り組み、滞納取り組みについてでございます。機構への移管は20件と少ない件数でありますので、特徴的な変更はありませんが、滞納を減らすために粛々と業務を進めてまいります。23年度予算では、賦課収納業務電算委託料を増額しておりますが、今までの収納システムは、手計算や手処理が多く、処理に時間がかかっていますので、システムの強化を行い、効率的に処理を進めてまいりたいと予定しております。

3つ目の、納税相談につきましては随時行っており、滞納者から希望があれば、夕方遅い時間や休日も対応をしているところであります。効果につきましては、納税相談ばかりではなくて、督促状や催告書の送付、差し押さえも不動産、預金、給与等も行っており、相談の結果としての効果を算出することは難しい状況であります。2月末現在での村税の収納の状況は、現年課税分の徴収率の前年同月比を見ますと1.6%、約1,600万円の増。滞納繰越分ではプラス4.2%、約4,000万円増という状況であります。

次に、村税の村民への還元についてであります。税をどのように還元していくかのご質問にお答えをいたします。地方税は地方自治体の独自財源であり、入湯税などの目的税を除き、多くは一般財源として位置づけられております。一般財源には地方税のほか地方交付税、地方譲与税、交付金なども含まれており、これらを一括して各予算に充当しているため、特定はできませんが、予算編成の基本方針という観点からお答えいたしますと、平成23年度当初予算編成方針において、職員一人一人が限りある財源を最大限に活用するという視点を持ち、事業の有効性を徹底的に検証するとともに、真に必要な経費を精査し、1円たりとも税金を無駄にしないという意識のもとに、将来にわたり健全な財政運営が図れるように、創意工夫をすることを指示しております。

平成23年度当初予算では、安心、健康、活力をキーワードに、納税していただいた税金を有効に利用するために、限られた予算ではありますが、産業振興や雇用の創出に関しても、予算編成という中で、バランスを考え組み立てたつもりであります。そして今後の予算編成においても、必要な事業を見きわめ、適切に予算配分をしていくことが、納税していただいた税金を有効に還元していくことになるものと考えております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 1点お伺いしたいと思います。滞納整理機構ですが、村から案件を移管していくわけですが、村から移管した事案に対して、滞納整理機構側では、それが移管の対象になるかといった内容の、要するに再調査というもの、あるいは再検討というものがされるのか伺います。つまり村が移管すると、自動的に事務処理の対象になるのかということをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） お答えいたします。先ほど村長の答弁の中で、移管件数20件分ですけれども、3月には書類を提出して、4月にヒアリングを行うということでお話をいたしましたけれども、移管を受ける、機構側で移管を受けるについても基準がございますので、その基準に合っているかどうかというようなことは、4月になってからそのヒアリングを経た中で実施をするということで、場合によっては、その20件出したものが19件になったり、18件になったりする場合がありますが、その減った分については、また追加で出していくということで、原則は20件は守っていくということはお出まいますが、よろしくお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

東部農業集落排水施設につきましてです。平成6年度に供用開始となっております東部地区農業集落排水施設につきましては、供用開始より既に16年が経過して、施設の老朽化を迎え、今後改修工事が必要となること。また、使用料の減少などの現状を抱えております。そして、それらを背景にしまして、組合からも、以前から公共下水道への接続、統合等の希望が出されております。村としても公共下水道に接続するとすれば、当然大きな事案であると思われれます。

そこで、今年度はそれに関する調査実施の予算立てがされておりました。この調査はどのような観点で、どのような項目について行われたのかをお伺いいたします。

また、その結果、どのように判断されたのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 東部農業集落排水施設の統合について、お答えをさせていただきます。

統合調査と結果判断についてでございます。細かい点については、担当課長の方からもお答えをさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

東部地区の農業集落排水施設を公共下水道へ統合することの是非について、昨年の5月から調査・検討を開始いたしました。調査内容は、処理場、各種設備の取得価格と残存価格の算出、公共下水道施設の処理能力、統合した場合の経済性などでございます。

次に、調査・検討した結果をお話を申し上げます。現在、公共下水道の処理量は、計画汚水量に対して35%程度の運転となっており、処理能力には余裕があり、統合しても処理場の改築は

必要ございません。また、統合した場合とそれぞれ処理した場合の経済比較では、統合した方が、年間800万円ほどの維持管理費などの経費が節減できるという結果でございました。

公共下水道へ接続工事に1億2,000万円ほどの費用が必要となりますが、東部地区農業集落排水施設の処理場が、供用開始から15年以上経過をし、大規模な修繕が今後必要となることを考えれば、公共下水道へ接続するメリットの方が大きいと判断をいたしました。

なお、統合する場合には処理場を使用しなくなることから、所管官庁である農林水産省や、県の承認が必要になるとともに、国・県から交付された処理場建設に関連する補助金を返還することになります。しかしながら、処理場の建物を白馬村が有効活用すれば、補助金を返還する必要がありませんので、誤解のないようお願いいたします。

新年度の予算で起案してありますように、東部地区農業集落排水施設を公共下水道に統合することで、国・県・地元との協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含め、あと25分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 新年度に統合の方向ということをお伺いいたしました。そしてまた新年度に予算立てが入っているということも、今お伺いいたしました。新年度に予定されている、これに関しての事業内容というものは、どのようなことをお考えになっているかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 新年度に予定している業務委託の内容につきましては、農業集落排水施設の処理場について廃止をするということになります。それについては、農林水産省の許可とか認可とか、そういうものが、承認が必要になってまいりますので、その協議のために必要となる書類の作成業務、また書類の内容の委託、そういうものを一応予定しております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、統合を目指す年度というのは、いつごろをご予定されているかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 現在、本年度お願いをいたしました統合の是非について検討した書類の中では、平成27年3月の時点で接続した場合ということで、一応書類について作成したり、先ほど比較検討した資料について、村長の方から説明をしてございます。

農林水産省の承認が得られ次第、それとあと国土交通省の補助金を活用した接続と、工事というふうになると思いますので、その辺のところクリアでき次第、できるだけ速やかにというこ

とになるかと思っております。

具体的な工事の実施年度、接続の年度については、まだ未定ということでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは最後になりますが、観光局につきまして、何点かお伺いをいたしたいと思っております。

来年度の村の予算の中で、観光局負担金の額が要求されて出てきておりますが、その算出の根拠、あわせて来年度の観光局の中心的位置づけになる事業方針、そして具体的な事業内容をお伺いいたします。端的で結構でございます。お伺いいたします。

観光局の職員構成につきまして、現在と来年度予定されております人数的内訳、手当を含む人件費の負担内訳と金額について、どの部分を村が負担するのかという部分でございます。また人員数、算出の根拠、その人的構成が適当であるのかをお伺いいたします。

アドバイザーという役割がございますが、アドバイザーの役割と報酬、来年度に向けてのその位置づけ、その必要性をお伺いいたします。

村長が代表理事につくことに関しまして、その理由と妥当性をどのようにお考えになっていらっしゃるかをお伺いいたします。

続きまして、将来的におきまして、観光局を役場内に置かれることについて、お考えにならないかということをお伺いいたします。

最後に、これは観光戦略的な部分でございますが、大町市、小谷村など、近隣自治体と連携した広域観光圏的な構想に基づいた戦略のさらなる充実、今年度は「おひさま」というNHKのテレビドラマ、連続テレビドラマの関係で、一時的に時限を区切ってということで、広域的なものがあると伺っておりますが、そういう時限的なものではなく、継続的なという意味において、広域的な観光ということ、そういうことをお考えになり、充実を図っていくことが有益ではないかと思われませんが、それについてのお考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ご質問の4番目、観光局の来年度の予算、人事面、組織のあり方、観光戦略等について、多岐にわたってご質問をいただいております。5項目にわたっております。順次お答えをさせていただきます。

1つ目の、観光負担金算出根拠、事業方針と内容についてのご質問であります。23年度の観光局負担金は、観光局の歳出予算科目の中で総務費の管理費用分1,502万円、人件費分2,877万3,000円、及び事業費分3,300万円の計7,679万3,000円を計上いたしました。

この負担金は、観光局を運営するための経常費内のうち、管理費と人件費は村が負担し、誘客

等の事業に対する負担は、社員からの負担金見込額と同額を負担することといたしました。この考えに基づき、観光局第8期の予算の事業費予算を推計いたしますと、村負担金3,300万円と、社員分担金総額3,300万円、ツアーやチケット販売手数料等の事業収入約500万円、合わせて7,100万円程度と見込まれます。

中心的位置づけの事業方針とその内容は、先ほどの田中議員の質問でお答えしたところですが、冬季観光、山岳観光、インバウンド事業を重点に、ムック本「白馬の秘密」を営業ツールとして生かした誘客推進、L. L. Bean（エル・エル・ビーン）とタイアップして、国内20店舗や会員誌を利用した宣伝展開、県との連携によるスキー100周年に絡めた誘客宣伝、インバウンド事業につきましては、海外プロモーションと、マスコミ、エージェントの招聘に積極的に取り組みたいと考えております。

次に、観光局の職員構成についてであります。職員構成、人件費負担、アドバイザーに関するご質問の内容でございますが、職員構成につきましては、平成22年度は局長以下15名体制でスタートいたしました。その内訳は、局長、プロパー職員5名、出向・派遣職員6名、契約職員3名で、人件費は4,323万円を見込んでいます。迎える平成23年度は、プロパー職員5名、出向・派遣職員5名、契約職員3名となり、昨年より2名減の13名体制で、人件費は3,210万円、対前年比1,113万円の減額を見込んでいます。

人員数の算出根拠として、その人的構成ですが、現在、観光局で取り組んでいる事業、業務量を考えた場合、現状の人員で何とかこなしているというのが実情であります。平成23年度は、局長も含めて2名減の体制となりますが、減員となりましても、観光局で推進している事業、業務の一部見直しや、観光関係者との一層の連携強化を推進しながら、事業執行に努めてまいりたいと考えております。

アドバイザーの役割ですが、観光局の業務を推進する上で、意見や助言、情報提供をいただくことなどが主なものであります。平成22年度はアドバイザーとして1人お願いをし、その費用は120万円でした。平成23年度においては、アドバイザー業務について見直しを行い、年間を通してではなく、アドバイスをお願いするケースが発生した時点で対応を考えてまいりたいと、現状では考えております。

3つ目の、村長が代表理事につく理由と妥当性についてであります。代表理事については、官民協働組織での理事の互選により選任する規定になってはいますが、観光局が設立されて以来、局の運営費用を一番多く負担をしている村が、代表理事になるべきとの考え方から、村長が今も務めているのが実情でございます。

しかしながら、観光局の運営に関しましては、昨今、村内でさまざまなご意見が聞かれる中で、執行機関体制、理事、理事会、専門委員会、企画部門の設置等について検討する検討委員会を設置し、この中で代表理事としてだれになることがよいかを含めて、新たに検討してまいりたいと

考えております。

4つ目の、観光局を役場に置くことについてのご質問であります。観光局の場所につきましては、現状のジャンプ競技場前はいかかなものかというご意見もいただいております。一方、駅前観光案内所についても、利用状況をかんがみ、存続、廃止も含めて、今後どうすべきかを検討する時期が来ていると考えております。

観光局を役場内に置くことは、観光局職員と観光農政課とのさらなる連携強化を図るという意味合いからすれば、選択肢の1つとして考えられますが、近い将来、観光局の移転を視野に入れながら、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、広域観光圏的な戦略についてのお尋ねでございます。観光振興策における近隣自治体との連携は、大変重要かつ効果的であり、現在、村では、大町市、小谷村と3市村観光連絡会を組織し、塩の道祭り、観光キャンペーンなどを合同で取り組み、大北5市町村の北アルプス観光協会でも、九州地区へのキャンペーン等エリア全体で実施をしており、さらには大糸線沿線市町村並びにJRと提携した、大糸線ゆう浪漫委員会が平成20年度に設立をされ、観光戦略「ゆう浪漫プロジェクト」を策定し、施策を推進をしています。

23年度は一時脱退をしておりました、中信地域一帯で観光宣伝に取り組んでいる、日本アルプス観光連盟に再加入をし、松本、安曇野エリアとの連携を深めてまいります。

また、期間限定ではありますが、NHK朝の連続ドラマ「おひさま」を観光の起爆剤に、広域で取り組む「おひさま」広域観光推進連絡協議会にも加入をしたところでもあります。県をまたいだ広域連合の動きとして、現在、国の観光圏整備法に基づき、富山県の5市町村で組織された富山湾・黒部峡谷・越中にかかわる観光圏協議会への参加を、糸魚川市、小谷村とともに打診をされており、この協議会への加入について、3市村で検討をしているところでございます。

以上、観光局の件については以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含め、あと12分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま答弁をいただきました中におきまして、職員構成についてでございますが、来年度に向けて、派遣職員が5名というふうに、1名人員が減っております。この理由をお伺いしたいということと、あとアドバイザーについては、それでは来年度に関しては置かないという方針というふうに解釈してよろしいのかということをお伺いしたいということです。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光局への派遣職員の1名減の件でありますけれども、これも観光局を設立した当初、今日のような社会経済の変化を予想した方々は、どなたもおいでにならなかったと、このように思っております。当初は厳しいながらも、この状況の中で、今後の観光局のあり方が

当然検討された結果の人員体制を構築されたと、このように思っておりますが、昨今の厳しい経済状況の中で、出向元の方が大変経営が厳しいという状況の中で、派遣職員は今年をもって終わらせていただきたいということで、23年度については、1名の減員にせざるを得ないというのが実情でございます。

そしてまた、つけ加えさせていただきますと、その次の年には、ほかの会社でも出向は考えさせていただくというような話も出てきている中で、大変、この観光局の今後の運営を考えたときに、大変厳しいものがある。しかしながら、観光で生きるこの村としては、やはり観光で生きられる村らしい観光立村の構築に、村挙げて一体となって考えていかなければいけない、大変重要な時期に来ていると、このように思っているところでございます。

そしてまた、もう1つのアドバイザーの仕事についてでございます。私としては、当然この村が今後観光で生きていくために、広域観光も当然大事になってまいります。それ以上に、観光立村として構築するその戦略、戦術というものが大変重要になってくるわけでありまして。この戦略、戦術については、私が就任した1年後のときに詳しくお示しをしてありますが、その中で1つ1つの戦術を実現をして、本来目指すものを目指すときには、もう従来の方針といいますか、宣伝方法とは変えて、やはり専門的な視点から、観光を見直すということを考えてときに、アドバイザーという役職は大変重要だというふうに考えております。

そういう意味では、今後、観光局の総会もでございます。いろいろ申し上げました局長人事も含めた体制等につきましても、今後どうあるべきか、慎重に検討しながら、会員の皆さんは当然でありますけれども、村民の皆さんからも応援をいただけるような、やっぱり観光局の体制づくりをしていくことが大事であろうと、こんなふうに考えているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。はい、篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 1点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。観光局の組織検討委員会の立ち上げというのが、もう上がってきております。議会からもということで、参加させていただくような形になると思いますが、組織検討委員会をお立ち上げになるということは、組織について見直しをされるというご予定がおありになるというふうに解釈してよろしいですか。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） そのとおりであります。詳しいことについては、特別委員会の中でもお示したとおり、あの項目を基本的に据えながら、あらゆる角度で検討をしてみたいと。またご意見を出していただきたいと、このように考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、最後の3問目の質問になりますが、答弁まで含めて7分であります。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、今年度に関しまして、今年度増額の予算の中から、先ほど村

長の答弁にもありましたが、BE-PAL（ビーパル）のムック本というものが出されております。これに関しましては、どのような形で、この3月をめどにという形でお伺いしてございましたが、今現在どのような形になっているのか、どのような形で発刊される予定になっているのか、進捗状況をお伺いしたいということと。

あと負担金に関しまして、ちょっとお伺いをしたいんですが、来年度に向けての負担金の中に、結局給与分、人件費分というものが入っているわけですが、それには当然、局長は不在ということで、来年度に関しては、現在のところ村負担金の中には、局長分は入っていないということでございますね。そうしますと局長を決定された場合におきましては、村が、その増えた局長の給与分を、負担金として再度村に対して要求をされる予定であるのか。

また、負担金に関して申しますと、一定の線引きというものをお考えになっていらっしゃるのか。積み上げ型で今年度来たわけですが、積み上げ型の場合、人件費が増える、あるいは事業費が増える、減るということで、負担金の額が毎年増減するということが、そういう形で今後もやっていくおつもりなのか。あるいはそういったものも加味しながら、でも上限はここまでであるといった、そういったところが今後あるのか。

そういったところを、ちょっとすみません、最後になりまして、まとめてでございますが、ムック本のこと、あるいはその局長の給与のこと、負担金の額のことについてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） はい、2点について答弁をお願いします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初にムック本のことについて、答弁を申し上げます。この、ちょっと余分なことになりますけれども、ムック本についても、その発刊日時について、いろいろご意見をいただきましたけれども、私の発言内容としては、当然昨年9月の時点では、年間を通した白馬村の紹介をしていくには、当然9月からは、秋・冬の取材が当然必要になってくるわけでありますので、私としては、少なくとも年度末の発刊にはおくれのないようにということで、取り組みをしてきたところでございます。

つい先日、局の職員、そしてこのムック本をつくるに当たって公募で応募していただいた委員の代表の方2名とで、最終的な打ち合わせに東京の方へ行ってきたところであります。それを、内容を私は確認をしておりませんが、その委員の皆さん方を初め、大変いい本になるのではないかと、こういう確信を持ったという報告を聞いております。したがって、年度内に必ず発刊はできるものと、こういうふうに理解をいたしております。今後については、これをツールとして、積極的に白馬村の宣伝に活用していきたいと、このように思っております。

そして今年度、23年度に局の人件費、局長の人件費については計上をしてございません。このごろの特別委員会の折にも申し上げましたが、一応、観光局への負担金をどうするのか、今、議員ご指摘の一線を、1つのラインを引くのかというご質問もございました。そのときは、その

ときの答弁を申し上げましたけれども、大変この観光局の事業については、想定をしない、やはり財源が必要となってくることも事実でございます。

しかしながら、そういう状況の中で常に変動するような予算構成をするということは、一般から見れば、非常に疑義を持たれる場合も、ややもすれば出てくるのではないかというようなことも想定しながら、やりたい事業をやはり最優先にし、事業費を会員の会費と、そして負担をする額を一律にすることで、基本的に線引きをすることが一番望ましいではないかということで、事業費の決定をしたところでございます。

そして、そのときにかかわる人件費については、これは行政で負担をせざるを得ないだろうと、こういうことについても、担当課長の方から説明をしたところでございますけれども、それがいいか悪いかは別にいたしましても、今、議員ご指摘にお答えしましたように、経済状況が大変厳しい中で、出向元が派遣をやめたい、やめさせてくれと、こうなった場合には、やはりその不足する人員補充についての人件費については、村が持たざるを得ないということから、人件費と会員負担の会費に合う事業費を、村の負担、事業費として出していくというところで、一線を引いたわけでありまして。

大変限られた予算の中で、今後どういう効率的な運営をしていくのかということとは、これは大変今後の大きな問題となろうかと思いますが、この点についても、やはり検討委員会の中で検討もし、理事会の中でも大いに議論をしながら、やはり透明性を高めて、会員はもちろんでありますけれども、村民の皆様からも理解の得られる、バックアップをしていただけるような観光局にしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 村長、負担金の上限という質問に対しての答弁を、漏れたような気がしますが、答弁を願います。

村長（太田紘熙君） 今、申し上げたとおり、当面、23年度予算については、決められた、ご提案を申し上げた予算の中で執行せざるを得ないと、このように考えております。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了いたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日3月16日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日3月16日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞様でした。

散会 午後 2時58分

平成23年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成23年3月16日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成23年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成23年3月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。一般質問に先駆けまして、今回の巨大地震に伴い、村では義援金の開始や、被災地からの要請に対応する旨のご答弁をいただきました。

私も筆舌に託しがたい思いがあり、被災者の方々へのお見舞いを申し上げ、また不幸にしてお亡くなりになりました方へのご冥福を心よりお祈り申し上げます。

私も、一個人といたしまして、極力節電、節水に心がけてまいりたいと考えております。被災地の皆様の一日も早い復興を願っているところでございます。また、昨日の答弁で、村長さんより、白馬村にも食料並びに水等が確保があるというようにお伺いをしました。今こそ被災地にそういうものを送る考えを検討していただけたらと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は大きく3問に分けて質問をさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

まず1点に、平成23年度重点施策と予算の概要について。また2つ目といたしまして、観光施策について。また3つ目といたしまして、学校教育についてお伺いをさせていただきます。

まず1点といたしまして、平成23年度重点施策と予算の概要についてお伺いをいたします。

村の基幹産業でありますスキー産業は、スキー人口の減少化や、世界的な不況の影響などで加速され、21年の冬季シーズンの入り込み客数は100万人を割り込む結果となりました。今シーズンも、まだ中途ではございますが、平日のスキー客の入り込みの少ないことや、そしてまた、今回の地震などの影響も予測され、冬季観光の衰退に歯どめがかからない状況下にあります。また、昨年実施されました固定資産基準評価も下落するなど、村税の落ち込みが懸念されている

ところでございます。

平成23年度大北地区の予算状況を見ますと、大町市が3.4%の増、当白馬村では0.1%の微増、それに対しまして小谷村では22.9%の減、池田町では9.8%の減、松川村では22.4%の減というような予算組みとなっております。この状況からして、厳しい状況がうかがえるところでございます。

国が実施しました景気対策事業も、回復の兆しが希薄な状況であり、観光産業までへの波及効果に至るまでには、まだまだ時間が必要な状況であると思います。この厳しい経済状況を、官民が一丸となり、払拭に向けた施策についてお伺いをしたいと思います。

まず第1といたしまして、重点施策の内容と予算の概要及び財源確保について、どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

また2点目といたしまして、4月より実施予定の長野県地方税滞納処理機構への委託件数と、委託外の、委託から除外されます滞納金徴収の方法について、具体的にお伺いをしたいと思います。

また3点目といたしまして、冬季五輪開催に伴います施設整備やインフラ整備など、先行集中投資によりまして、起債発行の許可団体からの脱却に向けて、積極的に取り組んでまいりました村長でございますが、今後の財政状況の見込みについてお伺いをしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員のご質問にお答えをいたします。

太田議員からは、平成23年度の重点施策と予算概要についてということで、3項目にわたってご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、平成23年度予算の概要についてであります。今定例会招集のあいさつでも申し上げましたように、予算規模は43億1,800万円で、平成22年度に比較して300万円の微増となっております。村税は500万円の減少、普通交付税は6,000万円の増額を見込んでいます。公債費負担適正化計画により公債費は順調に減少をしており、23年度は7億1,200万円と、前年度から6,300万円の減額となっております。

村税は減少傾向、地方交付税も政局により推移するため、村財政は今後も厳しい状況が続くと考えておりますが、さきに述べました公債費負担の減少により、徐々に投資的経費や福祉生活関連経費を充実させていけるようになってきております。

予算編成においては、すべての事業をゼロベースから見直し、財源捻出のためには、当然村税確保が第一であります。既存事業のスクラップにより、新規事業をビルドすることを基本にしております。また、ふるさと納税制度の寄附金により造成した基金から、平成23年度はスポーツの振興、環境保全及び景観の維持・再生、地域教育力の向上を目的とした事業の財源として、

基金を繰り入れる計画となっております。

重点施策ですが、横田議員のご質問にお答えをしたとおりでございます。重点的に取り組む分野として、「快適で安らぎのある生活環境を築く」「支え合い、健康に暮らす地域福祉社会を築く」「すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築く」を盛り込んだ予算編成いたしました。

そのための施策として、村道やごみ集積場などの生活環境、福祉医療費や予防接種などの福祉社会、ソバの里づくりなどの活力ある経済施策を、23年度の重点施策として予算を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に2つ目の、機構への委託件数と滞納徴収についてでございます。移管件数は篠崎議員への答弁でも申し上げましたが、23年度の件数は20件であります。この20件以外の滞納につきましては、引き続き村で滞納整理を行ってまいります。機構ができたからといって、村の対応が緩むことはありません。公平性の確保からいっても、より強化した滞納整理を行っていかねばならないと考えております。

23年度は収納のシステムを強化する予定でありますので、金融機関や勤務先の調査や、延滞金の手計算など、より効率的に進められるように考えているところでございます。

3つ目の、今後の財政状況見込みについてでございます。ご存じのとおり、白馬村では長野オリンピック競技会場地として、競技施設やインフラ整備のための先行集中投資が行われ、公債費負担が増加したことや、三位一体改革による地方交付税の減額などにより、厳しい財政状況となっております。

公債費の負担は、白馬村公債費負担適正化計画に基づき、高利率地方債の繰上償還や借りかえ、新規発行の抑制などにより、順調に減少してきております。平成10年度決算では15億円であった公債費も、22年度決算見込みでは7億円台と半減をしており、今後も公債費負担は減少していく見込みとなっております。

しかし、村税収入を見ますと、平成10年度決算では21億円あった村税収入は、21年度決算では14億円台までに減少をしております。白馬村の税収は固定資産税の占める割合が多いため、大規模な新築、増築などの投資が増えない限り、大幅な税収の増は見込めない状況でございます。

しかし、固定資産税は法人税などとは違い、直接景気に左右されない性質の税であるため、今後の減少も緩やかなものであると推計をいたしておりますが、公債費の減少とあわせて財政規模も縮小していく見込みでありますので、健全財政を見詰めた予算執行を引き続き進めることといたして、予算編成をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。まず1点の方で確認をさせていただきますが、

評価がえに伴います減少額と、前年度と対比しまして、どのくらい金額的に落ちているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、2つ目の滞納機構の関係でございますが、これにつきましては20件ということで、委託件数をお伺いしました。一応この20件の総額が大体どのくらいになるものか、この辺につきましてお伺いをしたいと思います。

それから、今後の経済状況の見込みということで、今いろいろご答弁を聞かせていただいたわけでございますけれども、こういった不況を脱却していくには、松本―糸魚川高規格道路等の早期実現により、観光面での経済効果や、あるいはまた住民の医療の充実等を図っていくことが必要ではないかと思っております。これについて、村長さんのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 私の方から、評価がえですね、固定資産税の予算の関係で、今年の固定資産税現年課税分が8億8,000万円ほどございまして、前年に対比いたしまして、約2,500万円ほどの減でございます。

それから、滞納整理機構に移管します20件の滞納額、延滞金額、総額でございますが、約4億円ほどでございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員から、高規格道路、そして医療の充実についてのお尋ねでございましたけれども、この高規格道路が果たす役割は、言うまでもなく観光にも、そして医療にも、そして物流にも、文化交流にも、大変大きな役割を果たす道路だというふうに認識をしております。

もう議員ご承知のように、この高規格道路の早期着工、早期実現に向けての要望も、国・県にお願いをしているところでありますけれども、この高規格道路の規格を満たす雨中バイパスも、24年度には着工をして完成をする計画のようにお聞きをいたしております。こうしたことから、少しでもこの高規格道路全体への機運が、完成へ向けての着工と機運が高まってくれればと、こんなふうに思っているところでございます。

現に、高速道路の無料化等による、あわせてデスティネーションキャンペーンの状況なんかを見てみますと、長野までの訪れるお客さんは増えたものの、この高規格道路と申しますか、高速道路が整備されていない大町、白馬、小谷への来場者数は、いま一歩ということで、その効果が出ていなかったことから、この道路の必要性も強く感じているところでございます。

そして、また次に大事なことは、この2次医療圏ですべての医療を完結する体制を、何としてもつくり上げたいというのが我々の願いでございます。脳疾患、あるいは心臓疾患、脳梗塞、心筋梗塞等については、発症・発病してから1時間以内に治療をすれば、8割方助かるというようなことが報道されている中で、今ある安曇総合病院、大町病院においてその治療ができる、2次

医療圏で医療が完結できる、そんな体制づくりには、近隣の町村はもちろんでありますけれども、広域圏の中で、この要望に向けて我々も努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 高規格道路につきましては、本当の村民の願いでもありますし、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思っております。

それから、1番の方に返りまして、賦課課税、収納業務の電算委託料が、今年度の予算の中で計上されておりますけれども、これにつきまして活用方法、どんなところに、どんなふうにして使っていくのか、その辺の内容について税務課長さんに。

そしてまた、2番目の問題といたしまして、滞納機構の関係でございますが、徴収方法についてでございますけれども、今現在、自主納付という形をとられているんですけれども、この方法が果たしていい方法であるのかどうなのか、その辺を含めて、今後の取り組みを聞かせていただけたらと思っております。

それから、最後になりますけれども、今回の地震を教訓を受けまして、白馬の中にも避難所を示す、村内統一の看板等の設置が必要ではないかと、こんなことも考えておりまして、これについては総務課長さんをお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 最初は不動産鑑定…。

第5番（太田 修君） 賦課の…。

税務課長（横澤英明君） システムの強化という話ですか。

第5番（太田 修君） そうです。

税務課長（横澤英明君） わかりました。はい。すみません。今年の電算委託料につきましては、約140万円ほどの増額でございますけれども、この中でも滞納整理システム、今までのシステムは非常に手処理が多いということで、効率が悪いという状況がございまして、このシステムを強化いたしまして、そういう手処理をなるべく省力化、効率化していきたいということで、いろんな通知等、たくさん出せるようになりますので、そういうもので徴収率のアップをさらに図ってきたいというものでございます。

それから、自主納税でございますけれども、だんだんこういうふうに移行してきているわけですが、第4次総合計画の中でも、自主納税について啓蒙を図っていくというようなことも触れさせていただいてございますけれども、やはりわずかな金額、定期的にわずかな金額を集金するというやり方は、わずかでも納めれば納めたという感覚になる場合がありまして、大きく滞納されているという場合には、焼け石に水というような状況もございますので、やはりたくさん

残っていて、たくさん納めなきゃいけないということは自覚していただいて、自主納付をしていただきたということ、この滞納整理機構が始まるという広報も、12月ごろから始めてきているわけですが、現在のところ、徴収率は徐々に上がってきているという状況でございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 避難所の関係について、太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 太田議員ご提案の件につきましては、前向きに検討させていただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 今、ご答弁の中で自主納付の関係でございますが、なかなか小さい金額が積み積もって大口になっていくというのが現状ではないかなあと思えます。そして、先ほど関連で質問させていただきました賦課徴収の電算処理の関係でございますが、ぜひ、こういったものをうまく活用して、何とか大口に行かないまでの取り組みをしていただけたらと思、要望いたします。

それでは、2番目の方に入らせていただきます。観光施策について。

スキー観光の減少化が顕著であり、通年観光への拡大や、充実が求められる昨今でございます。観光資源や施設などの積極的な利活用を図り、雇用の拡大や後継者の確保などに向けた施策についてお伺いをしたいと思います。

まず第1点ですが、観光局が2月1日に開催をいたしました事業説明会で、その結果の検証と改善についてお伺いをしたいと思います。

まず小さな1といたしまして、局長人事について及び組織の見直しと職員数の見直しについて、お伺いをいたします。また、②といたしまして、観光事業費と住民サービスとのバランスについてお伺いをしたいと思います。

大きな2つ目といたしまして、観光関係者や地区観光協会との連携を図り、一体感ある全体計画の取り組みについて、どのように考えているか、お伺いをいたします。

また3点といたしまして、現有観光施設などの見直しを図り、雇用対策及び誘客への利活用について、どのように検討されているか、お伺いをしたいと思います。

また④といたしまして、岳の湯の利活用に関する意見募集が、新聞や村の行政ホームページ、あるいはまた2月号の広報等に掲載をされたところでございますが、3月15日、昨日ということでの締め切りであったかと思えますが、今現在の応募数と主な内容、もしわかれば結構ですが、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

それから⑤といたしまして、山紫水明の地と、そして田園風景を基調に、村としての保全に向けて、どのような取り組みをする中で、耕作放棄地の利活用が必要ではないかと考えております。行政が貸し手、あるいは借り手の仲介役となり、観光面あるいは食育面などでの取り組みについ

て、どのようなお考えかをお伺いいたします。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員2つ目のご質問であります観光施策について、5項目にわたってお尋ねをいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず最初の、観光局長、組織の見直し等についてでございますが、昨日の篠崎議員の質問でお答えをしたとおり、今後の観光局組織のあり方につきましては、検討委員会を立ち上げまして、執行機関体制、理事構成や理事会のあり方、専門委員会、企画部門の設置等について検討を進め、5月の総会に諮っていきたいと考えております。

2つ目の、観光事業費と住民サービスのバランスについてのご質問でございます。厳しい財政状況の中で、各事業ともゼロシーリングでの予算編成を行っており、新規や重点事業への予算配分には、既存事業のスクラップによる財源捻出などを行っております。これは観光事業に限ったことではなく、すべての事業に共通するものであります。職員には、慣例にとらわれることなく、事業の優先度や成果とコスト等を分析し、評価・検討を行うように指示を出しております。また、重点分野への予算配分は、地区懇談会の意見や総合計画のローリング、事務事業評価の答申などを参考に、真に必要な事業を厳選をして予算配分をしております。

したがって、住民サービスを減額した部分を観光事業費に増額しているという予算配分をしているわけではございません。予算規模の大小といった観点からいえば、観光関連事業を主産業とする白馬村において、観光関連予算は、まさに重点的に配分すべき予算であると考えております。

このような認識のもとに、観光事業費の推移を見ますと、国の施策により、ハード面の整備にお金を使える年と、そうでない年があり、一概に比較はできませんが、10年余り前は2億円台後半を推移をし、ここ数年は、昨年度を除き、2億円から2億円台前半で推移をしております。

ご承知のとおり、七、八年前から急速に悪化した財政状況の中、国の補助金、交付金等を活用し、基幹産業である観光の再興に最大限つなげるよう努力をし、予算を捻出してまいりました。今後とも住民サービスの維持は当然と考え、より効率的・効果的に観光振興に結びつく予算の執行を心がけてまいります。

次に、一体感のある取り組みについてでございます。これは観光関係者、あるいは地区観光協会との連携についてのご質問ととらえておりますが、観光局の事業活動を効率的に展開するために、事業方針の策定や業務の運営に的確な助言及び推進協力を行ったり、相互の連携と情報共有化により事業の方向性を1つにし、さらなる信頼関係の構築、観光振興の促進を図るために、観光局には、索道、観光協会、宿泊・交通運輸、商工産業、インバウンド、山岳観光、温泉の7つの専門委員会を設けて、部門ごとに会議等を開催し、事業の推進を図ってきております。

2011アルプス花三昧を例に挙げますと、佐野坂、五竜、八方、岩岳の常設観光協会、株式会社五竜、フォーティーセブン、八方尾根開発株式会社、白馬観光開発株式会社、株式会社白馬館、白馬山麓植物園、白馬村振興公社、川中島バス、白馬村温泉施設連絡協議会などの皆様にご参加をいただき、花三昧バスルート、ダイヤの検討、ポスター、パンフレットの検討、ピンバッジの検討など、反省も踏まえ、お客様の利便性向上やイベント内容の充実など、誘客推進に向けて関係各位と連携・協議をしながら、一体となって計画を進めているところでございます。

太田議員言われたとおり、観光関係者や地域との連携を深めながら、今後の事業を進めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3つ目の、現有観光施設などの見直しを図り、雇用対策及び誘客への利用計画についてのご質問ですが、現有観光施設の見直しとしては、12月議会でもお答えをしたとおり、昭和50年代に整備以来、その存在が忘れた感があった里山の遊歩道、きこりの道の再整備を行うための予算を今回の補正予算に計上したところですが、近年の健康志向に沿った観光素材として活用してまいりたいと考えております。

また、スポーツ課と観光農政課が連携をし、スポーツ課が既存の道を利用し整備を予定しているランニングコースを誘客の材料として、実業団、大学などの陸上関係者を招き、今後の合宿誘致等につなげていければと考えており、23年度予算に招聘に関する費用を計上したところでございます。

いずれにしても、眠っている施設で活用可能な施設の掘り起こしも重要なことと考えております。そして、こうした事業の積み重ねの中から、雇用創出にもつなげてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、4つ目の岳の湯についてのご質問でございますが、まず昨日まで住民からの岳の湯の利活用に関する意見募集の状況を申し上げますと、3人の方からご意見をいただきました。その内容は、村民や観光客が常時くつろげる空間を工夫し、保養センターの維持発展を目指すべき、特産品の製造及び販売に活用する、外湯施設と一緒に利用者を増やす方策を考える、というご意見でございました。

また地元区の方々からも、保養センターとして継続してほしいといったご意見もお聞きをしておりますが、入浴部門につきましては修繕費がかさみ、赤字からの脱却は大変困難であると判断をしておりますので、今後の方針といたしましては、ゴールデンウイークを目途に、営業を休止する方向もやむを得ないということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

岳の湯の利活用につきましては、地元のいこいの森利活用懇談会や、振興公社理事会、評議員会、庁内検討委員会の中で検討を推し進めてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の耕作放棄地対策についてのご質問でございますが、まず村内の耕作放棄地の現状を申し上げますと、田んぼが20.9ヘクタール、畑が11.4ヘクタールであり、その約2割

は、既に雑木等が生えて荒廃が進んでいる状況でございます。村では平成21年度から、国の事業により耕作放棄地対策に取り組み、平成22年度までに、田2.4ヘクタール、畑0.1ヘクタールを復旧し、農業法人等に耕作をお願いをしたところでございます。

また、耕作放棄地の発生を防止するために、営農支援センターが中心となって、担い手農家等への農地利用集積に取り組んでおり、平成22年度の状況を申し上げますと、昨年4月以降、新たに68名、約20ヘクタールの水田を、農業法人や担い手農家との間で利用権設定を行い、農地の利用集積を図ってまいりました。今後も、営農支援センターを通じて、農家の相談に応じながら、耕作放棄地の防止に努めるとともに、野菜や花卉などの作付を伸ばしながら、観光や食育にもつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 太田議員の質問時間は、答弁を含めてあと24分です。質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） まず1点目の、観光局の事業説明会の結果の検証と改善策についてでございますが、昨日の答弁を私も聞いておりました。私もちょっと村民の皆様方と話し合う中で、いろいろなご意見等を耳にしたりし、参考になればと思って、お伝えをしていきたいなと思っております。

観光局の設置当時の経済状況と、今は非常に大きく異なっているという中から、事業費については、宣伝が低迷して弱くなってはいけないというようなことで、削減は難しいものの、やっぱり管理費とか人件費をスリム化を図っていくことが必要ではないかというような意見が大分聞かれました。

中でも、庁舎に移して、人的には庁舎全体で応援体制をとるような形はどうか。村長さんの公約の中にも、みずからが営業マンとして活動するというような意見の中で、職員の出張の際にパンフレットの配布等の宣伝を行ったらどうかと、こういった意見もございました。

また、村では昨年、公社の経営にかかわる診断を外部に委託して、検討された経緯もございまして。非常に公社と局とは共有する業務が多いわけございまして、そんな中で観光案内業務、あるいは地産地消や、あるいは特産品開発事業、また学生村の受け入れをするためのフィールドとして、グリーンスポーツの森等の利活用、そしてまたそれに伴います配宿などがあるわけございまして、村の税金を投入してもやらなければいけないことと、そしてまた指定管理者によって賄える事業等をしっかりと分類し、見直ししていくべきではないか、そんな意味でも事務所、公社と局の事務所を統合することによるような、そういった検討もしたらどうかというようなご意見等も聞かれております。

また、村長さんが代表理事につきましては、利益相反等の問題もあり、そこらを離れて、設立当初の行政経験者等を含め、常勤でお願いできるような人がいたらどうだろうかというような意

見も聞いているところでございます。そんなところをぜひご検討いただきまして、意見として、今後の組織、検討委員会での意見として上げていただければと、こんなふう思うところがございます。

また、2つ目の観光事業と住民サービスのバランスの関係でございますが、私の計算がもしかしたらちょっと間違っているかもしれませんのであれなんです、平成23年度の村税は13億6,700万円でございます。そのうち公債費の償還、あるいは償還金利子等で、一般会計で6億1,680万ほど、そしてまた特別会計では5億2,040万、合計といたしまして11億3,700万ほどの返済が生まれてくるわけでございますが、そこへ観光局への負担金、1億円近くを捻出するということになりますと、残りが1億円ちょっとの自主財源の中で行わなければならないというような状況の中で、どうしても交付金に依存型になるような形の中での福祉、医療、あるいは教育、道路、水路等を行っていかねばならないような形が生まれているんじゃないかと思えます。

この辺について、どのように観光のウエート、それから住民サービスのウエートをどのように感じているか、その辺についてももう一度お伺いをしたいと思います。

それから、2番目といたしまして、地区の今情報の共有ということをお伺いしましたが、非常に大事なことであるとともに、もしできたら、共通の営業宣伝ができないものか、その辺のところも、どのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。

それから、3つ目といたしまして、ランニングコース等の合宿の受け入れ策があるというふうに聞きました。そのほかにもグラウンド、あるいは体育館、あるいはサイクリング道路を初め、きこりの道等、たくさん観光資源となるべきものがあるわけでございますが、この辺のところも、もう少し活用できるような何か施策がないものかと、そんなふう考えているところがございます。ぜひ、その辺についても前向きな検討をお願いしたいなと思っております。

それから、4番目の関係につきましては、ちょっと応募が少なかったということのようでございますけれども、あそこにある施設を、何とか余りお金をかけなくて、有効利用というものを、しっかりと考えていくべきではないかなと、そんなふう思っております。

それから、5番の耕作放棄地の関係でございますけれども、平成22年度の白馬村水田農業ビジョンの将来方向についてというようなことで、今後の農業と観光、そしてサービス業などの産業の一層の融合を図っていきますというようなことが書かれておりました。今現在68人の担い手等の申し出があったというふう聞いておりますけれども、この辺について、農業観光的な要素のものが含まれているのかどうなのか、その辺について。

それと、あと担い手、それから市民農園みたいな形で、もっともっとその放棄地について、もっと活用ができるんじゃないか、そんな気がしておりますが、今、市民農園に対する意見は聞けなかったわけでございますが、この辺について、どのようにお考えになっているか、お伺いを

したいと思います。

議長（下川正剛君） 太田議員、ちょっと確認をいたしますけれども、今の質問でありますけれども、平成23年度の予算の中で、観光に占める割合の質問、再質問が1件。それからランニングコースの関係の考え方。さらには岳の湯の関係、どういうふうにするのかという有効活用という関係。それから担い手の関係についてという、この関係でよろしいですか。

第5番（太田 修君） 1番については、一応こういった意見がありますので、ぜひそういった形の中で検討されるよう要望して、お願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 事務所の検討、それから理事長の関係については、再質問はよろしいですか。

第5番（太田 修君） はい。

議長（下川正剛君） はい。それでは、答弁を求めたいと思いますけれども、村長の方で答弁をお願いしたいと思います。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の質問で足りないところは、また担当課長の方から補足をさせますけれども、まず最初、観光資源の開発にかかわる点については、今、お答えをいたしましたように、きこりの道等、新たな眠れる資源を再開発をしながら観光振興に結びつけたいという、一例を申し上げましたが、さらに活用できる資源を掘り起こして、この白馬の魅力を伝えていく、そしてお客さんを招き入れる手段として使っていきたいということは、かねがね申しているとおりであります。

議員初め、それぞれの皆さんからもご意見等を出していただく中で、今、大学の実業団、社会人、学生、そういった方へのコンタクトもとりながら、こうした資源を活用していくことに前向きに取り組んでおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

岳の湯の有効利用につきましては、残念ながら3名の方からしか、具体的なご意見はいただけなかったわけでありまして、申し上げましたように、関係地元の皆様方、庁内、そして検討委員会等とさらに詰めながら、有効な後利用を考えてまいりますので、また議員の方からもご提案等もいただければと、こんなふうに思うところでございます。

それから、耕作放棄地対策でありますけれども、基本的に白馬村がこれから観光地として再構築をしていくには、観光と農業の連携が何よりも大事だということを、私は常々申し上げていることはご理解いただけたと思います。その手法としてはいろいろあるでしょうけれども、やはりこの食の安全・安心ということは、今、切っても切れない問題であります。

新民宿宣言等も、その食を、地産地消を生かしながら活用していきたいということでございます。当然、その農地の有効利用の中には、市民農園ということも当然入っているわけでございます。議員ご指摘のことは、我々もどのようにして実現を図っていくか、具体的に手をつけているもの、また今後さらに検討を重ねながら方向づけをしていくもの、多々ございますけれども、議員ご指摘のことは十分認識をする中で、今後に反映をしていきたいと、このように考えておりま

す。以上でございます。

議長（下川正剛君） 篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） それでは、私の方から補足的にお答えをさせていただきます。

共通の営業宣伝はできないものかというようなお尋ねもございました。現状におきましては、単独でやるというケースは余りなく、どちらかといいますと、冬につきましては、まさに一緒に頑張って取り組んでいるという状況がございます。

こうした時代に、一本の矢よりも三本の矢、束ねながら営業力を増していくということは必須でありますので、さらにそういった矢の力を強めてまいるような努力をしております。

合宿等の誘致、資源活用という部分、村長からも特に具体的な例の中で、スポーツ合宿等の誘致というようなことが、ただいま説明の中にありました。さらに補足をさせていただきますと、まずはいろいろ、今、合宿について動いておりますけれども、今年度、23年度は特に宿泊につながるような客層を重点的に絞り込んでいきたいというふうに考えております。

合宿の実業団、大学も先々を見据えれば、特に大事な部分でありますけれども、その前に市民ランナーの層の誘客を、具体的に進めてまいるということを考えております。これは昨日も田中議員さんからのお尋ねにも含まれておりましたけれども、今まで余力をつけなかった部分に対して、夏場の招致というところで、特に力を入れていきたい、今、観光の中でも23年度、どちらかという重点的に取り組みたい事業の1つということで展開を図ります。

農業関係で、農業観光的要素が含まれている部分が貸し借りの中にあるのか、あるいは市民農園についてのお考えはという部分でございます。

農業観光的要素というのは、いろいろなとらえ方があろうかと思っておりますけれども、現実の貸し借りの中の実績を先ほど申し上げましたけれども、これは単に、つくれない方の相談に応じ、つくり手を貸している実績ということで、ただいまの一般質問の中でお答えをさせていただきました。

現実的に、直接観光的という結びつくようなものは、なかなか見えてこないかと思っておりますけれども、村の方で今考えておりますのは、23年度、特にソバの関係の振興策の部分、生産性向上対策、とれたものに対しての販路の拡大、つまりはガレットというようなところを進めるといふ、どちらかといいますと、村全体での6次化、第6次産業化を目指すような取り組みを強化をしていきたいというねらいでございます。

市民農園もその1つかと考えております。奈良井の検討委員会でも、そういうような話も具体的には出ておりましたけれども、現在、民間でも市民農園として貸し借りをしているところがありますが、なかなか借り手の方で借りっ放しで、こう荒れてしまったりとか、思うような仕組みがとれておりません。これをきちっとやるには、行政がしっかり管理、それから指導的な部分、機械力、すべてコーディネートしないと、なかなか貸し借りだけでは解決しない問題がいっぱい

あるというふうに思っております。

ただ、白馬村にとりましては、農地をしっかりと色々な方々にお使いをいただくという仕組みは、これからは当然必要というふうに考えておりますし、市民農園というような部分につきましても、前向きに考えて取り組めればというような思いで進めてまいります。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、残り時間があと7分少々です。質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） いずれにしましても、白馬がこの厳しい時代を乗り切っていくには、観光局が中心となり、水田、あるいは観光に結びつけたいろいろな農業政策等が必要になってくるのではないかなあと思っております。

そういった中で、ぜひ観光局をもっともっと足固めをしていただきまして、ぜひ観光のリード役になっていただき、白馬村にまた元気が戻ってくるような、そんな形でぜひお願いをし、次の方へ移らせていただきたいと思います。

3番目の、学校教育についてお願いをいたします。

いじめや虐待などに関する報道が頻繁化している中で、村では第4次総合計画で地域独自プロジェクトが作成をされておりますが、取り組みの進捗状況等についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点といたしまして、村内の学校にいじめ等はあるのかどうか、そしてまた以前を含めてどうだったか、そしてまた今後その防止策についてどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしましては、遠距離通学児童の冬季下校時間帯での通学バスの運行計画ということで、この件につきましては、昨年9月の一般質問をしております。その後、クマの出没等に伴いまして、臨時スクールバスが運行され、父兄から安堵の声が聞かれたところでございます。児童・生徒の安全・安心を大切にしたい学校環境づくりの充実が必要と言われております。交通事業にかかわります国からの補助金の終了年度が、23年度ということでございまして、それに伴いまして、大きな見直しが必要ではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

観光面では宿泊分離型の…。

議長（下川正剛君） 太田議員、端的に明確に。時間がありませんので。

第5番（太田 修君） はい、わかりました。ふれあい号、それから元気号等を含めまして、何とかそういった対策がとれるものか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、3番目といたしまして、第4次総合計画の施策の中に、白馬中学校のプールの改修という記載がしてありますが、中学校のプールの現況と、その対策についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。持ち時間が4分少々でございますので、端的に答弁をお願い

いしたいと思います。1、2番については教育長、3番については村長、答弁をお願いいたします。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） ご質問の学校教育の関係につきまして、お答えをいたします。

村内校でのいじめの有無、防止策についてでございますけれども、中学校で平成22年度上半期4月から9月につきましては、2件事象があります。1件はメールでのトラブル、もう1件は上級生にわき腹をけられるいじめがあったという調査結果でございます。

なお、平成21年度の県下の状況につきましては、小学校411件、中学校504件、高等学校を含めた総数で、前年度と比較して約16%減少しているということで、男女とも中学1年が最も多いという状況となっております。

またご質問で、21年度につきまして申し上げますと、小学校で3件、中学校で同じく3件、合計6件のいじめ等の事象がありまして、すべて対策を講じまして、21年度内に解消しているという状況です。

取り組みといたしましては、いじめの対策委員会、ケース会議、支援会議等を開催しまして、児童の状況の把握、保護者への対応等、事象が発生した以降の取り組みについて、即座に対応できるようにしてきているところでございます。

中学校の関係では、アンケートを年2回実施をし、いじめが発見された場合には、加害・被害者双方の家庭との連携を密にして、解決を目指しているところでございます。

具体的に今後の対応といたしましては、携帯電話、あるいはインターネットの利用におけるメディアリテラシー、いわゆる情報を評価・認識する能力、そういったものや、情報モラル教育の推進、いじめを許さない集団や人間関係づくり、相談や支援体制の充実、校内での指導体制の確立に向けて努めてまいりたいと考えております。

遠距離通学児童の冬季下校時間帯での通学バスの運行の計画についてのご質問でございますけれども、遠距離通学児童の冬季下校時間帯での通学バス運行につきましては、財政的な面もございますので、そういった厳しい面がありまして、現在のところでは考えてはいません。

村では、遠距離通学児童・生徒に対しまして、通学費の補助を行っているところでございます。小学校の児童に対しては、補助事業費では97万3,000円という状況であります。平成20年度から補助事業を導入して、試験的に冬季間のシャトルバス等も運行されているわけですが、そういったものとも加味しながら、今後、比較検討してはまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。時間がありませんので、端的に。

村長（太田紘熙君） 私の方から、中学校プールの現況と対策についてのお尋ねにお答えをさせていただきますが、いろいろ前段で申し上げたいことがありますけれども、時間の関係もありますので、ごく簡単に申し上げて、再度細かい点についてはお尋ねをいただきたいと思ひますが、現在ある

プール、昭和58年の4月にB&G財団の補助を受けまして、B&G白馬海洋センターとして建築されたのが58年でございます。もう既に相当年数が、28年経過をしていることであり、老朽化が大変進んでおり、改修が必要となってきましたので、B&Gのプールを中学校プールと兼用するというので、今までも使ってきておりますけれども、この改修の必要性があることから、23年度にそれぞれの関係者、学校とも相談をしながら、改修計画をこれから進めていきたいということで、予算計上もさせていただいたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第12番小林英雄議員の一般質問を許します。第12番小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 12番、小林英雄です。昨日も冒頭に、このたびの大震災で亡くなられた方への黙祷をささげたところでございます。私も、今ここで改めて、このたびの大震災で亡くなられた方に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、今なお苦難を強いられております皆様方に、心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

それから、本当に私事ですが、皆さんにちょっとお知らせをしておきますが、これは本当に私事なんです。昨夜真夜中に、私の孫でございますが、中学校2年生で硬式野球をやっておりますけれども、もうそういうクラブ活動は一切中止ということでございます。東京の片隅でございますが、そこで孫がどういう電話かといいますと、おじいちゃん、お米がないよと。それで食べ盛りですから、2キロの米を手に入れるのに半日かかったと、こういう電話でした。それで白馬村にお米があったら送ってほしいと、こういう真夜中の電話でございました。

これは実に広範囲に、しかも直接被害を受けた、東京ではないんですけれども、その東京でも既にそういうパニック状態に陥っているところがあるということ、一言ご紹介をさせていただきました。大変な事態だと思います。

さて私の質問、今日で最後でございますけれども、全部で3項目でございます。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目は、住宅リフォーム制度の創出でございます。そして2つ目は固定資産税について。3つ目は、観光局の問題でございます。よろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。住宅リフォーム助成制度についてであります。

今、全国各地で地域活性化のための住宅リフォーム助成制度が注目をされております。実施されている自治体数は、もう200ぐらいにはなっているのではないかと思いますけれども、住民にも業者にも大いに喜ばれ、おかげで税金が払えた、こういう声も伝わってきております。

その経済効果は助成制度の内容によって異なってまいります。一例ですけれども、愛知県の蒲郡市では1.7倍以上、また滋賀県の近江八幡市では1.8倍にもなっているとのことでござい

す。この長野県下でも、既に9市15町村、24自治体、これは2月25日の新聞でございますが、さらにつけ加えますが、3月になって松本市で実施または実施が予定されております。

この問題につきましては、私は、白馬村商工会や白馬建築業組合と懇談をさせていただきました。この制度を渴望されていることに確信を持った次第であります。どうか白馬村でも、緊急経済対策としての住宅リフォーム制度助成制度の創出を提案させていただきます。

なお、この件に関しましては、関連の3団体から出されている陳情はご存じのとおりでございます。過日の総務社会委員会で採択をされ、18日の本会議でも承認の見通しが立ったような気がいたします。

この件につきまして、住宅リフォーム助成制度の創出について、村長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、住宅リフォーム助成制度についてお答えをいたします。新聞報道によりますと、経済対策の一環として、住宅リフォームへの補助事業は、全国で200以上の自治体を実施をし、県内では平成22年度実施、または23年度から予定している市町村が、2月23日現在で9市15町村あり、今後さらに増えることが予想されております。

県内の各自治体の住宅リフォームへの補助事業は、国・県のように住宅産業の技術向上を主眼に置く補助制度とは異なり、高度な要件を設けず、地域の業者にも工事が行き渡るよう、対象の幅を広げて、最低10万円から20万円以上の工事費の10%ないし30%を対象に、上限金額を5万円から30万円として補助する等の、各自治体が独自の取り組みを行っているのが特徴もあり、現状でございます。

この3月議会でも、陳情要望として村内建築業組合、大北建設労働組合白馬地区等からも、住宅リフォーム制度の助成制度の創設を求められております。ある自治体では、申請に対する補助金の交付により、大変な経済波及効果があったとも報じられております。

村では、住民福祉課が主管する住宅のバリアフリー対策である、高齢者にやさしい住宅改良促進事業、障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助、及び総務課、防災として住宅耐震改修としての、住まいの安全倒壊防止対策事業等の補助を現在行っておりますが、今回要望されている経済対策としての、簡易な住宅リフォーム助成制度の創設等については、近隣町村や県内各自治体の取り組み状況を勘案をして、前向きに調査検討していきたいと考えております。

住宅リフォームについては、業種がある程度限られるといった問題もございますので、広く緊急経済対策としての効果が得られるような施策を考えることも必要であるというふうと考えております。

平成21年度に白馬商工会が実施をいたしました、プレミアム商品券に対する補助事業のよう

な景気刺激策も、今後の状況や動向を見きわめながら、緊急経済対策としての効果的な、効果ある対策を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） かなり前向きな答弁をいただきました。ちょっとご紹介をさせていただきますけれども、何としても経済活性化のためには、こうした制度の創設、私は推進してまいりたいと思っておりますが、申し添えますが、国の住宅対策費というのが、2001年度には約1兆円という数字が示されておりましたが、この住宅に関することに関しては、リフォームも含めてでありますけれども、10年たつたないうちに、いわゆる住宅対策費というのは、もう消えてなくなっているんですね。それでどういう名称になったかといいますと、社会資本整備総合交付金という形で、昨年度あたりから、こういう交付金制度が設けられております。

それで、これはちょっと紹介させていただきますけれども、これは1月の28日の我が党の市田書記局長、参議院でございますが、この1月28日の代表質問で、菅首相を相手に、自治体の実施する住宅リフォーム制度の助成について質問を、代表質問で行いました。

この社会資本整備総合交付金を活用することができると、今後ともこのような取り組みを支援する、これは菅総理大臣の答弁でありました。それで、このことに勢いを得た、これは今は全国で広がっている、こういう助成制度の創設とはまた別枠で、この1月28日を期して、もう既に55の自治体が、それに力をもらってリフォーム助成制度の創設に動いているという、そういう事実があることを、まずご紹介をさせていただきます。

今、大変に前向きな答弁を村長からいただいて、大変ありがたいと思っておるんですけども、改めて、私はこの間の総務社会委員会で、幾つかの事例を提示させていただきまして、この中で特に特徴的なことを二、三紹介させていただきますと、これは新潟県の糸魚川市の施策の骨格でございますが、住まいる環境リフォーム補助金制度という、そういう名称であります。ご存じかもしれませんけれども読ませていただきます。

昨年10月4日にスタートし、10日余りで申請者が380人を超え、受付を終了したという、こういう事実であります。申請額は約3,700万円、119社が仕事を受注し、工事総額は約2億9,677万円に上り、8倍の経済効果があったということでございます。なお、市は、これは糸魚川市の事例でございますけれども、急遽第2弾、これは12月議会なんですね、7,000万円の補正予算を提案し、工事完了時期は2011年5月まで延長をしたということでございます。

先ほど村長は、いろいろな職種があるというようなことも、ちょっと触れられたようではありますが、これはこの結果、予算総額は1億円を超えたと。20万円以上のリフォームに対して、10万円を上限に3分の1の補助と。対象工事は内装工事だけでなく、屋根のふきかえ、サッシの入れかえ、外壁、塗装、車庫、庭、塀、門、さく、こういったことも対象の工事として拡大をし

たようでございます。

先日の総務社会委員会でも申し上げましたけれども、今の白馬村は、大変な不況のどん底にあると言ってもよろしいんじゃないかと思えます。そして大工さんのお話もさせていただきました。朝、5時、6時からこの白馬村に仕事がないから松本へ出かける、塩尻方面へ出かける。こういう事例はたくさん私も知らされております。それで商工会と話し合いの中で、これは今うちの下川議長もリーダーシップを発揮されまして、婦人会ともやろう、教育委員会ともやろう、そして観光局ともやろう、そして商工会とも懇談をしようじゃないかと、そういう動きの中で、たまたま商工会で私は話をさせていただいたら、これはすばらしいじゃないかと。しかし、商工会が正面切って、幹部がいきなり村の、自治体の窓口で交渉するよりは、建築組合という立派な組織が傘下にあるから、ぜひ応援をするから、後押しするから、ぜひ当たってみてくれということで、いろいろな設備屋さんですとか、畳屋さんですとか、それから大工さん、左官屋さん、水道屋さん、そういったところを私も回らせていただいて、今、繰り返しますが、村長が前向きな答弁をいただいたので、今この件につきましては、村長、一言創設すると、そういう決意表明をここでしていただけると大変ありがたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 前向きに考えるということは、やることを前提にして考えていますけれども、先ほど小林議員も言われましたように、その範囲の拡大ということと言われる前に我々も考えております。ですからその辺のところの整備も、条件整備をしていかなければいけない部分が残っております。ですから、そういうことも踏まえて検討させていただいて、結論を出したいと、こういうことでもありますので、やらないというわけではなくて、やることを前提に考えていきたいという表現をさせていただいておりますので、お願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） やや安心をいたしました。ぜひ、できるだけ早く創設するというのを、今、答弁をいただいたわけですが、これはもういろいろな事例が、これからもどんどんどんどん上がってまいります。ですから、その都度私も先頭に立って、こういう事例がある、こういう、それはもう自治体によってさまざまですから、いろんな形が考えられると思えますけれども、まず大切なことは簡素な手続ということ、これは陳情の中でもそういう言葉があったと思えますけれども、多くの皆さんが、それにぜひ応募とってはおかしいですけども、それがもう、即活性化につながるような方向で考えていただきたいと思えます。

2つ目の質問に入らせていただきます。固定資産税についてであります。

税徴収の現状について質問をさせていただきます。平成21年度決算では、固定資産税の徴収率は、なお53.5%にとどまっております。徴収率が著しく低いのはどういう物件でしょうか。また、滞納者の主たる収入源と経済的状況（租税負担能力）はどうなっておりますでしょうか。

2つ目は、この2点目といたしまして、減免措置について質問をいたします。①といたしまして、固定資産税減免の条件として、白馬村税条例第71条第1号は、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」を挙げております。「公私の扶助」、ちょっと難しい表現ですけども、公私の扶助とは具体的にどういう扶助が該当するのでしょうか。

2点目は、固定資産税は地方税であり、市町村長が決めることになっております。地方税法第342条第1項、固定資産税減免の条件として、白馬村税条例第71条第3号は、「村の全部または一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価格を減じた固定資産」を挙げております。これらは不可抗力による災害に対する救済措置であります。

観光客の減少により、宿泊業の深刻な売り上げ減を、地方税法第367条の特別の事情とみなし、減免、減税措置の適用を検討してはいかがでしょうか。これが固定資産税についての質問であります。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から2つ目のご質問、固定資産税についてのお尋ねであります。

2項目にわたっておりますが、まず最初に、税の徴収の現状についてお答えをさせていただきます。小林議員のご質問のとおり、平成21年度決算の村税の徴収率は60.9%で、長野県内の最低の状況でございます。中でも固定資産税の徴収率は53.5%で、未収額の中の固定資産税の占める割合は92%となっております。

滞納者のリストを見ますと、大きな宿泊施設が並んでおりますが、大きな施設はすべて滞納を抱えているというわけではございません。滞納者の納税相談の状況によりまして、お客さんが減ってしまったというお話をよくお聞きをいたします。税の負担能力という面では、固定資産税は財産に対して課税されるもので、収入等を勘案して負担能力、担税力によって増減するものではございませんが、収入が減れば、多かれ少なかれ担税力も減るということは当然あることと、このように思っております。

次に、2つ目の宿泊業への減免措置の適用についてのお尋ねでございます。減免措置の公私の扶助につきましては、今、議員おっしゃられましたように、村税条例第71条に定められております。これは地方税法第367条の固定資産税の減免の規定を受けてのものでございます。

71条第1項1号には、「貧困により生活のための公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」が減免の対象となっており、この「公私の扶助」の「公」は、生活保護法による扶助が該当をいたします。「私」につきましては、公の扶助を受けていなくても、生活の困窮が同等の場合に該当しますので、単に私的な扶助を受けていることを理由に減免の対象になるものではございません。

次の、宿泊業の深刻な売り上げ減を特別な事情とみなし、減税の適用を検討してはとのご質問につきましては、確かに村税は白馬村が課するものではございますが、白馬村が自由にできると

いうものではございません。地方税法で定められた範囲の中で、村の条例で定めて課税をしているものでございます。村の財政的に余裕がない現状におきましては、検討は大変難しいものと考えております。減免の検討というより、むしろ観光客の減少対策の検討をすることが、何よりも大事なことではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

議員ご指摘の大変厳しい状況については、私も十分わかっておりますけれども、なかなか端的に、小林議員の言われるように、すぐ減免にというところへ反映をできない難しさも、ぜひご理解をいただき、先ほど来、話がございますように、観光立村としての構築を図ること、何としても大勢のお客様を呼び込んで、元気と活力のある村づくりに対する施策の推進が大事なことと、このように思っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） この固定資産税の問題につきましては、今、村長が言われたとおりだと思います。法的にはそういう説明が成り立つと思いますけれども、今回、私はこの一般質問に先立ちまして、1つ目のリフォームの問題と、この固定資産税の問題と、それから観光局の3本立てで臨んでいるわけでございますが、根底はもう今村長が言われたとおり、とにかく観光立村として成り立つかどうかの瀬戸際まできている、こういう状況は、私も同じ認識でおります。この3つがもうすべて絡んでいるんですね。そういう中で、ワーストの話も、もうさんざんこれも話題になっております。

私も、この1991年、平成3年、このときは94.8%あった、徴収率ですね、固定資産税に限って。翌年、これ連動しておりますが、年間観光客数、387万1,400人、これが1992年、翌年でございます。このときは徴収率は92.7%、大変高い徴収率であります。これがずっとこの十数年、昨年決算によれば、平成21年、2009年、観光客の数はついに225万6,300人、こういう数字になっております。これは間違いないでしょうね。徴収率については、先ほど村長言われたように53.5%と。

それで私は、なぜこの固定資産税にこだわるようですけども、この固定資産税についてはこれで3度目かと思っておりますけれども、これだけ長い期間、これ福島村長のときからこの税の問題、滞納の問題については、さまざまな形で同僚議員が質問もされておりますけれども、これは何とかしなければしょうがない。今こうなっているから、もう、どうしようもないんだというような議論を繰り返していたんでは、これは脱却できないと思うんですよ。それで私は無理なところもあるかもしれないけれども、そこを曲げてでもとにかくこの減免制度、減免すると。それによってね、徴収率がすぐ上がる、あるいは滞納が減るといような、そういう単純なものではないにしても、やはりこれ、このまま放置するわけにはいかないと思うんですよ。

ですから、私はお尋ねしているのは、もうまさによく言われるように長期低落傾向、これから

なかなかここから脱却できるだけの材料は見当たらない。ですから380万もいた村を訪れた方の数が、半減とまでは言いませんけれども、220万人台に落ちてしまったと。これから先ね、今、現状はこういうことです。じゃあ来年はどうかと。こんな災害もあったし大変です。よくなる要素というのが具体的にないわけなんですね。どう考えても見当たらない。

だからそういう意味で、村の自由に使えるお金の、とにかく固定資産税の占める割合というのは、年によって違いますけれども、70%を超えるときもあれば60%台のときもあるでしょう。しかしながら、圧倒的な部分を占める固定資産税に何とかメスを入れなければ、徴収率を上げるのが目的ではありませんからね。やはりそういう自由に使えるお金を確保するという点で、この減免制度について、これは今、村長言われたように、公私の扶助ですとか、あるいは特別な事情というね、この特別な事情とみなす何かがないかという、そういう探り方を私はしているわけで、もう私もこの数字つくって見たんですけれども、昭和61年、1985年から昨年の2009年、平成21年にわたる、この繰り返しますけれども、申し上げたくないんですけれども、どうしてもならないこの長期低落傾向を、どこかで終止符を打たなければいけないのではないかという、そういう視点で質問をさせていただいているわけで、もう一度、すみませんけれども、特別な事情、そうみなして、何とかこれ村長の裁量でやれる部分がかなり多いと思うんで、何か村長自身、秘策みたいなものが、もしおありのようでしたら、もう一度お聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員の言われることは、先ほど言いましたように、厳しいという状況、観光地であるがゆえに、大変厳しい状況に追い込まれているのは事実でございます。ただ、今、議員ご指摘のように、村長の権限でできる範囲が大きいと言われますけれども、私としてもいろいろな方法を考えている中で、確かに固定資産税の減免ということも選択肢というか、考えの中には置ける1つの落としどころと申しますか、には考えられますけれども、現実には小林議員が言われるように、村長1人の決断で簡単にできるような問題ではございません。

そしてまた、今この税の滞納総額についても、大半の方は納税をされている方が圧倒的に多いわけでありまして。そうした方とのバランスの問題もあるでしょうし、問題は、ただ一面的に考えて解決がつくほど簡単な状況ではございません。

しかし、そうした中で我々が考えられるということは、1つの決まりの中でも、先ほどの議員ご質問のように、何とか助成制度を創設をしてお手伝いをするというような、そうしたことを前向きに考えることの方が、その効果の度合いはわかりませんが、一番村民にとって、透明性、公平性を重視しながらやるというのは、一番いい方法ではないかというのも、1つ助成制度を取り入れるというのも、そうしたことによるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

私は就任当初来、この世の中の社会経済の景気を受けて、景気のいい、悪いで左右されるこの観光立村の基盤の弱さを、何とか強固なものにしていかなければいけないということで、それには企業誘致をというようなことも視野に入れ、就任当初から数十社回りました。しかしながら、返ってくる言葉は、白馬村は、冬の観光地としては大変名が売れていると。しかしながら、交通アクセスが整っていない、いわゆる高速道路がない。インターから遠い。そして企業にとっては、大方の企業の皆さんにとっては、雪が弊害だと。我々が白馬村へ進出して、どういうメリットがあるのか。仮にあったにして、じゃあ白馬村が我々にとってくれる優遇税制、それから土地の提供等、そういったものはどうかというような、大変厳しいお話をされる企業が圧倒的でした。

そうしたことから、大変そのインフラ整備を村の力だけでやることは、大変厳しいということから、今当面の策としては、何とかこの通年を通した観光地として、今まで冬を主体として成り立ってきた観光を、さらに付加価値の高い、ほかの地域と差別化した観光地をつくり上げたいということ、それが今、当面白馬村がやる最大の手法ではないかということで、後ほど議員ご質問されますけれども、観光局の組織の見直しから、やはり新たな発想で、白馬村をもう一度再構築をしたいということで、多少ご批判がある中でも、何とかしなければいけないという思いで進めてきていることも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

この徴収率が云々ということがすべてではございませんけれども、しかしながら、税の滞納の総額ということになれば、今の白馬村の総予算の中に占める割合は、大変大きい負担となっているのも、これもまた紛れもない事実だということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

言われる議員の趣旨は十分わかりますし、私自身も、こんな厳しいときに何とか救済をするすべがないものかというふうに考えて、日々取り組んでいることは、小林議員同様、私もそれ以上のプレッシャーを感じながらやっていることも、ぜひご理解をいただき、そしてまた議員からも、固定資産税の減免だけではなくて、何かほかに、こんな方法があるんじゃないかというようなご提案がいただければ、ぜひいただきたいとも思っております。ご意見もお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は、答弁を含めて22分です。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 関連しまして、この徴収率が著しく低いのは、旅館、ホテル、ペンションなどの宿泊業だとすると、建物の固定資産税評価額が、時価に比べて高額に設定されているため、税額が過大になっているのではないかという、そういう感じがしないでもないんですけれども、建物の評価額はどのように算定されているのでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 建物の評価でございますが、ただいまご質問の中に、時価というような

言葉もあったかと思いますが、建物の場合には土地と違いまして、その年によって増減するというものではなくて、今新しく建てたときに幾らでかかるかということで、これは再建築評点数と
いうことを計算しまして、再建築費を出すわけですけれども、それから年数ですね、いろいろ引
くところがありまして、そういうものを計算して評価額を出すということになっておりまして、
建物については土地で言う時価というものとは、ちょっと違う計算になっております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 大変、この固定資産税の問題は、切りがないといえば切りがないと思
います。しかし、観光立村という、そういう名前がこの白馬村はもちろん当然のことなんですけれ
ども、観光を主産業としている自治体は、ほかにもたくさんあります。そういう中で、余りにも
こういう低落傾向が続いているのは白馬村だけだという、そういう実態を踏まえた上で、私は、
ある意味ではちょっとしつこいかもしれませんが、そういう視点で質問をさせていただ
いているわけでございます。

まだまだ議論し足りません。まだ申し上げたいこと、たくさんあるんですけれども、また後日、
いろいろな私なりの提言もさせていただきたいと思います。

観光局の問題に移らせていただきます。

昨年の観光局総会以後、観光局の「作業所」「局長の年報や交際費」「ムック本」「新民宿宣
言」など、観光局の運営上の諸問題と今後のありようが、村民の大きな関心を集めております。
事業経費の大半が村から出ている補助金なので、これは当然のことだと思います。

1つ目といたしまして、村長は、これらの諸問題たくさんあります。この諸問題で、村民に対
する説明責任を果たす考えがとおりかどうか。

それから条件の整った、これは2つ目ですが、これは社員の方が署名活動をやられて、条件の
整った社員からの署名に基づく臨時総会開催を求めたと。それに応じることがなかったと。単純
な質問です。この2点だけお伺いしておきますので、よろしくご答弁のほどをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員から、3つ目のご質問でございます。観光局問題についてお答えをさせ
ていただきます。2つの項目がございますが、関係がございますので、一緒にお答えをさせてい
ただきます。

平成22年11月30日付、書面による社員総会の招集請求が観光局を考える会から出されま
したが、請求による社員総会の目的とされる事項が、いずれも一般社団法人法及び一般社団法人
に関する法律、また当法人定款の定める決議事項に該当しないため、法律の規定により、この社
員総会の招集の請求については応じることができない旨を、考える会の皆様に回答をしたところ
でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、仮に総会を開くに至ったとしましても、理事会への通知、理事会の開催、会員への通知、

出欠の確認等々を考えると、12月中での開催は日程的に無理があると、このように考えておりました。

総会で承認をいただいている第6期の決算内容について、考える会の皆さん方から、7月23日に、観光局の運営に疑義があるので書類の閲覧をしたいとの申し込みがございました。それ以降数回にわたり書類を提示して説明をしまいましたが、資料が膨大であることから、必要な部分については、時によってはコピーをお渡しをし、説明をした経過もございます。

本来、閲覧が義務づけられていない総勘定元帳までお見せをし、誤解を解く努力をし、さらには、その書類の取り扱いには細心の注意を払ってほしい旨の約束を、文書交換までして説明をしたにもかかわらず、一方的に誤解のもと情報が流されたことは、大変残念に思っております。

考える会の皆様から、村民の税金を使っている以上、村民にも知らせるべきだとのご意見も十分尊重をしたつもりでございます。したがって、総会の開催はできないけれども、皆様のご意向に従って、村民の皆様にもぜひ聞いていただきたい、説明会開催をお願いをしたところでございますけれども、理解を得られませんでした。

しかしながら、局といたしましても、申し上げましたように、税金を投入していただいているということを考えれば、何としても村民の皆様にも、その実情をわかってほしいということから、2月1日に観光局主催の説明会を開催をし、一般の皆様にも参加をしていただいたわけでございます。考える会から尋ねられた質問を中心に説明し、ご理解を、ある面ではいただけたものと、このように思っております。

説明会の意見交換では、反省すべきは反省をし、見直すべきは見直して、前向きに取り組めとのご意見も、何人の方からいただきました。村民からの何よりの叱咤激励と受けとめ、村民と一体となった観光行政を推進をしていかなければと、気持ちを新たに持ったところでもございます。

説明会への参加者は、会員60名、一般村民の方30名で少なかったため、会員には説明会の内容をメールとファクスでお知らせをし、一般村民の皆様には、4月に発行いたします観光局だよりでお知らせをしております。説明会とその後の対応を含め、私の説明責任は一応果たしたものであると思っております。

なお、観光局の事業執行については、理事会で承認をいただいて執行するもの、また、その立場で任された範囲で決裁をして実行するものもありますが、事業執行の内容については、それぞれの承認を経て実行しておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、あと12分であります。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 昨年の5月の社員総会、大変な総会だったようでございますが、この観光局の問題がにわかに、考える会の皆さんの話は話といたしまして、これは私が、私は社員でも

ありません。しかし、いろいろな方からその総会の様子、昨年の5月以降、にわかにこの観光局の問題がクローズアップされて、いろんな方がいろんなことを言い出した。そしてどうなっているんだと、もういろんな方から私も聞かれることが、その回数が日増しに多くなったというのが実情でございます。今、説明会の話が村長はされましたけれども、これでもうすべて、1つクリアしたといえますか、そういう臨時総会に対して、説明会で、私はちょっとこの説明会というのは、まだ完全に煮え切ったとはとても思えない。

議長が、どうかこの説明会には議員も全員出席しようではないかと、半ばそういう要請があって、議員も全部出席をいたしました。事業説明会は、本当にそれではすべて村民がいろいろ考えている疑問といえますか、問題といえますか、そういうものがあれですべて解消したとは、私はとても思えない。

それから1つは、説明会のオオギダさん、アドバイザーですか、あの方が実際に司会役を務めて、進行役を務められた。特に私が、これはちょっと記憶に新しいので、いろんな人がまだまだ質問したかったと。しかし、あれだけの時間ではね、とてもまだまだ疑問に答えるだけの時間は、私は足りなかったと思います。もう一たん締め切って、もうこれで時間ですからということで締め切ったあとね、何か最後に、それではお1人、締めの言葉をみたいな形で発言された方がいましたけれども、ああいう説明会の進め方は疑問が残ります。あれはちょっと反省してもらいたいと思います。

それで私は、もう時間も迫ってまいりましたので、申し上げておきたいことは、考える会の皆さん、私も知り合いもいれば全く知らない方もいらっしゃると思います。しかし、5月以降ね、こういうチラシ、これは全戸配布ですから、もういろんなことが、これで、これはさまざまね、こんなにも問題があるのかという、これは大変便利なので、私も見させていただいております。

この中で、この1つ1つがね、疑問に対して、あの事業説明会なんかではとても答えられているとはとても思えないんですよ。それで、この6号というのは、説明会の後に出されたチラシですね。ここでもこれだけの、もうこれは読み上げたら大変なんですけれども、そのムック本のことから、その元局長の交際費のこと、それから59万円返納させたとか、こういう細かいことへのね、こういうことがね、積み積みもってね、観光局への一種の不信感みたいなものにつながっていくんですね。

それでもう、これで6号も出ているわけですよ、このわずかな間にね。1年たつたたないかの間に。これからもそういう対応を誤ると、ますます5号、6号、7号、8号という形で、こういう活動といえますか、動きといえますか、そういうものが醸成されてくるのではないかと心配を、私は持っております。

それで議会としても、この観光局の問題は特別に考えて、議会としても勉強会、観光・農政研究会ですか、そういうものを立ち上げざるを得なかったというのが、これはご存じのとおり、実

態でございます。5月の総会の前にはいろいろ検討委員会というものを立ち上げられて、この間、そのことが示されたわけですけれども、正直に申し上げて、余り期待は、私自身は個人的には持っておりませんが、これだけこの短い時間に、短い期間にですね、こういう形で、別にこの考える会の皆さんの意見に、丸ごと私は賛同しているわけでも何でもないんですけれども、こんなにたくさんの疑問がまだあるということは事実でございますので、もう一度、その4月の観光局だより、ニュースですか、それとは別に、やはりもっと観光局について、こういうことが具体的に出ているわけですから、細かい部分が出ている、こういうことに対して、丁寧に村民にわかりやすく説明責任といいますかね、村長の立場で、また理事長の立場で、村民に対してわかりやすく説明する、そういうお考えを改めてお示しいただきたい。いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） もう透明性を高める、透明性を高めた観光局の運営というのは、まさに私はそのとおりだと思っております。

ただ、小林議員おっしゃられましたように、この書いてあることが、すべて事実かどうかということについて、私はいささか逆に、私自身が疑義を持ち、それは違うのではないかとということも多々ございます。そしてまたこの書いてある内容については、すべて観光局にかかわることかどうかということは、これはひとつ観光局の問題ではなく、村全体として考えなければいけないことも多々あるかと思えます。

確かにこの5月の総会、観光局長の給与が倍増になったことから端を発したと、こんなふうには思っておりますけれども、しかし、私はこの観光局に対する思い、これは先ほど小林議員がおっしゃられたように、観光客が三百数十万おいでになっている当時の経済状況と、今の観光客がもう200万程度のもになってしまったという、その落差による不況、そうしたことも非常に大きな理由となって、うっせきが観光局に向けた点も多々あるかと思えます。

そういう点では、やはり村民とともに歩む観光局の姿勢としては、やっぱり村民の思いにこたえられる観光局としての運営は、当然必要なことであります。しかしながら、その過程において、本来観光局に求められていた、観光連盟当時の配宿をすることが、観光局の大きな仕事の1つだという認識を、まだお持ちの方も大勢おいでになります。今、情報網が発達している中、正直、観光局が配宿をしている数というのは、その総数からすれば、ほとんどないといったような状況が現実でございます。すべてお客さんが一人一人自分の選んだお宿と、直接ネットで予約をしているというのが実情でございます。

そうしたこと、わずか七、八年の間に、この社会経済情勢が大きく変化するとともに、白馬村の、そしてまた観光局の運営そのものも大きく変わってきております。そうした時間的な経過を踏まえながら、会員に対する細かな説明、局の運営実態の情報提供というものが少なかったことが、一番大きな原因であったのかと、こんな反省もしているところでございます。

そうしたことを前提に、今後も今議員ご指摘の、一般村民を含めた方たちを対象にした情報を出しながら、この考える会で提案されたことも、1つの問題提起をしていただいたというふうにとらえながら、説明の機会をつくっていききたいと。そしてまた先ほどのように、何としても観光立村で再構築を図るという点については、やはり今までと違った手法で、また新たな方針を立てなければいけない厳しい実情にあることも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

今、全国の観光地すべてが、観光での再構築を掲げておられます。そうした中で生き残っていくためには、並大抵の努力ではだめだということを実感しておりますし、各観光地もやはり独自の発想による計画も立てているのが実情でございます。そうしたことも十分ご理解をいただきたいと思います。

もうやめてしまいましたけれども、前観光局長も早く結果を出す、結果を出して村民に安心してもらおうという、これは私からの強い思いでもありました。そうした思いの中で、結果を出すために、時には飲食を伴うこともあったかもしれませんが、それは民間企業の感覚でいけば、これはある程度は認めてやらなければいけなかったことでもあろうかと思えます。

しかし、不当な支出を常に伴っていたわけではありませんし、決して不正なものを返還させたというような過程は、間違ってもございません。それは決裁をするときに、民間といえども、やはり税金を投入するに当たっては、これは局で持てるもの、持てないものというものを、よく精査をしながら、その精算をしたということでもありますので、そうしたこともお互い誤解が発生をしているところではないかと、こんなふうにも思っているところでございます。

切りがない話になりますけれども、とにかく村は、この村は観光で生きるということについては、説明責任は当然必要になりますけれども、後退することなく、ともに前向きの姿勢で、これからどうするかということの提言もどんどんいただき、村民と一体となった観光局を運営してまいりたいと、その基礎づくりも踏まえて、あわせてつくっていききたいというのは、私の願いでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（下川正剛君） 村長、最後に、今の質問は、村長の思いは十分に発言いただいたんですが、5月の総会に向けて、会員並びに村民に対して理解を得られるような努力をするのかどうかという、その1点だけ、最後、村長の答弁をお願いして、時間も来ておりますので、お願いしたいと思えます。

村長（太田紘熙君） 今、もう既にそのことについては、もう答弁をしたつもりでおります。機会をとらえながら、考える会から出された問題等も十分尊重させていただき、今後、機会あるごとにその対策、説明等もしていききたいと、このように考えております。以上です。

議長（下川正剛君） 小林議員、よろしいでしょうか。時間も終了いたしましたので、ここで第12番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

第12番（小林英雄君） 終わります。

議長（下川正剛君） これで、本定例会第3日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明後日3月18日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明後日3月18日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

平成23年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成23年3月18日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決

平成23年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成23年3月18日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 4 議案第33号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第34号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 発委第 1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成23年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成23年3月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第11番	高 橋 賢 一
第3番	太 田 伸 子	第12番	小 林 英 雄
第5番	太 田 修	第13番	太 谷 正 治
第6番	松 沢 貞 一	第14番	下 川 正 剛
第7番	柏 原 良 章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 議会運営委員長報告並びに陳情の採決
- 4) 追加議案審議

議案第33号、議案第34号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、質疑・討論省略、採決

発委第1号（議会運営委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成23年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付をしてあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番松沢貞一総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 6番松沢貞一です。

本定例会において、総務社会委員会に付託されました議案18件、陳情3件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第4号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について。

これは、平成19年度から平成23年度までの5年間の辺地対策総合整備計画のうち、野平辺地地区において、23年度整備計画に村道3037号線改良事業費1,500万円を追加するものでございます。

これは、辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定についてでございます。

これは、白馬町区からの土地建物について、村が寄附を受納したことにより、公の施設として設置及びその管理に関する条例を制定するものでございます。

質疑におきまして、経緯及び税の負担についての質問があり、現在の白馬町公民館は平成16

年に建物と敷地が村に寄附されており、今回、裏の倉庫と進入路の敷地が白馬長区の所有となり、全体の条件がそろったということで、村に寄附されたものという答弁。固定資産税はかからない、白馬村は公民館の敷地は非課税にしているという答弁がございました。

改築や修理の際の費用はだれが負担するかという質問があり、寄附の条件として、維持管理費用は白馬町区が適正に行うとしているという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定についてでございます。

これは、白馬村地域情報化施設ケーブルテレビ白馬の安定的かつ効果的な管理運営の適正化を図るため、地方自治法第241条1項の規定に基づき、白馬村地域情報化施設基金を設置するものでございます。

質疑において、基金の金額についての質問があり、正確ではないが、450万円程度という答弁がございました。

ケーブルテレビ白馬の加入者数について質問があり、1,870件という答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてでございます。

これは国の補正予算、住民生活に光をそそぐ交付金により、地方消費者行政、家庭内暴力、自殺予防等の弱者対策、自立支援等に対する取り組みの強化を図るための基金を本年度設置し、事業を23年度から24年度まで行うものでございます。

質疑におきまして、22年度補正予算で290万円計上されたが、23年度も交付されるかという質問があり、国の経済対策の一環で、22年度補正で交付された予算である。これを基金として、23、24年度の2年間で事業を行うものという答弁がございました。

具体的には、第1条にある相談業務を行うのかという質問があり、臨時職員を雇い、第1条にあるものに限らず、子どものことも含めて相談業務を充実させたいという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 白馬村体育施設条例の制定についてでございます。

これは、白馬村体育施設条例の設置及び管理に関し、白馬村B&G海洋センター体育館及び白馬村B&G海洋センタープール施設を追加し、改正するものでございます。

質疑におきまして、ウイングは含まれないのかという質問があり、ウイングはホールとアリーナがあるので、別の条例があるという答弁がございました。

土地の番地が変わった理由について質問があり、国調の結果、番地の変更があったためという

答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員の育児休業法の一部改正により、非常勤職員の育児休業及び部分休業が取得できることとされたため、本村の職員も育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

育児休業のできない職員の規定の追加、非常勤職員が育児休業ができる期間の規定及び再度の育児休業を取得できる特別な事情の追加と、部分休業についての規定等を整備する改正を行うものでございます。

質疑におきまして、育児休業は男性も取れるかという質問があり、男女にかかわらず取得できるという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、白馬村有線テレビ放送番組審議会委員及び福祉有償運送運営協議会委員の報酬を定めるものであります。

白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例第25条の規定に基づき、白馬村有線テレビ放送番組審議会委員と、福祉有償運送を実施するための福祉有償運送運営協議会委員の報酬を定めるものでございます。

質疑におきまして、福祉有償運送について質問があり、住民福祉課所管の身障者のための事業で、青ナンバーではないが、有償で車いす対応の福祉専門の車両を使い、タクシーのように運行する制度という答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、平成23年度の期末手当の6月及び12月の支給月数をそれぞれの月数に調整し、また2月16日に開催した特別職等報酬審議会の答申を踏まえて、村長、副村長、教育長の報酬を、それぞれの任期まで継続して減額するものでございます。

報酬の額は、村長が条例制定額80万円を25%減の60万円に、副村長が同じく65万8,000円を12%減の57万9,000円に、教育長が同じく58万7,000円を12%減の51万6,000円にするものでございます。

質疑におきまして、減額の率はどのように決めるのかという質問があり、特別職の報酬審議会を開いて決めているという答弁がありました。

報酬審議会は、何回開催するかという質問があり、金額を変更する場合、年に1回開催するという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、人事院勧告及び国家公務員の給与法の改正に伴い、時間外勤務手当に伴う正規の勤務時間7時間45分と、適用条項の修正と、期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ整備調整し、心身の故障による休職の規定について、寒冷地手当を支給できる規定に追加するものでございます。

質疑におきまして、第35条3項に寒冷地手当が追加となった理由についての質問があり、心身の故障による休職の場合、寒冷地手当が出なかったのを、休職中も算定して支払うように変わったという答弁がございました。

寒冷地手当についての質問があり、気温、積雪量など気象条件の程度に基づいて決められた級地区分及び職員の世帯区分に応じて決められた手当であり、本州は一律4級地という答弁がございました。

金額についての質問があり、白馬村は平成23年度予算額は520万9,000円である。世帯区分では、世帯主扶養なしの場合1万2000円を5カ月、世帯主扶養1人または2人の場合1万7,800円を5カ月、それ以外で扶養等ない場合7,360円を5カ月支給するという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、管理職手当の引き下げ1%を1年間延長するための条例を改正するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 特別会計条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成19年度制度終了後、3年間法令設置となっていた老人保健医療特別会計を、3年間経過したことにより平成23年3月31日をもって廃止するため、条例の一部を改正するも

のであります。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について。

白馬村使用料条例の別表第1による、行政財産である学校運動場使用料を1時間150円を200円に、別表第2にある公の施設の使用料を一部値上げ、またB&G海洋センターの使用料を新設し、(注)の注意事項を改正するものでございます。

質疑におきまして、学校運動場はだれでも借りられるかという質問があり、開放施設になっているので登録が必要であるという答弁がありました。

農村広場の場所について質問があり、神城堀之内の田頭であるという答弁がございました。

体育館について、夏季に合宿があるため予約が取りにくいと聞いているが、調整会議はやっているのかという質問があり、調整会議は開いているが、一般の人は入っていない。B&Gの体育館は、夏季の特別貸し出しはやっていないという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例でございます。

これは、ウイング21条例の別表1-1アリーナ使用料及び別表1-2ホール使用料の(注)注意事項を改正するものでございます。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、福祉医療費の給付範囲を拡大するために、療育手帳所持者(知的障がい者及び精神障がい者)保健福祉手帳所持者(精神障がい者)の等級制限を廃止するものでございます。

療育手帳所持者の場合は、現行等級B1以上からB2以上にまで対象範囲を拡大するものであります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、現行は等級2級以上から3級以上にまで対象範囲を拡大するものであります。障がいの程度B1以上と、精神障害者2級以上の所持者の制限を削除する改正でございます。

質疑におきまして、障がいの等級区分についての質問があり、療育手帳は知的障がい者で重い方からA1、A2、B1、B2とあり、B2の一番軽い人まで拡大するものである。

また、精神障害者保健福祉手帳も3級以上にまで対象範囲を拡大するものであるという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例でございます。

これは、消防組織法の改正に伴い、白馬村消防団条例に係る適用条項を改正するものでございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億5,666万8,000円とするものであります。

主な内容は、国の補正予算による、きめ細かな臨時交付金3,170万2,000円と、住民生活に光をそそぐ交付金1,713万4,000円の交付内示を受けて、予算計上するものでございます。

総務課関係では、1款1項2目財産管理費155万円の増額。これは、燃料費49万7,000円、修繕費105万3,000円、406号線のマンホールのふた等でございます。

1款1項6目企画費27万円の増額。これは、いこいの杜借上料50万円地代の減額。また、地域情報通信基盤整備推進事業10万円の減額。これは番組審議会委員の報酬でございます。地域情報通信施設維持管理事業51万7,000円減額。第4次総合計画策定事業35万円減額。これは審議会委員の報酬でございます。

情報機器緊急対策事業180万円増額。これはきめ細かな交付金140万2,000円を使い、パソコン24台購入費でございます。

8款1項1目非常備消防費54万7,000円増額。8款1項2目広域常備消防費334万8,000円の減額。これは北アルプス広域への負担金でございます。

質疑におきまして、パソコン購入の台数及び購入先についての質問があり、24台の購入で必要最低限を補てんするものである。購入先は入札し決定する予定であるという答弁がございました。

第4次総合計画審議会委員の報酬減は、公募が集まらなかったためだが、何人の予定だったのかという質問があり、要綱上は3名である。前回は7名だったが、今回は1名のみであるという答弁がございました。

続きまして、税務課関係でございます。2款2項2目賦課徴税费18万9,000円の増額。土地鑑定評価委託料でございます。質疑におきまして、土地鑑定は何カ所もあるのかという質問があり、1カ所で建物が全部で5棟あり、保存登記がされていない建物で、差し押さえをするために土地家屋調査士に地図をつくってもらうための測量委託料であるという答弁がございました。

環境課関係であります。4款1項1目環境衛生費493万円の減額。これは北アルプス広域連合の負担金517万7,000円の減額で、ごみ処理広域化推進費の精算によるものであります。

老朽公共施設撤去事業 130万円の増額。これはきめ細かな交付金100万円を使い、嶺方公衆トイレ、避難小屋の解体費でございます。

4款2項1目塵芥処理費943万7,000円の減額。これは、塵芥処理委託料310万3,000円の減額。白馬山麓の清掃センター負担金633万4,000円の減額等であります。

4款2項2目し尿処理費499万4,000円の減額。これは、白馬山麓環境施設組合クリーンコスモの負担金であります。

7款4項1目都市計画費、都市計画総務費50万円の減額。これは、廃屋対策事業の補助金で、飯田地区の廃屋を新年度に対応するためでございます。

質疑におきまして、森上駅のトイレはいつごろ修理したのかという質問があり、2月初旬に男子洋式トイレのパネルがぶち抜かれ壁が壊されたため、警察に届けてあるという答弁がありました。

塵芥処理委託料310万3,000円の減額は、粗大ごみの量が減ったためかという質問があり、当初予算では鉄類は有料の可能性を見込んで予算を上げたが、11月までは無料だったため減額となったという答弁がございました。

教育委員会関係であります。2款7項2目施設管理費673万6,000円の増額。これはスノーハープ維持管理事業103万4,000円の増額。社会体育施設改修事業570万2,000円の増額でございますが、これは、きめ細かな交付金500万円を使い、ウイングの修理やグリーンスポーツの遊具の修理等でございます。

9款1項2目事務局費1,157万3,000円の増額。これは、きめ細かな交付金1,100万円で、学校環境整備事業を行うものであります。南小、北小、白馬中の給食センター修繕や遊具の設置等改修工事等でございます。

9款4項3目図書館費1,076万7,000円の増額。これは、住民生活に光をそそぐ交付金1,073万4,000円を使うもので、図書館施設等充実事業に943万8,000円。これは図書購入とか、机やいす、カーペットの取りかえ等でございます。図書館施設等改修事業132万9,000円の増額。これは図書館の玄関のドアの修理等であります。

質疑におきまして、SAJオリンピック施設整備補助金が500万円減額となった理由につきまして質問があり、白馬村は平成21年スノーハープのコース改修でSAJから250万円の補助を受けた。22年度は4月にジャンプ台ノーマルヒルの改修工事を500万円で実施した。しかし、SAJの決算年度は8月から翌年7月のため、SAJにとっては、この2事業は21年度の事業となり、同一年度に2件の補助はできないという結論に至った。

白馬村としては事前着手という手続でSAJと協議したが、結局2年にまたがる工事の補助は不可能となった。白馬村としては、500万円の補助は必要であるため、当初の19年から24年までの6年間に3,000万円という契約を1年延長し、25年までの7年間の契約にするよ

うSAJに申請しているが、結論はまだ出ていないという答弁がございました。

住民福祉課関係でございます。3款1項1目社会福祉総務費290万円の増額でございます。これは、光をそそぐ交付金事業で基金の積み立てで、財源は住民生活に光をそそぐ交付金290万円を当てるものでございます。

3款1項2目老人福祉費238万9,000円の減額。これは雪害救助員派遣事業賃金100万8,000円の減額や、緊急通信システム使用料70万円の減額でございます。

3款1項4目社会福祉施設費300万3,000円の増額。これは障害者自立支援施設改修事業380万円の増額でございます。これは、ふれあいセンターのエレベーターの改修ですが、財源は住民生活に光をそそぐ交付金350万円を使うものでございます。

3款1項6目住民総務費603万4,000円の増額。これは国民健康保険事業特別会計繰出金364万8,000円の増額。後期高齢者療養給付費負担金250万円の増額でございます。

4款1項2目保険予防費150万円の増額。これはワクチン接種緊急促進事業245万円の増額で、きめ細かな交付金80万円を使い、子宮頸がんワクチンの接種を行うものでございます。

質疑におきまして、ワクチン接種緊急対策事業についての質問があり、現在100万回以上の申し込みがあり、一時的に不足の状態になったため申し込みをとめているが、7月ころには十分な量が確保できる。接種は初回、1カ月後、半年後の3回で、ワクチンと接種技術料を含めて、1人1万5,600円で、白馬村は53人の対象者について80回分予算化した。自己負担はなく、国が2分の1、村が2分の1負担するものであるという答弁がありました。

このワクチンで、万が一後遺症が残った場合の対策についての質問があり、医師会、村でワクチンの説明、問診票で理解を得た上での任意の接種だが、万が一問題が起きた場合の補償については、国の指導により村が保険に加入しているという答弁がございました。

AEDの導入についての質問があり、安心子ども基金事業補助金を使い、保育園に1台、子育て支援ルームに1台、北小放課後児童クラブがふれあいでやっており、ふれあいに1台。南小放課後児童クラブ南小ホールに1台設置するという答弁がございました。

障害者居宅福祉事業補助金70万円の減額についての質問があり、対象がなかった。要介護認定された障がい者が在宅の場合、バリアフリー化の改修に対し、上限20万円の県の補助事業があり、1割自己負担である。これとは別に高齢者が在宅の場合、バリアフリー化の改修に対する補助事業もある。年齢は65歳以上、要介護認定された障がい者で65歳以上の方の場合は、高齢者の在宅改修の補助金を優先的に使うことになる。今年度は高齢者の補助の方は2件あったという答弁がございました。

議案第22号の採決でございます。以上、議案第22号について、総務課、税務課、環境課、教育委員会、住民福祉課のそれぞれの所管事項の質疑が終了後、それぞれ採決をしました。そのいずれも委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,094万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,904万円とするものでございます。

歳入につきましては、4款1項1目前期高齢者交付金4,055万2,000円の増額。8款1項1目繰越金1,959万4,000円の増額。2款1項国庫負担金7,136万9,000円の減額。2款2項国庫補助金1,581万9,000円の減額。10款1項県負担金105万6,000円の減額。10款2項県補助金828万7,000円の減額等でございます。

歳出については、4款1項1目後期高齢者支援金4,494万6,000円の減額。10款2項1目療養給付費負担金等返納金1,400万円の増額等でございます。

質疑におきまして、平成21年度の療養給付費は県内で何番目かという質問があり、77市町村のうち66番目である。1人当たりの医療費はもっとよくて低い方から3番目、77市町村のうち75番目という答弁がございました。

高額医療の状況についての質問があり、平成15年に比べ平成20年は1.6倍くらいで、入院が増えて金額が大きかった。今は落ちついている。高額医療の場合は、もらう方も大きいが拠出金も大きくなる。22年度は状況によっては3,000万円の基金を取り崩さざるを得ないという予算を組んだが、医療費も安定しているので、基金に手をつけずに済みそうだという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ177万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,307万8,000円とするものであります。

歳入においては、1款1項1目特別徴収保険料175万円の減額。

歳出においては、2款1項1目保険料等負担金177万1,000円の減額でございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情でございます。陳情第2号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情であります。

平成23年2月21日受理、提出者は北アルプス民主商工会会長でございます。

陳情の趣旨は、地域経済活性化を目的とした住宅リフォーム助成を自治体の施策として取り組めば、緊急経済対策として大変有効だと考える。

1、白馬村に営業施設にも配慮した住宅リフォーム助成制度を創設してください。

2、その際、申請手続はできるだけ簡素にし、工事にかかわる建築関連業者は村内に在住する個人事業主と、村内に登録された法人に限定してくださいというものでございます。

質疑におきまして、金額の上限をどうするかといった問題は別として、白馬村の経済を活性化させるための手段として、何とか、この制度の実現を考えていくべきである。以前に実行したプレミアム商品券と同様の意義があるという意見がありました。

個人住宅についての助成については、高齢者や障がい者のための福祉関係の助成以外でも問題ないかという質問があり、補助要綱のつくり方で可能である。補助率をどうするかという問題になるという答弁がありました。

商工会との懇談会でも、助成についての要望が出た。建築の仕事がない中で、この制度が経済活性化の起爆剤になればいいと思うという意見がありました。

実現した場合、現状の補助制度を使えるかという質問があり、現状では要介護、要支援の人について補助制度がある。それと一緒に対応するかは検討しなければならないが、より多くの人たちが使える制度にした方がよい。

また、村の財政状況を最優先にした中で、実現の方法を考えていかなければならないという答弁がありました。村の財政状況に合った制度にすべきである。手続は簡略にして、だれでも気軽に相談に応じられるようにしてほしいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 住宅リフォーム助成金制度の創設に関する要望でございます。

平成23年2月22日受理、提出者は白馬村建築業組合組合長であります。

陳情の趣旨は、他の市町村で住宅リフォーム助成金制度を実施し成果を上げている。仕事の受注につながるように、白馬村でもこの制度を実施していただきたいというものであります。

委員より、みなし採択の動議が出され、質疑、討論を省略し採決いたしました。結果、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第4号 住宅リフォーム助成金制度の創設に関する要望でございます。

平成23年2月22日受理、提出者は大北建設労働組合白馬地区地区長であります。

陳情の趣旨は、地元建設業者が住宅リフォーム工事を手がけることで、地元の多岐にわたる業種に経済波及効果をもたらし、地域循環型の経済に資するものとする。白馬村の経済の活性化のためにも、住宅リフォーム助成金制度を創設してくださいというものであります。

委員より、みなし採択の動議が出され、質疑、討論を省略し採決した結果、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会の報告であります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の結果と経過に対する質疑に限られておりますので、申し添えます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なしと認めます。質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第8号 白馬村白馬町交流センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第9号 白馬村地域情報化施設基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第10号 白馬村住民生活に光をそそぐ基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第11号 白馬村体育施設条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第12号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第13号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例に

については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第16号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第17号 特別会計条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第18号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第19号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第20号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第21号 白馬村消防団条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第23号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委

員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第24号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

陳情第2号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第2号は採択することに決定をいたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

陳情第3号 住宅リフォーム助成金制度の創設に関する要望の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第3号は採択することに決定をいたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

陳情第4号 住宅リフォーム助成金制度の創設に関する要望の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第4号は採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番柏原良章産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 第7番柏原良章です。

今定例会において、産業経済委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第22号の所管事項、議案第25号、議案第26号の6件であります。

審議の概要及び結果のご報告をいたします。

まず、議案第5号であります。議案第5号 村道路線の廃止についてであります。

農免道路事業で道路延長改良を実施したため、3026号線の一部を廃止するものであります。

委員から質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 村道路線の認定についてであります。前議案第5号で廃止された路線と村道1124号線延長であります。深空下河原橋から旧国道148号滝頭までの路線認定であります。

委員から、冬期間の除雪質疑があり、新しく除雪実施は行わないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 字の区域の変更についてであります。

内容は、昭和33年に開拓事業で実施した塩島大峰地区の非補助土地改良事業の換地処分のために、字の区域を変更するものであります。

委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の所管事項であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,666万8,000円とするものであります。

このうち観光農政課関連所管事項であります。主な事項では、5款農林業費1項農業費で、農業活性化緊急基盤整備事業で4カ所の水路改修に1,100万円の追加。用水路安全対策事業で転落防止策の設置で80万円の追加。2項林業費では、森林整備事業で180万5,000円の追加。6款観光商工費では、きこりの道再生事業で105万4,000円の追加等であります。

また、建設水道課関連所管事項であります。主な事項では、7款土木費の道路維持費除雪事業で3,080万円の追加。きめ細かな道路推進事業で1,630万円の追加。道路新設改良費で2,097万3,000円の減額。10款災害復旧費では110万5,000円の減額等であります。

委員から、観光農政課関係では、森林整備事業で間伐促進の実施状況の質疑があり、国からの補助金が変わることで、今までより増えるか減るかが県の方でも説明ができないと言っておりますが、村としても減ることのないよう対応してまいりたいと答弁がありました。

また、きこりの道再生事業実施について、利用状況や整備方法の質疑があり、利用は冬期間でもあり、利用道路は赤線のみでなく、これからの利用に伐採等の整備が必要になるとの答弁がありました。

建設水道課関連では、山麓線の新規工事で土地購入についての質疑があり、購入の当人との連絡はついていきますとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ346万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,459万4,000円とするものであります。

内容は、1款下水道費の一般管理費で372万8,000円の減額。公共下水道建設費で26万円の追加であります。

委員から、歳入で下水道使用料及び手数料で310万6,000円の追加の質疑があり、使用料の減額補正を避けるため、前年度等を参考にして見積もりを作成するため、増額になったとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,612万8,000円とするものであります。内容は、3款繰越金とするものであります。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号 字の区域の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第25号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第26号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました、議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第22号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第13番太谷正治予算特別委員長。

予算特別委員長（太谷正治君） 平成23年度第1回定例会予算特別委員長報告を申し上げます。

本定例会において、予算特別委員会に付託された予算議案は6件でした。この予算に対する審査の概要と、その結果を報告します。

最初に、議案第27号 平成23年度白馬村一般会計予算であります。一般会計の歳入歳出はそれぞれ43億1,800万であり、前年度当初予算と比較すると300万ですが、わずかに増えています。0.1%の増であります。

予算編成を担当する総務課から、予算編成方針についての説明がありました。それによりますと、平成23年度一般会計予算は、例年より早く編成作業に入ったとのことでした。

予算は、次の3つの基本方針で編成されていると説明がありました。住民の声、現場の声を反映。徹底した行政改革。歳入の的確な確保と新しい新たな財源の創出の3つです。

住民の声をしっかりと聞き、歳入は限りある財源であることから、1円たりともむだにせず、的確な課税を行うとともに、新しい新たな財源を確保するような事業の組み立てをするというものでした。

そこで平成23年度の重点施策は、生活環境の分野では、神城山麓線の完成と村道の改良や舗装。ごみの減量化と効率的な処理への取り組み。地域保健福祉の分野では、保健予防への取り組みや福祉医療費給付の拡大への取り組み。活動ある経済の分野では、観光と農林業との連携とし

て、転作としてのソバの取り組みや、観光振興事業の推進がそれぞれ23年度の重要施策であります。

肝心の歳入の面では、地方交付税は0.9%の伸びで13億3,900万円が計上されております。

さて、議会関係では、報酬は減額となりましたが、議員年金制度の廃止を含む制度改革により、共済負担金が増額となり、全体で1,600万円の増となりました。

総務課関係では、昨年執行された3つの選挙がなくなり、その費用が減っています。また、助成制度が最終年度を迎えるデマンドタクシーやシャトルバスの地域公共交通網会議に2,200万円。ユーテレ白馬の運営事業に1,100万円。情報ネットワークの広域一括管理のシステムを構築させるための負担金に300万円。

消防費では、消防ポンプの積載車の更新が22年度で終了したため、昨年より減となっております。また、耐震診断では5施設を計画していて、委託料は220万円で、委員からは、地域公共交通会議の関係で支出と収入の負担金について質疑があり、国からの補助金は地域公共交通会議で受けて、それをまた戻している方法をとっているということでした。

また、ユーテレ運営事業に関して、電柱の添架使用料は毎年出てくるのかという質疑に対して、行政側からは、その電柱に添架しているうちはずっと出てくるとの回答でした。さらに、ユーテレの現在の加入者数は何件かという質疑に関して、1,870件であるとの回答でした。

税務課では、村税が13億6,770万円で、昨年より590万円の減となっております。村税の内訳を、現年課税分で昨年度当初予算として比較してみると、個人住民税の現年課税分が2億3,310万円で939万円の減、法人村民税の現年課税分が5,386万円で413万円の減、固定資産税の現年課税分が8億8,498万円で2,547万円の減となっていて、それぞれの税目のうち、滞納繰越分で増を見込んでいて、地方税滞納整理機構の関係や徴収体制の強化は評価できますが、弾力性の少ない固定資産税現年課税分などの減などの大変厳しい数字となっております。

税務課の歳出の関係では、賦課収納業務電算委託料が1,320万円、購買手数料が99万円、不動産鑑定委託料が323万、長野県地方税滞納整理機構負担金に337万円となっていて、徴収体制強化の数字が上げられます。

委員からは、地方税滞納整理機構への委託の口数の関係で質疑があり、20口を予定しているとの回答でありました。その基準はどのようなものかとの質問に対しては、1つの基準としては、長年にわたり滞納している方や金額の大きさであるが、個々の条件により検討して抽出していくとの回答でした。

また、賦課収納電算委託はどのような内容のものかとの質疑があり、新しいシステムで徴収関係のすべての履歴や収納状況が出てくるものだと回答がありました。400件の差し押さえ件

数を目標にしているという説明に対して、職員数は足りているのかという質問に対しては、新しいシステムがそれを補っていき、800件も可能になるかもしれないとの回答でした。

その他、差し押さえの基準、軽自動車税と車検の関係、不動産鑑定についての質疑がありました。

住民福祉課関係では、老人福祉施設措置費に2,560万円、乳幼児医療給付費に2,100万円、子ども手当には1億7,700万円などとなっております。

また、平成22年度に村の単独事業として拡充した重度心身障害者医療給付費が、さらに平成23年度では対象範囲を拡大し、2,250万円になったとの説明がありました。

また、成年後見制度にかかわる費用56万円を、権利擁護事業として新規事業で計上したとの説明がありました。

また、戸籍関係では、戸籍のコンピューター化にシステムリース料が413万円。システム保守料に126万円を初めとして、北アルプス広域への負担金が152万円で、全部で927万円が計上されております。

乗り合いタクシー事業には1,140万円です。

保健衛生費では、子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの、それぞれ接種の費用として2,150万円が計上されておりますが、社会経済情勢により内容が大きく左右されることもあるとの説明がありました。

特に、子ども手当に関しては、国の動向に大きく左右されるが、電算システムの関係もあり、制度的にも費用的にもどうなるかわからない状態であると言います。

委員からは、乗り合いタクシー事業の燃料費について質疑があり、運行委託料には燃料費は入っていないとの回答がありました。

また委員からは、成年後見制度の内容について質疑があり、判断の能力が不十分な方で、成年後見人が必要であるにもかかわらず、親族からの申し立てがない方を守るために、村長が申し立てをする制度であり、予算はそのための費用であるとの説明がありました。

その他、緊急通報システム、自殺対策、雪害救助員、一時保育などについての質疑がありました。

環境課の清掃費では、白馬山麓環境施設組合の清掃センター建設費の償還が終わったことにより、負担金が減り、合計で1,300万円の減となりました。

また、広域ごみ処理施設の建設候補地が大町市となったことから、ごみの持ち込み方式から収集方式に切りかえるため、その促進を図るために、ごみ集積場設置の補助金の限度額を引き上げるなどの予算を計上してあります。

委員からは、光熱水費はどこにかかるものかの質疑があり、粗大ごみ処理場であるとの回答でした。その他、古紙回収などのリサイクルを行っている各種団体との関係や、販売手数料等の

関係、各地区での集積場設置の関係で質疑がありました。

建設水道課では、村道維持補修工事に500万円、道路維持原材料に600万円、除雪費に1億8,000万円、道路改良事業に1億円、下水道繰出金に2億6,000万円、合併浄化槽補助金に2,390万円が計上されております。除雪費のうち950万円が塩カル散布車の購入費用で、道路改良のうち3,400万円が神城山麓線です。

委員からは、浄化槽の補助は何件で計上していくかとの質疑があり、32基との回答がありました。また、下水道への繰出金が200万円減った理由はとの質疑があり、下水道会計で行う委託料が減ったこと、委託料に関する国の補助金があったこと、下水道使用料が増えたことなどが繰出金減の理由であるとの回答がありました。

その他、農道と村道の除雪の件、地区の要望の最も多いのは道路、水路の補修の件で、その対応などについての質問がありました。

教育委員会のスポーツ課の関係では、スノーハープの木橋の改修では、設計監理に658万円、工事に4,050万円です。また、ジャンプ競技場の改修に500万円、各種スキー大会開催に1,400万円が計上されています。スノーハープの事業には、充当率が高く還元助成がある辺地対策事業債を充てると説明がありました。

委員からは、施設管理委託料についての質疑があり、指定管理者への委託料であるとの回答がありました。

また、スノーハープの橋の改修工事の工期について質疑があり、7月着工で10月末完成の目標としているとの回答がありました。

また、ジャンプ競技場のリフトの利用者の数についての質疑があり、2月までで7万9,000人で、昨年度と比べると1割減っているとの回答がありました。

教育委員会教育課の関係では、新しい学習指導要領に対応するため、小学校費に教科書や指導書の費用を計上してあります。また、CRT検査やスキー教室の費用が増額して計上されております。

文化財保護費の青鬼の保存事業の補助金には1,160万円。神明社の防災事業には250万円が計上されております。

また、保健体育の関係では、プール設計委託料に400万円が計上されております。

委員からは、プール設計委託料の内容について質疑があり、大規模改修であり、水槽自体は今のものを使用し、どのような屋根にするかとか、事務所や控室とかいったことは、23年度中に設計で検討するとの回答がありました。

また、補助金はあるのかとの質疑に対して、設計は起債を充てるとの回答がありました。

また、プール施設自体の位置についてどう考えるか。ランドデザイン関係についてどう考えるかとの質問があり、新設のときの巨額な事業費の関係もあり、難しい問題だとの回答でした。

その他、ウイング21の修繕の関係、地域総合スポーツクラブの運営、小学校での各種検査、スキー大会への子供たちの送迎の関係、公民館事業に対する質疑がありました。

観光農政課からは、最初に農林業費では、戸別所得補償制度の関係で、米生産調整負担金が500万円、中山間直接支払事業の交付金には670万円、奈良井整備事業で135万円、農地・水保全管理支払交付金事業では交付金額が71万円、村単土地改良事業には助成金を除いて300万円、道改良事業に1,040万円、間伐材の森林整備事業に570万円、有害鳥獣被害対策に305万円、ナラ枯れ等の森林病虫害防除に190万円、国土調査事業には2,500万円、それぞれ計上されております。

委員からは、クマに荒らされている山で、禁猟区になっているところがあるが、解除はできないものかと質問があり、見直しの機会があるので、そのときに関係機関と協議をしたいとの回答がありました。

また、猟友会の委託料とは何かとの質疑があり、銃の弾などの消耗品への助成で、猟友会の出勤は今は無償ボランティアだとの回答がありました。

また、アスパラガスやリンドウなどの作付など、どのような状況になっているのかと質問があり、アスパラは個人作付であり、リンドウは法人で行っているとの回答でした。

また、地産地消で小規模な畑作も特産品として助成する方法はないかとの質問に対して、今のところ国などが示す制度以上のものはなく、新しい仕組みをつくるしかないとの回答でした。

それと同じく、地産地消や特産品に対する需要があり、必要性も感じているのにうまくいっていないが、いい方法はないかとの質問に対して、地域営農センターを活用してほしいし、それを検討するとの回答でした。

さらに、戸別所得補償制度で、ソバは担い手だけなのかとの質疑があり、個人、法人に関係なく出荷が条件であるとの回答でした。

また、奈良井整備の計画について質問があり、平成23年度に調査を行い、24年度から26年度まで行うとの回答がありました。

次に、観光農政課で、観光商工関係ではシャトルバスに850万円、そばの里づくりで特産品開発促進事業で白馬ガレットに商工会の負担金で200万円、環境保全浄化事業で小雪溪トイレの管理やグリーンパトロール管理事業に、ふるさと白馬村を応援する基金から100万円を繰り入れます。

委員からは、駅前の観光案内所の件で質問があり、振興公社で1人、観光局で1人を出して業務を行っているとの回答でした。

白馬ガレットの関係で、商工会と観光局との連携はどうなっているのか。また、観光協会との関係についての質問があり、連携を十分とるよう努力し、常設観光協会との関係は検討するとの回答でした。

また、登山道の修理には、国の助成制度はないかという質問に対し、環境省などの国にお願いしているところだが、ないのが現状であるとの回答がありました。

続いて、観光局の負担金に対する審査を行いました。平成23年度の観光局の負担金は7,670万円であり、平成22年度は1億100万円だったわけですが、そのときの予算審査では、3,100万円の増は平成22年度限りであるという説明を受け、認めた経過があります。

それからすると平成23年度は明らかに増額である上に、観光局長の人件費も入っていない額であるので、その分も増額になっているところです。観光局の担当者から、子細にわたって事業内容の説明がありました。

委員からは、観光局の負担金と分担金の割合について、また、時間外勤務手当を初めとする人件費の関係、庄屋丸八の活用と維持管理や契約の関係、新民宿宣言、花三昧、スキー発祥100周年イベント、イベント開催と誘客確保の関係、宣伝販売促進などについて質疑、意見がありました。

また、委員からは特に増額する金額は、この財政の厳しい中で、すべて一般会計の税金が使われていいものかという質問があり、分担金審議会では、このところ開催されていないが、観光立村である白馬村は、その時々々の経済状況により、村で負担せざるを得ないときもあるということをご承知いただきたいとの回答がありました。

また、今回、観光局の予算の提案について、今までの観光局の問題があったが、しっかり議論した上に、村長で代表理事としての決意と意気込みを聞いて、しっかり取り組む姿勢を見たいとの質問、意見がありました。

村長からは、反省すべきは反省し、直すべきは直し、今回、観光局の予算を提案するに当たり、これからはしっかりチェックをする体制をとり、四半期ごとに議会に報告することを義務づけ、精算方法を検討するなど対処していくので、是非ともこの予算については認めていただきたいとの回答がありました。

採決した結果、委員長を除く、賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 平成23年度白馬村国民健康保険事業特別勘定特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,881万1,000円で、前年度当初見込予算と比較して5,110万5,000円の減であります。

歳入では、所得の減少を見込んで国民健康保険税は昨年度より1,410万円の減となりました。平成21年度では、1人当たり医療費は21万7,000円であり、県内で75位にランクされた。

委員からは、収納率の向上を目指すとのあるが、目標はどのくらいかとの質問があり、93%であるとの回答でした。

採決した結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,523万3,000円で、前年度当初予算と比較して40万4,000円の増であります。

審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出5億5,770万6,000円で、前年度当初予算と比較し624万2,000円の減です。これは、負担金の減によるものです。

採決した結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,599万2,000円で、前年度当初予算と比較し26万5,000円の増です。

委員からは、汚泥処理料とは何かとの質疑があり、コンポスト化する費用であるとの回答がありました。

採決した結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 平成23年度白馬村水道事業会計予算につきましては、水道事業収益が2億9,354万3,000円、水道事業費用が2億7,703万6,000円で、資本的収入額が673万円、支出額が1億367万2,000円で、前年度に比べると2,305万8,000円の減、14.4%の減となります。これは企業債償還元金の減少によるものであります。なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,997万2,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするという説明がありました。

採決した結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員長の報告を終わりです。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第27号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第27号 平成23年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第28号 平成23年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第29号 平成23年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第30号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第31号 平成23年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第32号 平成23年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決

議長（下川正剛君） 日程第3 議会運営委員長報告並びに陳情の採決を行います。

議会運営委員長より報告を求めます。第11番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 11番高橋賢一です。

議会運営委員長報告並びに陳情の採決について、報告申し上げます。

陳情につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会において、議会運営委員会に付託された案件は、陳情第1号の1件であります。以下、この陳情に対する審査の概要と、その結果について報告いたします。

陳情第1号は、平成23年2月21日に受理されました。提出者は議会基本条例を考える会代表中村 敬さんであります。

白馬村に住所を有し、陳情の趣旨は、白馬村議会が白馬村議会基本条例を遅くとも平成24年度内に制定することを要請するものであります。

議会基本条例は、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求するものとして、その必要性を認識しているものでありますが、県下では長野県、長野市、松本市、大田市、塩尻市等、箕輪町を含む地方議会が制定しておりますが、白馬村議会でも基本条例を持つ会津若松市議会を視察に訪問したりいたしております。

また、全国163に及ぶ地方議会で、条例を制定していて、村の構成比が当村に近い町村の基本条例を集めて、かつてより検討させていただいているところでございます。

このたびの陳情審査に当たり、委員からは、時間的拘束や地方自治法の改正要望等と、調査検

討すべき内容もあり、継続審査したいとする意見がありました。

ほかに、一部採択との意見もありましたが、採決の結果、委員長を除く賛成多数により、継続審査とすべきものと決定いたしました。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。第12番小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 12番小林英雄です。私は議会基本条例の制定についての陳情につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議会を取り巻く情勢と議会の重要性を考えましたときに、地域主権、地方分権が重要視されている今日、地方議会の果たす役割はますます重要になっていると思います。

行政のチェック機能とともに、住民の多様な意見を行政に生かすこと。そして、住民の目線で地方政治を動かすことが、今、議会に求められていると思います。

中央政府の政策決定に縛られる首長とは別の観点から行政を考え、そのためにも住民に開かれ、住民の意見を正確に反映する議会運営が必要であることは言うまでもありません。

この議会基本条例制定の動きでありますけれども、そのような議会を実現するために、北海道栗山町を最初にして、議会基本条例を制定する地方議会が増えております。

今月発表された信濃毎日新聞社による県内77に及ぶ市町村議長アンケートでは、基本条例を制定しないと回答した市町村、わずかに3市村であります。3.9%にとどまっております。

大北管内では、大町は昨年9月に制定、池田町、松川村、小谷村はいずれも制定を検討しているというアンケートの結果が示されおります。

県内では最近の制定市町村は、大町市であります。これは2010年9月に制定をしております。検討期間は1年と3カ月ということでございます。そして大桑村、2011年3月の制定であります。これは2009年6月に始まりまして、1年と9カ月を要しております。それから、上松町、2011年3月の制定であります。検討は2010年11月、これは4カ月であります。

制定後の実効ある実施のためには、広く深い検討も必要だと考えます。村会議員の任期はあと2年。速やかに制定し、任期内に実行することが肝要ではないでしょうか。

幸い、白馬村には前回検討した議会改革調査特別委員会の報告という大きな財産がございます。陳情を採択し、基本条例制定に向けて速やかに学習、検討を開始すべきだと思います。

なお、この本陳情の取り扱いについてでありますけれども、私は本会議では採択すべきと考えますが、付託された議会運営委員会では、もう少し学習、検討する時間が欲しいという意見もあり、多数により継続審査にすべきだったとのごとでございます。閉会中にも委員会審査を行って、次回議会では採択することを求めて、私の発言とさせていただきます。

なお、加えまして、議会基本条例の制定を待たず、具体的に改善できる事項につきましては、順次実施することを求めてまいりたいと思っております。以上です。終わります。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。第13番太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） 私は、委員長報告の継続審査に賛成の立場で討論させていただきます。

議会基本条例は議会の行動をみずから資するという意味で、有効であることは間違いありません。白馬村議会としてもその重要性は認識していて、条例がない現時点でも、住民懇談会として各種団体等との積極的な懇談会を行っております。

また、議会基本条例を制定してある自治体との規模ははるかに違いますが、さきの先輩格の会津若松市議会等々も視察しております。

この流れはとめられないにしても、県内でも6地方議会、全国にも170地方議会ほどしか制定しておらず、制定したとしても現実と条例にうたっている中身との開きがあり、苦慮している自治体もあると聞いております。

この陳情の趣旨はよくわかりますが、時間的に可能かどうかとか、白馬村の実態にそぐわない内容もあるように見受けれます。

よって、より検討することがよいと思い、ここに委員長報告のとおり継続審査することに賛成をいたします。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

陳情第1号 白馬村議会が白馬村議会基本条例を遅くとも平成24年度内に制定することを要請する陳情の件は、委員長報告のとおり継続審査と決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定をされました。

続いて、村長から議案及び同意案件の申し出、議会運営委員長より発委の申し出、また常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務の調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。日程第4 議案第33号、日程第5 議案第34号、日程第6 同意第1号、日程第7 発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号、議案第34号、同意第1号、発委第1号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

これより、議案の審議に入ります。

△日程第4 議案第33号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第6号)

議長(下川正剛君) 日程第4 議案第33号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 議案第33号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第6号)について、ご説明を申し上げます。

第6号は、既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、歳入歳出それぞれ44億5,766万8,000円とするものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について報告をするものでありますので、よろしく願いいたします。

まず、4ページをお開きをいただきたいと思います。歳入につきましては、地方交付税を100万円追加し、歳出につきましては全国町村会の提案に賛同をし、本村は人口5,000人以上1万人未満の町村でありますので、今回の東北地方太平洋沖地震の関係で、100万円を義援金として支出するために、村長交際費に100万円を追加するものであります。

この集まった義援金につきましては、全国町村会において地震の規模等により、各被災の自治体に配分するというものでありますので、よろしく願いいたします。

次に、5ページの第2表繰越明許費をご覧をいただきたいと思います。総務費につきましては、グリーンスポーツ施設遊具やスノーハーブの施設、浄化槽等ではありますが、その修繕費に570万2,000円を繰り越すものであります。

民生費につきましては、ふれあいセンターのエレベーター修繕に380万円。

衛生費につきましては、嶺方スキー場山頂付近にあるトイレの解体撤去工事に130万円。

農林業費につきましては、地区の取水栓や用排水路改修に1,100万円。塩島地区の水路転

落防止安全さく設置に80万円。

観光商工費につきましては、きこりの道整備にかかわる経費に105万4,000円。

土木費につきましては、村内の道路維持修繕費に1,630万円。神城山麓線工事にかかわる経費に1,066万5,000円。

教育費につきましては、村及び学校図書館の図書や備品購入に943万8,000円。それから、図書館施設の修繕に132万9,000円を、それぞれ繰り越すものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第33号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第34号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第5 議案第34号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第34号、本件につきましては、今定例会議案第8号で提案をいたしました白馬町交流センター条例に伴う指定管理者の指定に関する議案でありますので、朗読、説明をいたします。

白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1. 公の施設の名称

白馬村白馬町交流センター

2. 指定管理者となる団体の所在及び名称

白馬村大字北城2031番地

白馬村 白馬町区長 松沢 豊

3. 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第34号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第6 同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 同意第1号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

△日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（下川正剛君） 日程第6 同意第1号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 任期が満了いたしました固定資産評価委員会委員の選任について、同意を求めるものでございます。朗読して、ご説明をいたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城12619番地イの1

氏 名 太田 史彦

生年月日 昭和31年5月6日

平成23年3月18日提出であります。

議長（下川正剛君） 採決をいたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

△日程第7 発委第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第7 発委第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第11番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 11番高橋です。

発委第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年白馬村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附則第2項中「平成21年6月1日」を「平成23年4月1日」に、「平成23年3月31日」を「平成25年5月31日」に改める。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上につきまして、条例改正に係る提案理由を申し上げます。この改正条例の目的は2つありまして、1つは議員報酬のうち期末手当の支給率を、全体の支給率を変えることなく、6月支給の率と12月支給の率を変更するものであります。

平成22年11月30日に、人事院勧告により平成22年度分の議員報酬の手当の総額を減額するために、12月の期末手当の支給率を変更しましたが、その結果、6月と12月の支給率が、

本来の支給率ではない率となりました。この条例で改正することにより、本来の割合になる。同時に国と同じになるというものであります。

内容は、6月支給分を100分の140に、12月支給分を100分の155とするものです。

もう一つは、議員報酬の減額を引き続き行うものです。現在、議員報酬は減額されていますが、その期限がこの3月31日に到来します。それをこの条例により、引き続き25年5月31日までの2年間、議員報酬を減額するものです。

以上、具体的な事例につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第1号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営

に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成23年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

3月7日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出をいたしました全案件について、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、3月11日の午後2時46分、マグニチュード9.0という、我が国の観測史上未曾有の規模となる東北地方太平洋沖地震が発生をし、東北地方から関東にかけての東日本太平洋沿岸地域は大震災に見舞われました。

特に、東北地方の各地は津波により、想像を絶する甚大な被害を受け、今日現在の未確認情報ですが、お亡くなりになられた方々や行方不明者は1万5,000人を超える模様との報道がされております。

また、翌12日の午前4時ごろには、長野県北部の栄村や野沢温泉村で震度6強の地震があり、63棟の家屋が全半壊し、土砂崩落等の被害があったとの報道がされております。

被災地の皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました皆様には、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

県内における地震が、誘発された地震であるとすれば、糸魚川静岡構造線上に位置する私ども白馬村としても、心中穏やかではおられず、村としてできる危機管理対策を再点検しなければと考えております。

国においては、この地震に対する救助、支援対策や、ライフライン対策、原発故障に伴う住民の安全対策等の対応に追われております。

本村においても、追加補正で義援金の支出をお認めをいただきましたが、保健師や給水車派遣を行うこととし、被災者の受け入れ体制も整えることといたしました。

今後も上級機関、県社協、日赤等の団体と調整しながら、被災地の皆様への支援策を順次計画をしてまいりたいと思います。

村民の皆様にも、それぞれのお立場でご協力をお願いをすることもあるかと思いますが、その

折にはよろしく願いをいたします。

現状では、国は平成23年度の予算審議を行える状況になく、歳入を確保するための特例法案が確立されませんと、村の予算執行にも影響が出てまいります。政府においては租税特別措置法や、現行の子ども手当の内容を延長するつなぎ法案等提出で、国民生活の混乱や、市町村への影響を回避する方策を模索しておりましたが、今回の大震災の事態がある程度の落ちつきを見せる状況にならないと審議再開は見込めず、そうなるまでには、かなりの時間を要するものと思われ、先行き全く不透明な状況であります。

このように、国の動向で影響を受ける予算も少なからずありますが、お認めをいただきました本村の新年度の各事業の予算につきましては、村民の安心・安全のため、福祉の向上、産業や教育振興のため、それぞれの担当において創意工夫しながら、有効に執行するよう努めてまいり所存であります。

そして、未来に希望を、あすに豊かさを求めて、村民の皆様と一緒に知恵を出し合い、引き続き自助、共助、公助による村づくりを進めたいと考えております。

昨日からけさにかけて、わずかな降雪がありましたけれども、あたり一面を覆っていた雪も、このところの陽気で解け初め、春の訪れを肌で感じられるようになりました。新年度に向かい、行政も新たな気持ちでスタートを切りたいと思っております。

議員各位におかれましても、任期後半に入ります。今後とも、それぞれのお立場で行政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げ、3月定例会閉会に当たりましてのお礼のごあいさついたします。

まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） これをもちまして、平成23年第1回白馬村議会定例会を閉会をいたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時11分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員